

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成22年第4回幕別町議会定例会
(平成22年11月30日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
8 増田 武夫 9 牧野 茂敏 10 前川 敏春
- 日程第2 会期の決定
(諸般の報告)
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 発議第19号 TPP 反対
- 日程第5 発議第20号 幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第6 議案第63号 幕別町集団研修施設こまはたの設置条例
- 日程第7 議案第64号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第8 議案第65号 幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第66号 幕別町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
- 日程第10 陳情第13号 農地・水・環境保全向上対策制度の継続と事業内容の改善を求める意見書の提出を求める陳情
- 日程第11 陳情第14号 高齢者の外出の交通手段の確保を求める陳情
- 日程第12 陳情第15号 子どもの医療費助成の拡大を求める陳情

会議録

平成22年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成22年11月30日
- 2 招集の場所 幕別町役場 5階議事堂
- 3 開会・開議 11月30日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 中橋友子 2 谷口和弥 3 齊藤喜志雄 4 藤原 孟 5 堀川貴庸
6 前川雅志 7 野原恵子 8 増田武夫 9 牧野茂敏 10 前川敏春
11 中野敏勝 12 乾 邦廣 13 芳滝 仁 16 大野和政 17 杉坂達男
18 助川順一
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 金子隆司 総 務 部 長 増子一馬
会 計 管 理 者 新屋敷清志 札 内 支 所 長 久保雅昭
経 済 部 長 飯田晴義 民 生 部 長 菅 好弘
企 画 室 長 堂前芳昭 建 設 部 長 高橋政雄
忠類総合支所長 古川耕一 教 育 部 長 佐藤昌親
総 務 課 長 田村修一 地 域 振 興 課 長 佐藤和良
企 画 室 参 事 伊藤博明 糠 内 出 張 所 長 湯佐茂雄
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 米川伸宜 課長 仲上雄治 係長 金田恭之
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
8 増田 武夫 9 牧野 茂敏 10 前川 敏春

議事の経過

(平成22年11月30日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

- 議長（古川 稔） ただいまから、平成22年第4回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

- 議長（古川 稔） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長（古川 稔） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、8番増田議員、9番牧野議員、10番前川敏春議員を指名いたします。

[会期の決定]

- 議長（古川 稔） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から12月17日までの18日間といたしたいと思っております。
これにご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から12月17日までの18日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

- 議長（古川 稔） 次に、諸般の報告をいたします。
監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告書、同法第199条第9項の規定による財政援助団体監査報告書及び行政監査報告書が議長あてに提出されておりますので、お手元に配付してあります。
次に、11月17日、第54回町村議会議長全国大会及び第35回豪雪地帯町村議会議長全国大会がNHKホールにおいて開催され、私が参加しておりますので、その議案の抜粋をお手元に配付してありますので、後刻ごらんいただきたいと思います。
これで、諸般の報告を終わります。
次に、沖田教育委員長から発言の申し出がありますので、これを許します。
沖田教育委員長。
○教育委員長（沖田道子） 議長のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつ申し上げます。
10月1日に幕別町教育委員長に就任いたしました沖田道子でございます。
大変微力ではございますが、幕別町の教育の推進のため、与えられた職責を全うすべく、誠心誠意努力してまいりたいと思っております。議員の皆様方のご指導とご鞭撻を心よりお願い申し上げます。ごあいさつといたします。どうぞよろしくお願い申し上げます。

[行政報告]

- 議長（古川 稔） 次に、日程第3、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
岡田町長。
○町長（岡田和夫） 平成22年第4回町議会定例会が開催されるに当たり、この1年間、町政各般にわ

たり、議員の皆さまから賜りました温かいご指導・ご協力に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げます。

本年も残すところ、あと一月となりました。

今年の夏は、これまでに経験したことのないような猛暑となりましたが、この影響により2年続きで平年を下回る作柄という大変残念な結果となってしまいました。

これほどまでに科学技術が進歩した現代社会においても、いまさらながら、我々人間社会の自然に対する脆弱さを実感させられた年でもありました。

町といたしましては、今後もこれまで同様に関係機関との連携を図りながら、基幹産業である農業の振興に努めてまいりたいと考えております。

また、町の財政についても厳しい状況が続く中ではありましたが、議会を始め、町民の皆様方のご理解とご協力をいただき、計画させていただきました各種施策や事務・事業を順調に進めさせていただいており、心から感謝を申し上げます。

このような1年の最後になって、中国広州で開催のアジア大会において、山本幸平さんがマウンテンバイクで銀メダルに、福島千里さんが女子100メートル、200メートルとさっそうたる走りで金メダルに輝かれ、続く400メートルリレーでは惜しくも銅メダルで3冠はなりませんでしたが、日本じゅうが歓喜の輪に包まれました。

2人のすがすがしい姿は、閉塞した社会に一筋の光を得た感を覚えたところであり、山本さん、福島さんには、体調管理に十分にご留意され、今後の一層の活躍を心から期待するところであります。

以下、当面する行政の執行についてご報告をさせていただきます。

始めに、新年度予算編成に向けての取り組みについて申し上げます。

平成23年度の当初予算につきましては、明年4月に統一地方選挙が予定されており、本町においても首長選挙が執行されますことから、骨格予算編成となるものであります。

国の新年度予算を取り巻く環境は、一部で海外経済の改善などによる企業収益の好転が見られるものの、失業率の高どまりに見られる雇用情勢の厳しさや円高基調による輸出産業などの業績悪化が懸念されており、依然として不安定な経済環境となっております。

こうした状況を受けての地方財政対策においては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入がある程度持ち直しているとの見方もされており、地方一般財源総額としては前年度と同水準が確保されるものと見込まれておりますが、一方では歳出において、地方債の償還や社会保障費の自然増などにより、地方財政運営は厳しさを増していく状況が予想されているところであります。

また、地域主権改革の推進として補助金・交付金等を「一括交付金」にするの方針が示されておりますが、その詳細はいまだ明らかにされておらず、地方財政に与える影響も不透明なものとなっております。

本町といたしましては、現在、各課からの予算要求原案の取りまとめを行っており、今後、各課ヒアリングを経て経常経費などの査定を進めることとなりますが、なお、年末に向けて国の財務省原案、地方財政計画、地方債計画などが確定された後に、本町の予算編成作業が本格化するものと見込んでおります。

いずれにいたしましても、厳しい財政環境の中、特に歳出全般にわたる見直しを行い、最少の経費で最大の効果を上げるという基本理念のもと、町民福祉の向上を図り、町民ニーズにこたえることができるよう、予算編成に努めてまいりたいと考えております。

次に、本年度の農作物の作況について申し上げます。

本年は、4月、5月の低温傾向から、一転して6月に入ってから記録的な高温や多雨が農作物のみならず、生乳生産にも大きな影響を及ぼしたところであります。

主な作物について申し上げますと、小麦につきましては、急激な気温の上昇で成熟が不十分であったことから、収穫量は反当り7俵程度で、品質においても未熟粒が多く、2等麦や規格外のものが昨年よりも相当多くなっているところであります。

馬鈴薯については、全体的に小玉傾向であり、収穫量、品質ともに平年を下回るものの、価格は高めに推移している状況であります。

てん菜については、現段階では確定したものではありませんが、猛暑や多雨の影響で病気が発生したことなどにより、収穫量は平年を下回り、また糖度においても平年を下回ることが見込まれているところであります。

豆類は、小粒傾向ではありますが、総じて収穫量はほぼ平年並みで、大豆が平年を上回る収穫量となっております。

野菜類につきましては、長芋が収穫量、品質ともに平年を上回り、ユリ根が平年並みの収穫量で、品質がよく、価格も良好に推移している状況であります。

その他の野菜については、全般的に収穫量、品質ともに平年を若干下回る状況ではありますが、価格的には高値基調となっております。

また、牧草については、平年並みの収穫量で、サイレージ用トウモロコシについては、収穫量、品質ともに平年を上回る状況であります。

農作物全体としては、天候不順による2年連続の不作となり、非常に残念な結果ではありますが、大豆や長芋の増収、野菜やバレイショの高価格での推移など明るい材料もあり、これまでの生産者の皆さんをはじめ、農協など関係機関の皆さんのご努力に対しまして、改めて敬意を表する次第であります。

次に、町内で発生したジャガイモシストセンチュウについて申し上げます。

ジャガイモシストセンチュウは土壌中に生息し、バレイショの根に寄生して生育を阻害するもので、大幅な減収を引き起こす病害虫であります。

今回検出されたのは、JA幕別町管内の2戸、3圃場での発生が確認されたところであります。

ジャガイモシストセンチュウは、土とともに移動することから、JA幕別町内に設置している対策本部が主体となって、蔓延防止対策を講じているところではありますが、町といたしましても、農業改良普及センター等関係機関と連携を図りながら、その拡大防止に努めてまいりたいと考えております。

次に、公共工事の発注状況について申し上げます。

11月末現在の公共工事の発注済額は、14億9,200万円となっており、発注率にいたしますと88.6%となっております。

今年度は当初予算で予定しておりました事業に加えて、平成21年度からの繰り越しとなりました地域活性化臨時交付金事業の工事を含めて、大部分の工事発注を終えたところであります。

今年度の公共工事は、2度の幕別町緊急経済対策としての追加補正を含み、昨年度と同程度の事業量を確保できたものと考えているところではありますが、今後の旧駒島小学校の改修工事や小・中学校のトイレ洋式化工事等の発注におきましても、発注条件の整備に努め、安全な工事の遂行に万全を期してまいりたいと考えております。

以上、当面する諸問題等につきましてご報告をさせていただきましたが、議員の皆様には引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます、行政報告とさせていただきます。

○議長（古川 稔） これで、行政報告は終わりました。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第4、発議第19号及び日程第5、発議第20号については、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第4、発議第19号及び日程第5、発議第20号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第4、発議第19号、例外なき関税撤廃を原則とする TPP 交渉への参加に反対する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大野和政議員。

○16番（大野和政） 発議第19号。

平成22年11月30日。

幕別町議会議長古川稔様。

提出者、幕別町議会議員大野和政。

賛成者、幕別町議会議員乾邦廣、幕別町議会議員中橋友子。

例外なき関税撤廃を原則とする TPP 交渉への参加に反対する意見書。

上記の議案を、別紙とおり会議規則第14条の規定により提出します。

例外なき関税撤廃を原則とする TPP 交渉への参加に反対する意見書。

十勝管内の農業は、先人たちのたゆまない努力により、畑作・酪農を主体とする大規模で生産性の高い農業を展開しており、また、地域の経済を牽引するすそ野の広い産業として位置づけられている。

国は、本年3月に閣議決定した「新たな食料・農業・農村基本計画」において、国内食料自給率の50%への引き上げや、国際交渉への対応については、EPA（経済連携協定）・FTA（自由貿易協定）について、食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興等を損なうことは行わないことを基本に取り組むとしてきたところである。

しかしながら、政府は、今般 EPA 基本方針の中で TPP（環太平洋経済連携協定）に関し、関係各国との協議を開始することを閣議決定した。

TPP は、原則、関税撤廃の例外を認めておらず、交渉が締結された場合、十勝の基幹作物である小麦やてん菜、乳製品や肉牛等の関税が即時もしくは段階的に撤廃されることが予期される。

十勝総合振興局の試算では、十勝管内の基幹6品目の関税が撤廃された場合、農業産出額は1,382億円減少するとともに、関連産業や地域経済に対しても、その2.6倍もの損失をもたらすとしており、十勝地域が崩壊の危機にさらされることは必至である。

加えて、TPP の締結は、国民が求める国内食料自給率の向上や食の安全・安心の確保をも脅かすこととなり、また、人の移動や金融・保険等、農業以外の分野においても、甚大な影響を与えることが危惧されている。

このような状況を踏まえ、次の事項について強く要請する。

記。

1、関税撤廃を原則とする TPP 交渉への参加は、十勝農業をはじめ、地域経済・社会に壊滅的な影響を与えることから、断じて行わないこと。

2、EPA、FTA 等あらゆる国際交渉においては、小麦、でん粉、砂糖、乳製品、牛肉等の重要品目を完全撤廃の対象から除外すること。

3、食料の安全保障、食料自給率の向上、食の安全の確保、農業の多面的機能の発揮、地域経済・社会の振興を損なわないよう対応すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成22年11月30日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、内閣官房長官。

以上であります。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第5、発議第20号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

乾邦廣議員。

○12番（乾 邦廣） 発議第20号、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例について提案の理由を説明させていただきます。

今回の条例の改正につきましては、地方財政状況が大変厳しいことなどを受け、議会議員みずからの期末手当について引き下げを実施しようとするものであります。

改正の内容についてであります。支給率を0.2カ月引き下げるものであります。

それでは、議案を朗読させていただきます。

発議第20号。

平成22年11月30日。

幕別町議会議長古川稔様。

提出者、幕別町議会議員乾邦廣。

賛成者、幕別町議会議員中橋友子、幕別町議会議員、大野和政。

幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出をいたします。

幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を改正する条例。

第1条、幕別町議会議員の期末手当に関する条例（昭和32年条例第27号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「100分の260」を「100分の240」に改める。

第2条、幕別町議会議員の期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「100分の155」を「100分の150」に改め、同項第2号中「100分の240」を「100分の245」に改める。

附則。

この条例は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

以上であります。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[議案の委員会付託]

○議長（古川 稔） 日程第 6、議案第 63 号、幕別町集団研修施設こまはた条例を議題といたします。
説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 63 号、幕別町集団研修施設こまはた条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の 6 ページをお開きいただきたいと思います。

この条例は、平成 22 年 3 月をもって廃校になりました駒島小学校を改修し、新たな研修施設として平成 23 年 4 月 1 日からの供用開始を予定しておりますことから、地方自治法第 244 条の 2 の規定に基づき、この研修施設の設置及び管理に関する事項を定めるため、制定するものであります。

以下、条文に沿いましてご説明を申し上げます。

第 1 条につきましては、幕別町集団研修施設こまはたの設置を定めるものであります。

第 2 条は、研修施設の名称と位置について定めるものであります。

第 3 条及び第 4 条は、研修施設の使用の承認、不承認について定めるものであります。

第 5 条及び第 6 条につきましては、研修施設の使用料について定めるものであり、議案書の 8 ページの別表第 1、第 2 をごらんいただきたいと思います。研修施設の使用料は 1 人につき 1 日 150 円とし、陶芸窯の使用は 1 回当たり 1,000 円としております。

議案書の 7 ページをごらんいただきたいと思います。

第 7 条は、研修施設の目的外使用等の禁止事項を定めるものであります。

第 8 条は、研修施設の承認を取り消す場合等について定めるものであります。

第 9 条につきましては、使用者が研修施設の使用を終了したときなど、現状に回復して返還することについて定めるものであります。

第 10 条は、使用者が研修施設の設備を損傷した場合等の損害賠償について定めるものであります。

第 11 条につきましては、規則への委任規定であります。

附則についてでございますが、第 1 項は、本条例の施行月日を、平成 23 年 4 月 1 日からと定めるものであります。

第 2 項につきましては、準備行為として、この研修施設の予約や広報活動など、この条例の施行前においても行うことができることを定めるものであります。

第 3 項は、この研修施設と同様の目的で設置しております幕別町少年自然の家を本研修施設の供用開始と同時に廃止するため、平成 23 年 4 月 1 日に幕別町少年自然の家条例を廃止するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議件については、委員会付託のため質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 63 号については、委員会付託のため質疑を省略することに決定いたしました。

議案第 63 号、幕別町集団研修施設こまはた条例は、総務文教常任委員会に付託いたします。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第 7、議案第 64 号から日程第 9、議案第 66 号までの 3 議件については、会議規則第 39 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第7、議案第64号から日程第9、議案第66号までの3議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[一括議題]

○議長（古川 稔） 日程第7、議案第64号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例及び日程第8、議案第65号、幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第64号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第65号、幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

まず、議案第64号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例であります。

議案書の9ページ、議案説明資料は2ページ及び3ページをごらんいただきたいと思います。

本条例につきましては、平成22年8月10日に行われました人事院勧告に準じて一般職の給与改定を行うことに伴い、特別職の期末手当の支給率の引き下げを行うため、所要の改正を行うものであります。

改正の内容であります。6月及び12月に支給する期末手当の支給月数を合計で0.2カ月分引き下げるものであります。ただし、本年度につきましては、6月の期末手当は支給済みでありますので、12月に支給する期末手当の支給月数を0.2カ月分引き下げるものであります。

議案書の9ページをごらんいただきたいと思います。

以下、条文に沿いまして、改正の内容をご説明申し上げます。

第1条は、本年12月に支給する場合における支給率を改正するものであります。第4条中「100分の217.5」を「100分の197.5」に改めるものであります。

第2条は、第1条で改正をしました後の条文を改正するもので、平成23年度以降の6月及び12月に支給する場合における支給率を改正するものであります。第4条中「6月に支給する場合には100分の197.5」を「6月に支給する場合には100分の192.5」に、「12月に支給する場合には100分の197.5」を「12月に支給する場合には100分の202.5」に改めるものであります。

附則についてであります。本条例における施行期日を平成22年12月1日から施行するものであります。ただし、第2条の規定につきましては、平成23年4月1日から施行するものであります。

次に、議案書の10ページ、説明資料は4ページ及び5ページをごらんいただきたいと思います。

議案第65号、幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例についてであります。前段ご説明申し上げました理由から、特別職の職員で常勤の者と同様に支給率を引き下げるため、所要の改正を行うものであります。

第1条は、本年12月に支給する場合における支給率を改正するもので、第2条第3項中「100分の217.5」を「100分の197.5」に改め、第2条は、平成23年度以降の支給率を改正するもので、第2条第3項中「6月に支給する場合には100分の197.5」を「100分の192.5」に、「12月に支給する場合には100分の197.5」を「100分の202.5」に改めるものであります。

附則についてであります。本条例における施行期日を平成22年12月1日から施行するものであります。ただし、第2条の規定については、平成23年4月1日から施行するものであります。

これらの改正によりまして、6月及び12月の期末手当の支給月数の合計が4.15カ月から3.95カ月分となり、減額となる影響額につきましては、三役合計で年間42万4,000円となるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、2議件について一括して質疑を求めます。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第64号、特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第65号、幕別町教育委員会教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第66号、幕別町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第66号、幕別町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は11ページ、議案説明資料につきましては6ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに、議案説明資料によりご説明を申し上げます。

人事院は、公務と民間の給与比較の結果、本年度につきましては、8月10日に国会及び内閣に対し勧告が行われたところであります。

この勧告の主な内容としましては、月例給、特別給のいずれも公務が民間を上回っていることから、それらを引き下げるもので、今回、はじめての措置として、民間との給与差が拡大傾向にある50歳代後半層の俸給及び管理職手当を1.5%減じて支給することとし、あわせて俸給表の引き下げ改定を行うものであります。

また、特別給についても、支給月数を年間で0.2カ月分引き下げるといったものであります。

本町における職員の給与に関しましては、従前から国家公務員の人事院勧告の内容に準じて改定を実施してきたところでありますことから、本年度におきましても、国に準じて、本条例の改正を行うものであり、幕別町職員の給与に関する条例の一部改正、幕別町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正、幕別町職員の育児休業等に関する条例の一部改正を一括して行うものであります。

また、職員の給与からの控除いわゆるチェックオフにつきまして、地方公務員法第25条第2項の規定により、所要の改正を行うものであります。

以下、条文に沿いまして、ご説明を申し上げます。

説明資料の6ページとなります。

幕別町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例であります。第1条関係の幕別町職員の給与に関する条例につきまして、所要の改正を行うものであります。

第3条の2は、給与からの控除につきまして、新たに条文を追加するものであります。地方公務員法第25条第2項の規定により、職員の給与について条例等により特に認められた場合を除き、その全額を支払わなければならないとされておりまして、職員の給与から控除することができる7

項目について規定するものであります。

第16条は、本年12月に支給する場合における期末手当の支給率を改正するものでありますが、第16条第2項中「100分の150」を「100分の135」に改めるものであります。

説明資料の7ページとなります。

第3項であります。一般職の支給率を改正することに伴い、再任用職員の支給率の読みかえ規定を改めるものであり、「100分の85」を「100分の80」に改めるものであります。

第17条につきましては、本年12月に支給する勤勉手当の支給率について改正するもので、第2項第1号中「100分の70」を「100分の65」に改め、同項第2号中、再任用職員の勤勉手当の支給率「100分の35」を「100分の30」に改めるものであります。

附則第50項につきましては、平成22年12月以降における経過措置を規定するものでありますが、当分の間、55歳を超える職員で職務の級が6級である特定職員の給料及び手当を1.5%減額するものであります。

説明資料の8ページ及び9ページをごらんいただきたいと思います。

附則第50項第1号は、特定職員の給料月額に「100分の1.5」を乗じて得た額を減ずるとするものであります。

第2号は期末手当に、第3号は勤勉手当に、それぞれ「100分の1.5」を乗じて得た額を減ずるとするものであります。

第4号は、第21条に規定される退職者の給与に対する減額について規定したものであります。

第51項、第52項、第53項は、特定職員に対する減額の支給に関する細則を規定するものであります。

説明資料の10ページをお開きいただきたいと思います。

別表第1は、行政職給料表であります。

55歳を超え職務の級が6級に該当する職員の給与引き下げで解消できない公務と民間との格差をさらに調整するため本表を改正するもので、40歳代以上の中高年齢層が受ける給料月額に限定して平均0.1%引き下げするものであります。

なお、別表第1は全部改正となりますが、改正する給料月額のみアンダーラインを引いております。

次に、議案書の17ページ、説明資料の14、15ページをごらんいただきたいと思います。

第2条は、第1条で改正しました後の条文の改正になりますが、平成23年度以降の手当の引き下げにつきまして、所要の改正を行うものであります。

説明資料のほうでご説明申し上げます。

第16条第2項中、6月に支給する場合における支給率について「100分の125」を「100分の122.5」に、12月に支給する場合における支給率を「100分の135」を「100分の137.5」に改めるものであります。

第3項は、再任用職員の支給率の読みかえ規定を改めるものであります。

第17条第2項第1号中、勤勉手当の支給率を「100分の65」を「100分の67.5」に改め、同項第2号中、再任用職員の勤勉手当の支給率を「100分の30」を「100分の32.5」に改めるものであります。

附則第53項につきましては、特定職員の勤勉手当に係る減額する支給率を改正するものであります。説明資料の16ページとなります。

次に、第3条関係であります。平成18年4月1日に施行いたしました給料の切りかえに伴う経過措置について所要の改正を行うものであります。

附則第7条であります。平成18年3月31日現在に受けていた給料月額は、「100分の99.76」を乗じて得た額としていたものを「100分の99.59」に引き下げるなど、改正するものであります。

続きまして、議案書の20ページ、説明資料の17ページをごらんいただきたいと思います。

附則第6条であります。幕別町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例施行に伴って附則により一部を改正するもので、幕別町職員の育児休業等に関する条例につきまして所要の改正を行

うものであります。

附則の第5項の次に、育児短時間勤務職員等に関する給与条例の特例として、給与条例の読みかえ規定を4項追加するものであります。

議案書に戻りまして、議案書の18ページにお戻りをいただきたいと思っております。

附則についてでございますが、第1条は、本条例の施行月日を平成22年12月1日からとするものであります。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行するものであります。

附則第2条は、平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置を規定したものであります。平成22年度における人事院の勧告は4月時点での公務と民間との均衡を図る必要があることとして、この公務と民間の格差相当分を調整するため、本年4月の給与月額等に4月から条例施行の日の属する月の前月までの月数と6月の期末勤勉手当の支給額にそれぞれ調整率100分の0.28を乗じて得た額の合計を、本年12月に支給する期末手当から減じるものであります。

今回の給与条例の改正によります本年度の影響額につきましては、総額で2,285万8,000円の減となり、このうち、55歳を超える職員で職務の級が6級である特定職員の影響額は、98万4,000円の減額となります。

なお、これら給与改定を行うことで職員組合と協議をさせていただいた結果、11月22日に協議が調ったことから、本条例の改正を提案させていただくものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○1番（中橋友子） 人事院勧告に基づきまして、例年この時期に職員の皆さんの給与改定が提案されているのですけれども、今回も民間との格差が開いたということで、引き下げの提案であります。

これまで、この職員の皆さんの給料を下げるというのがいろいろな観点から町の経済のこと、それから職員の皆さん自身の生活のこと、それからこのことによって民間に与える影響などから、好ましいものではないということを述べてまいりました。

今回もそういう点では総額で2,285万円ということでもありますから、相当な金額になってこようと思います。

そこで、この金額総額で割りますが、55歳以上とそれ以下ということなのですが、1人当たりどのぐらいの賃下げになるのか。それから、サラリーマンの給料といわれるのは、この10年間に約46万円引き下げになっていると聞いています。毎年毎年引き下げの提案でありますので、この幕別町の職員、この10年間なり推移をして一体どのぐらい下がってきているのかということですか。

それから、地域経済に与える影響などについても、どのようにお考えなのか。いつも全部が皆さんの給料が幕別町内で生かされるということではないのですが、さりとて、収入が地域経済大体4倍程度の影響というふうに一般的には言われてきています。その点では、どのようにお考えになっているのか。

それと最後ですが、これはあくまでもその民間の格差というのは、統計上、つまり人勧で出されるときに、既にこのぐらい開いていますよということを出されてきていると思うのです。地域の現状を見ますと、そういった民間との格差で提案されるのですが、そのことによって単なる民間との格差が縮まるということだけにとどまらず、逆にそのことがさらに民間の給与を圧迫するという影響がこれまでも出てきているというふうにお考えですが、その点についてどのようにお考えなのか、伺います。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（田村修一） はじめに、職員1人当たりの影響額ということでございます。

55歳以下の方の影響額が1人平均9万1,000円となります。町の55歳を超えている方で6級に在職されている方の影響額が13万8,000円となっております。トータルで、全部ちょっと平均にはならないですけれども、これを平均しますと、職員240名がこの対象となっておりますが、この平均で9万5,000円の減額ということになります。

それで、10年間にどれぐらいの影響があったかということでございますけれども、平成14年度に給与の改定がありまして、それが2%減額になっております。トータルでどうなっているかというのは、ちょっと実際に計算してみなければわからないのですけれども、ざっと追いかけてみますと、平成15年度で1.07%の減、平成17年度に0.3%の減、平成19年度につきましては、これは若年層という言い方をしているのですけれども、0.35%の増がありました。さらに、平成21年度に2.4%の減という状況で、大体この10年間推移してきております。ちょっと、私実際にこのトータルで計算はしてきていないのですけれども、およそ1割近くトータルで下がっては来ているのかなというふうに、正確な数字はちょっと計算しておりませんので、申しわけありませんが、経済的な影響を与えるということでございます。

町の経済あるいは町民の家計ということに対しましては、別の施策でこの人勧の級下げることの影響とはまた別な面で施策を投じるということで、これまで対応してきておりますので、その点につきましてはご理解いただきたいと思っております。

今回、組合のほうでも自分自身の生活にも影響が出るということのお話もありましたが、やはり町の経済、町の財政、さらには町民の生活の厳しさと、そういうものを理解していただいて、やむを得ないということでご同意いただいているという状況でございます。

他の民間への給与の影響というものでございます。

他の民間の給与への影響につきましては、先ほど経済対策ということを申し上げましたが、やはり一つの会社があって、その会社の経済状況がよくなることには、そこの働いている方々の給与もよくなると。そういう意味で、私も今回、今年度も2回の緊急経済対策、先ほど町長の行政報告の中で申し上げましたが、そういうような経済対策をまた別な面で、側面で行って、地域の経済全体の底上げを行って、さらにそれに連動してそこに勤める人たち、町民の給与を上げるという対策を打っておりますので、ちょっと実際に職員の給与が減ったことによるその他の企業への影響というのは、そんなに大きいものではないのかというふうに推測しております。

以上です。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 考え方として申し上げたところなのですけれども、この今お答えいただきましたように、平成14年度の2%から始まりまして、また19年は若年層の方のみが若干の引き上げがありましたけれども、ずっと下がったまま来ているわけですね。ですから、そして正確ではないけれども、およそ1割程度が下がっているかということでもありますから、やっぱりこれの影響というのは否めないというふうに思います。民間は民間でお給料決めるわけですから、直接の関係という点では、今、課長のお答えでさまざまな手を打って、その会社の景気によって変わってくるのだろうと。このことは理解するところなのですが、全体の、国全体あるいは町全体のその給与のあり方を考えたときには、こういった公務員の方が平成14年からことし22年でありまして8年間にわたって、もっと数字を出せばもっと前から下がっていると思うのですよね。そういうことを考えれば、公務員が下がり、民間も格差が上がるから下がるわけですからね。公務員が下がり、民間も下がる、また、公務員も下がり、また民間も下がるというような、やっぱりこういった悪循環から抜けていない。その背景には一幕別だけではなく、これは国全体の経済の冷え込みというのがありまして、そういったことが反映しているというふうには思いますが、このことがやっぱり職員の皆さんや町民の皆さんの大きなツケになっていると、マイナスになっているということは否めないと思います。

そういった考え方を申し上げまして、やっぱりきちっと労働の対価として保障される、そういう方向に向かうことを述べまして、このことについては、やはり私たちとしては引き下げは行うべきではないという思いで発言をして終わります。

○議長（古川 稔） ほかにありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） それでは、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議ありの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしがありますので、起立採決をいたします。

本件は、原案のとおり決することに、賛成の方の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(古川 稔) 起立多数であります。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[陳情付託]

○議長(古川 稔) 日程第10、陳情第13号、農地・水・環境保全向上対策制度の継続と事業内容の改善を求める意見書の提出を求める陳情から日程第12、陳情第15号、子どもの医療費助成の拡大を求める陳情までの3議件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております陳情第13号、農地・水・環境保全向上対策制度の継続と事業内容の改善を求める意見書の提出を求める陳情は産業建設常任委員会に、陳情第14号、高齢者の外出の交通手段の確保を求める陳情は総務文教常任委員会に、陳情第15号、子どもの医療費助成の拡大を求める陳情は民生常任委員会に付託いたします。

[休会の議決]

○議長(古川 稔) お諮りいたします。

議事の都合により、明12月1日から12月7日までの7日間は休会いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、12月1日から12月7日までの7日間は休会することに決定いたしました。

[散会宣告]

○議長(古川 稔) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は、12月8日午前10時からであります。

10:56 散会

第 4 回 幕別町議会定例会

議事日程

平成22年第 4 回 幕別町議会定例会
(平成22年12月 8 日 10時00分 開会・開議)

開会・開議宣告 (会議規則第 8 条、第11条)

議事日程の報告 (会議規則第21条)

日程第 1 会議録署名議員の指名

11番 中野 敏勝 12番 乾 邦廣 13番 芳滝 仁

(諸般の報告)

日程第 2 一般質問

会議録

平成22年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成22年12月8日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 12月8日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 中橋友子 2 谷口和弥 3 斉藤喜志雄 4 藤原 孟 5 堀川貴庸
6 前川雅志 7 野原恵子 8 増田武夫 9 牧野茂敏 10 前川敏春
11 中野敏勝 12 乾 邦廣 13 芳滝 仁 16 大野和政 17 杉坂達男
18 助川順一
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 金子隆司 総 務 部 長 増子一馬
会 計 管 理 者 新屋敷清志 札 内 支 所 長 久保雅昭
経 済 部 長 飯田晴義 民 生 部 長 菅 好弘
企 画 室 長 堂前芳昭 建 設 部 長 高橋政雄
忠類総合支所長 古川耕一 教 育 部 長 佐藤昌親
総 務 課 長 田村修一 地 域 振 興 課 長 佐藤和良
企 画 室 参 事 伊藤博明 糠 内 出 張 所 長 湯佐茂雄
町 民 課 長 川瀬俊彦 保 健 課 長 境谷美智子
商工観光課長 八代芳雄 福 祉 課 長 横山義嗣
学校教育課長 羽磨知成 こ ども 課 長 森 範康
農 林 課 長 菅野勇次 経 済 建 設 課 長 細澤正典
生涯学習課長 中川輝彦 保 健 福 祉 課 長 原田雅則
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 米川伸宜 課長 仲上雄治 係長 金田恭之
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
11番 中野 敏勝 12番 乾 邦廣 13番 芳滝 仁

議事の経過

(平成 22 年 12 月 8 日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長(古川 稔) おはようございます。
これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長(古川 稔) 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長(古川 稔) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、11 番中野議員、12 番乾議員、13 番芳滝議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長(古川 稔) 日程第 2、これより一般質問を行います。
一般質問は、通告順に行います。
次に、発言時間について申し上げます。
一般質問についての各議員の発言は、会議規則第 56 条第 1 項の規定によって、答弁を含め 60 分以内といたします。
最初に、大野和政議員の発言を許します。

大野和政議員。

○16 番(大野和政) 通告に従いまして、今後の町政運営について質問をいたします。

岡田町長が 3 期目の町政を担われて 3 年 7 カ月が過ぎようとしております。私は、町長の 3 期目に対するご自身の総括的評価と来期の町政運営に向けた所信を伺いたいと思います。

岡田町長は、まちづくりの基本理念として、公正で清潔な行政を基本に、刻々と変化する今日の社会情勢に的確に対応する時代感覚を持って、次代を担う子供たちに明るい未来を約束し、すべての町民の皆さんが安心して生活できる環境づくりへの取り組みを掲げ、幕別と忠類それぞれの地域の力と価値を高めるとともに、特性を生かし、機能分担を図り、創造性あふれる調和のとれた町づくりと、町民の皆さんと行政のパートナーシップによる協働のまちづくりを目指し、五つの大きな政策目標を掲げられ、今日まで町政の執行に当たってこられました。

岡田町長の 3 期目は、より一層厳しさを増した地方財政に、その行政運営も大変苦慮されたのではないかと考えております。3 期目の就任に当たり、町長が掲げた政策においても、計画どおり実施したものと目標を達したものと、現在進行中のもの、諸般の理由からまだ進んでいないものなど、種々あるかとは思いますが、その厳しい財政状況の中にあつて、町長は健全で安定した行財政運営を進められました。また、協働のまちづくりの推進事業では、地域と行政がともに住みよいまちづくり、地域づくりを進めることができるようになったことは、多くの町民の皆さんも高く評価をするところであります。

そこで、現時点での 3 期目の町政を執行された総括的な評価、所見をお伺いしたいと思います。また、来期におきましても引き続き町政を担うお気持ちがおありになるのか、あわせて所信を伺いたいと思います。

○議長(古川 稔) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) 大野議員のご質問にお答えいたします。

今後の町政運営についてであります。

私は、平成19年4月、「住みよい心地よい元気なまちづくり」を町政運営のテーマに掲げ、3度目の町長選挙に立候補させていただいたところ、多くの町民の皆さんのご支持をいただき、無投票当選を果たすことができました。選挙の結果は無投票ではありましたが、そのことが決してすべての町民の皆様からの白紙委任を受けたものではないものと、みずからに念じ、いま一度初心に立ち返り、声なき声に真摯に耳を傾ける姿勢を忘れず、まちづくりに寄せる数々の期待をしっかりと受けとめて、次の世代に自信も持って引き継いでいくことができるよう決意を新たにして、これまで町政運営に邁進してまいりました。

早いもので、私に与えられました任期も残すところ4カ月余りとなりました。

私は、3期目の町政執行に当たりましては、平成18年2月の合併後の新幕別町の新たなまちづくりの礎を築くことが大きな責務であると強く認識をいたし、幕別と忠類のそれぞれの地域の力を高め、特性を生かしつつ調和のとれた町を目指して、「一体感の醸成と均衡ある発展の確保」に努めたところであります。

また、私の政治姿勢であります町民と行政との協働のまちづくりの推進をより堅実、強固なものとするにより、地域と行政が対等な立場で連携、協力し合いながら、地域の課題を解決し、安全で安心な町が実現することにより、この町に住んでいてよかったと思える町・幕別町となることを念頭に町政運営に取り組んでまいりました。

はじめに、3期目の総括的な評価と所見についてであります。

私が3期目の町長に就任いたしました当時は、経済の停滞や雇用情勢の悪化、さらには危機的な地方財政など、地方を取り巻く状況は大変に厳しいものでありましたが、私といたしましては、このような状況を乗り越え、住んでいることを誇りに思える幕別町を目指し、大きく五つの基本政策を掲げ、町民の皆さんへの公約とさせていただき、その着実な推進に努めてきたところであります。これまでの取り組みにつきまして、その五つの基本施策に沿って申し上げたいと思います。

1点目は、「自然とともに生きる環境にやさしいまちづくり（生活環境）」についてであります。

自然環境と調和したまちづくり、道路交通環境と都市基盤の整備、快適な居住環境の確保、循環型社会の構築などを公約として掲げました。

道路交通環境では、数十年来の大きな課題でありました新猿別橋を含む幕別地区立体交差並びに札内南大通アンダーパスの完成により鉄道による市街地の分断を解消し、交通アクセスの改善に大きな成果が上がったものととらえております。

札内西緑化重点地区内では、近隣公園等の整備を行うとともに、「公営住宅ストック総合活用計画」を策定し、道営住宅によるシルバーハウジングの実現、建てかえ、改善を計画的に進めるなど、良好な居住環境の整備に取り組んでまいりました。

また、「地域防災計画」に基づき、洪水ハザードマップを作成し、防災に係る総合的な内容を網羅した「防災のしおり」を全世帯に配布し、防災への備えの意識啓発に取り組むとともに、計画的に水槽つき消防ポンプ自動車や高規格救急自動車の導入を進め、消防防災体制の整備に取り組んでまいりました。

さらには、ごみ処理基本計画のもと、ごみの減量化、資源化に取り組むとともに、太陽光発電やペレットストーブの導入促進補助を実施し、新エネルギーの活用促進に努めてまいりました。

2点目は、「農業を核に競争力のある産業のまちづくり」についてであります。

地域を支える農林業、地域に根差した商工業、地域の特色を生かした観光の振興、中小企業の経営安定や新規開業への支援、雇用対策の推進を公約として掲げました。

農業・農村振興計画を基本に、担い手育成総合支援協議会と連携し、より安定的で持続可能な農業経営の確立や、忠類地区に微気象観測機器（マメダス）を設置し、的確な気象情報の提供に努めるとともに、ふるさとづくりの事業の拡充、畜産緊急支援対策事業の創設や農村アカデミー研修事業の充実を図ってまいりました。

また、空洞化が深刻な商店街活性化対策として、空き店舗の利活用に対し、改修費と賃貸料の助成

を行うとともに、従来の企業開発促進補助金に加え、雇用促進補助金、工業用地取得促進補助金を創設し、企業誘致に積極的に取り組んでまいりました。

平成19年4月の道の駅・忠類の開業に合わせ、旧物産センターを改修し、JA忠類のご協力をいただき、地場野菜の即売所をオープンさせるとともに、地元の有志によるシーニックカフェとの連携を図り、幕別町の南の玄関、忠類の観光振興に努めてまいりました。

雇用対策では、雇用相談窓口におけるワンストップサービスに加え、町独自の雇用対策事業に取り組んでまいりました。

3点目は、「笑顔ゆきかう健康とやすらぎのあるまちづくり（福祉・保健・衛生）」についてであります。

健康づくりの推進、高齢者保健福祉と地域福祉の充実、子育て支援の向上、ともに支え合う地域社会づくりの推進を公約として掲げました。

高齢化は、本町にあっては避けては通ることのできない現実ではありますが、できる限り健康で地域で自立した生活を送ることができるよう、地域包括支援センターを中心に、要介護状態にならないための予防活動に重点を置いて取り組んでまいりました。

合併後の職員適正化を実施している中ではありますが、これら保健福祉を支え、充実させていくためには、何といたってもマンパワーであると認識し、保健師を2名増員し、町民一人一人に寄り添った保健福祉の推進に努めてまいりました。

また、かねてからの懸案でありました忠類地区での特別養護老人ホームにつきましては、幕別真幸協会を事業主体に整備計画が緒についたところであります。

札内青葉保育所におきましては、指定管理者制度を導入し、午後7時までの延長保育と病後児保育の実施に取り組み、また、子育て支援センターにおいて一時保育を開始するなど、その機能を拡充するとともに、子供の心身の健やかな育ちを社会全体で支える町を実現するため、子どもの権利に関する条例を制定し、町民と手を携えて取り組むことに努めてまいりました。

4点目は、「文化の香る心豊かな学びのまちづくり（教育・文化・スポーツ）」についてであります。

生涯学習の推進、幼児教育、学校教育の充実、学校と地域社会との連携促進、次代を担う人材の育成などを公約に掲げました。

百年記念ホールに指定管理者制度を導入し、きめ細かで柔軟な運営のもと、多様な学習機会の提供に取り組むとともに、廃校となりました駒畠小学校を幅広い層を対象とした研修施設に整備し、地域の核となるよう事業着手したところであります。

さらには、懸案でありました学校施設の耐震補強工事に取り組むとともに、特別支援教育の充実や新学習指導要領の実施に向け万全の体制を整えてまいりました。

また、わかば幼稚園とともに、地域の児童が多く通園している幕別幼稚園にも学校給食センターからの給食配送を実施し、食育の推進に努めてまいりました。

まちづくりの基本は、「人づくり」であります。山本幸平さん、福島千里さん、高木美帆さんと3人のオリンピック選手を輩出できましたことは、町民の皆さんに語り尽くせぬほどの大きな夢と希望を与えてくれたところであり、2度の壮行会や早朝の観戦イベントなどでは、この上ない幸福感や一体感を味わうことができたところであります。

5点目は、「ともに考えともに創る活力あるまちづくり（コミュニティ・交流・行財政運営）」についてであります。

協働のまちづくり、コミュニティ活動の推進、定住の推進、行財政運営の効率化などを公約に掲げました。

まちづくりの指針であります第5期総合計画を策定し、幕別町の目指す大きな方向性のもとで第3次行政改革大綱推進計画を着実に実行するとともに、財政健全化プランを定め、起債借入額の抑制や繰上償還の実施により、公債費負担の適正化に取り組み、財政状況の改善に道筋をつけることができました。

また、コミュニティ意識の希薄化が叫ばれる現代において、行政と住民とがともに考え、ともに行動するパートナーシップの社会の実現こそが、今、強く求められておりますことから、協働のまちづくり支援事業、アダプトプログラム、まちづくり出前講座、広報誌モニター制度などを推進してまいりましたが、その確かな芽が根づき、今、大きな幹となってきたものと確信いたしております。

平成20年度には、事務事業の効率的な執行を図るため、組織機構の見直しに着手し、こども課の新設と車両センターの土木課への統合などにより、11部32課から11部29課体制へ改編し、住民ニーズや行政課題に機敏に対応できる組織機構を編成するとともに、戸籍の電算化、新年度からはパスポートの交付など、住民サービスの利便性の向上に努めてまいりました。

移住、定住に関しましては、なかなか即効薬は見当たりませんが、忠類地区での「お試し暮らし」や定住促進住宅の整備などに取り組んでまいりました。

以上、公約への取り組みの一端について申し述べましたが、このことは私の考えるまちづくりへの姿勢をご理解、ご支援をいただき、多くの方々と一体となって進めることができたたまものであると強い思いを抱いており、この場をかり感謝を申し上げる次第であります。

私といたしましては、これまでの取り組みを通じ、町民の皆さんにお示した公約については、おおむね達成できたものと考えておりますが、経済面では地域経済の活性化、暮らしの面では子育て支援や福祉の充実などによる安心して暮らせる地域づくりなど、残された課題もあるものと考えております。

最後に、来期に向け、町政を担う考えはあるのかとの質問についてであります。

先日、私の連合後援会から4期目出馬の要請をいただきました。大変にありがたく、身に余る光栄であると存じております。

今、地方自治体は、国による制度改正や長らく続く経済の停滞など、大きな転換期を迎え、将来を見据えた新たな挑戦が求められております。こうした中、将来にわたって持続可能な地域づくりを進めるためには、地域経済の活性化、地域福祉の基盤強化、人づくりやコンパクトで機動性の高い地方自治体制の充実といった面で、いまだ多くの課題も残されているものと認識いたしており、これまでいただいた町民の皆さんからの評価を真摯に受けとめながら、皆さんとこれまで以上に力を合わせて、新しく、たくましい幕別町づくりに向けた取り組みを推し進めていくことが求められているものと考えております。

私といたしましては、多くの町民の皆さん、そして町議会の皆さんのご支持をいただけるものであれば、「この町に住み続けたい」「幕別町に住んでみたい」と思われるような、そんな幕別町を目指して、いま一度町民の皆さん方の先頭に立って心血を注いでまいる決意であります。

議員の皆さんの変わらぬご支援、ご協力をお願い申し上げまして、大野議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 大野議員。

○16番（大野和政） 町長のお気持ち、よくわかりました。

これで、質問を終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、大野和政議員の質問を終わります。

次に、中野敏勝議員の発言を許します。

中野敏勝議員。

○11番（中野敏勝） 通告に従いまして、2点について質問いたします。

まず、自転車等の放置防止条例の設置について。

札内駅周辺にある駐輪場には、利用されていない自転車が何十台も放置されています。駐輪場を利用したい人が利用できず、駐輪場以外に駐車しなければならず、雨が降ったときなどは濡れたままの状態自転車で帰ることになるわけです。せっかく立派な駐輪場がありながら使うこともできない、駐輪場にはほこりまみれになって放置されている自転車や、長い間使われていないためにタイヤの空気が抜けている自転車などがあるために利用できなくなっているのです。また、景観も美観も

よくありません。公共の場所が放置自転車で利用できない状態では、何のための駐輪場なのかわかりません。

町として、持ち主に対して確認調査を行うか、定期的に排除できる方策が必要と考えます。自宅に持ち帰ってもらうか、取りに来ない自転車については処分する方法を講ずることが必要ではないでしょうか。そのために、自転車等の放置防止に関する条例を設置して、町としての行動を起こすことが必要があると考えます。町の見解をお伺いいたします。

次に、歯科健口対策についてであります。

日本は、男女ともに世界一の長寿国であります。一方、急速な高齢化社会の到来は、だれもが健康で明るく快適に過ごせる社会づくりを進めていくことが課題となっています。健康な歯の維持、歯科保健について、日本の歯の平均寿命は、最も短命な歯で50歳、長持ちする歯でも70歳で抜けてしまうとされています。このことから、歯の長寿は人の長寿に見合うだけの長さは保っていません。高齢期において、満足な食生活を営むためには大変難しい状況になってくるのです。

歯を失う原因は、大部分が虫歯と歯周疾患であります。これらの予防対策が最重要課題となっています。8020運動がありますが、厚生労働省と日本歯科医師会が一丸となって取り組んでいる運動です。国民の歯の健康づくりを推進していく一環として、80歳で20本の歯を保つことを最終目標とした歯科保健推進対策事業のことで、歯の喪失原因は虫歯と歯周病に起因していますが、8020運動への入り口として、まず小児期における虫歯予防をなし遂げなければなりません。そのために歯や口の洗浄、甘味の過剰摂取の制限に加えて、適切なフッ素の適用が必要になっています。十勝歯科医師会においても、とちっちお口ブクブク健口大作戦が行われ、フッ素洗口が進められています。永久歯が生え始まる前（4歳児）から永久歯が生えそろう安定する期間（中学3年ころ）まで、長期間フッ素洗口が継続して行うことによって永久歯の虫歯予防に効果を上げることができます。

そこで、町としての意識と取り組みの姿勢についてお伺いいたします。

①フッ素の効果、町としての意識と取り組みについて。

②小学生入学時、中学進学時の虫歯の罹患率の状況。

③学校等でのフッ素洗口の取り組みについて。

以上。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中野議員のご質問にお答えいたします。

始めに、自転車等の放置防止条例の設置についてであります。

札内駅周辺の駐輪場については、鉄道を利用される方の補助的な交通手段である自転車を置く場所として、昭和56年度に札内駅舎の帯広側に整備したことが始まりであります。その後、札内地区の人口増に伴い、自転車の利用者も増加傾向になりましたことから、駐輪場の拡張を図るとともに、施設及び周辺の環境整備にも取り組んでまいりました。

現在、札内駅周辺の駐輪場は5カ所であり、220台程度の自転車を駐車することが可能となっております。

利用状況につきましては、先般、平日の日中に調査をいたしましたところ、駐輪場内には105台、駐輪場から多少はみ出した場所に18台の自転車が駐車中でありました。日によってばらつきがあると思いますが、6割から8割ぐらいの利用率ではないかと推測いたしているところでもあります。

また、駐車している自転車の中には、タイヤがパンクしたままのもの、サドルがないもの、チェーンや本体のさびが著しいものなどが約30台あり、これらは現時点では使用していない可能性が高く、放置されているものと思われます。さらに、自転車そのものには問題がなくても、使う必要性がなくなったことにより放置されているものや、盗難車で乗り捨てられたままのものなども存在する可能性があります。

このような状況のもと、札内駅周辺の駐輪場は、通学、通勤、病院等への通院などで利用される方が多く、また、駅前広場の一角を占めておりますので、利用者の不便を来さないよう、また、景観や

美観の保持にも配慮しなければならないものと考えており、中野議員と意を同じくするものであります。

本町といたしましては、今後、放置自転車の実態把握に努めるとともに、利用者に対して自転車を放置しないように呼びかけることを広報誌や駐輪場内の注意看板を通じて啓蒙してまいりたいと考えております。

また、放置されている処理対策につきましては、自転車等の放置防止条例の制定市町村の先進事例を研究し、対応を検討してまいりたいというふうに考えております。

次に、歯科健口対策についてであります。

ご質問にありますように、我が国は世界一の長寿国となりましたが、こと歯の健康寿命となりますと、いまだ世界のトップ水準には達していないことなどを背景に、生涯を通じた歯の健康づくりの一環として8020運動が推進されているところであります。

日本人が入歯なしでご飯を食べるのに必要な歯の数は、最低20本と言われており、20本以上の歯を持つ高齢者は、それ未満の人と比べ活動的で、寝たきりになることも少ないなどの報告もされているところであります。

健康づくりへの関心の高まりを反映し、20本以上の歯を持つ高齢者の割合も増加してきてはおりますが、まだまだ十分な状態とはいええず、こうしたことから幼少のころから歯の健康管理に十分気をつけるなど、歯の予防に重点を置くことが求められているところであります。

ご質問の1点目、フッ素の効果、町としての意識と取り組みについてであります。

フッ素は、歯の表面の構造を変えて、虫歯に強くなる効果、再石灰化といわれるミクロの単位で歯を修復する効果、フッ素自身が虫歯菌に対して抗菌力を持つ効果があると言われております。加えて、歯周病の予防、知覚過敏の軽減、口臭予防等の効果も科学的に証明されており、本町といたしましても、その効果と重要性を十分意識し、理解しているところであります。

これまで、各種保健事業において、その効果に着目し、妊娠時期から乳幼児期、成人期における歯磨き指導及び生活習慣の改善、フッ素塗布について事業化をしております。

具体的に申し上げますと、パパママ教室、よちよちサロン、各種乳幼児健診、成人歯科検診等であり、昨年度の実績といたしましては、歯科保健指導を受けた方が679人、歯科健診を実施した方が467人、フッ素塗布を実施した方が531人となっており、さらに平成18年度からは、子育て支援策の一環として、1歳半児健診及び3歳児健診時に実施の歯科検診の歳に、希望者には無料でフッ素の塗布を実施しているほか、町内歯科医師会が主体となり、年に2回の「幕別町フッ素の日」を開催し、フッ素の効果の啓蒙や低料金でのフッ素塗布を実施するなど、歯・口腔の健康推進事業を実施いたしているところであります。

以上で、中野議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 中野議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の2点目、小学校入学、中学校進学時の虫歯の罹患率の状況についてであります。

罹患率につきましては、帯広保健所が、幕別町を始め、管内の小中学校を抽出により調査した結果によりますと、本町の小学校1年生については、平成22年度は47.6%で、1人平均の虫歯の本数は2.34本となっており、平成16年度との比較では、罹患率で28.1ポイントの減、1人平均の虫歯の本数で2.04本の減となっております。

次に、中学校1年生についてありますが、平成22年度の罹患率は72.9%、1人平均の虫歯の本数は2.94本であり、平成16年度との比較では、罹患率で6.1ポイントの減、1人平均の虫歯の本数で0.75本の減となっております。

十勝管内平均との比較では、小学校1年生では罹患率、虫歯の本数ともに下回っておりますが、中学校1年生では罹患率、虫歯の本数ともに若干上回っている状況にあります。

ご質問の3点目、学校等でのフッ素洗口への取り組みについてであります。

ご承知のように、北海道は昨年6月から、「北海道歯・口腔健康づくり8020推進条例」を施行し、その中で、「幼児、児童及び生徒に係る歯・口腔の健康づくりを図るため、学校等におけるフッ化物洗口の普及、その他の効果的な歯科保健対策に必要な措置を講ずるものとする」と定めております。

さらに、その措置を実施するために当たっては、「知事または教育委員会が各施主体に的確な実施のために必要な助言を行うものとする」と定めているところであり、十勝においては帯広保健所が中心となり、本年度から3カ年計画で十勝全域での「フッ化物洗口の普及」に取り組んでいるところであります。

学校等におけるフッ化物洗口の導入に当たっては、実施する施設の教員や職員、さらに保護者の理解と合意、また、実施に当たっての実技研修の実施など、専門家による指導、助言が必要とされておりますことから、帯広保健所においては、普及事業の実施町村は年間6町村を対象としており、現在のところ、幕別町は平成24年度の取り組み町村となっております。

道条例において、フッ化物洗口を実施する対象は、保育所、幼稚園、小学校、中学校としておりますので、24年度実施に向けて、町との連携の中でフッ化物洗口の基本知識や安全性等についての理解を深め、保護者及び関係者の導入意識の醸成を図ってまいりたいと考えているところであります。

以上で、中野議員のご質問に対する私からの答弁といたします。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） 放置自転車の件ですけれども、先般、平日であるけれども、調査をしていただいたということだけでも、この質問をした成果があったというふうに私はとらえております。

冬場になって多少自転車が減ってきておりますけれども、駐輪場にはまだまだ何台もこの放置された状態と、こういうものがございます。ほとんどの自転車には、最近、荷物の入れるかごというか、そういうのがついているのですけれども、最近、この調査した後、私見た状態では何もありませんけれども、時々見ると、ペットボトルが入っていたり、あるいはごみが買い物袋に入れられてほうり込まれたりしているのが見受けられるのです。非常に見苦しい状態にあるわけです。日ごろから意識をしていないと、そういうものというのは目につかないのですけれども、やはり札内駅などを利用している人は非常に目について見苦しいというようなことが言われるわけです。

今、先進事例などを研究しながら対応していきたいというようなことを言われておりますけれども、明らかにこれは使われていない自転車だと、放置されている自転車だとわかるようなものは、何らかの形で処理する必要があるのではないかと思うのですけれども、この辺いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 町が管理する駐輪場に放置されている自転車、今おっしゃられるように、もうサドルもないし、さびついていて使えないのは明らかであると。ただ、それであっても、町が勝手に処分してしまうことが法的に許されるのかどうかと、これがちょっと難しいところでありまして、少なくとも仮に処分するとすれば、何日までに持ち帰ってもらわなければだめですとか、あるいはその前段に、今、自転車の登録番号というのですか、ついているのを調査して、まず所有者を捜して、連絡をして引き取ってもらうというような方法ですとか、前段にやはりいろんな処方を講じなければ、いきなり処分する、整理してしまうということは難しいのかな。そのために、先ほどからお話ありますような設置条例が、条例の設置が必要となってくるのではないかというようなことで、これは警察のほうなんかとも相談しながら対応しなければならない部分もあるのだらうと思いますけれども、それらを含めて今後の検討課題として対応していきたいというふうに思っておりますけれども、おっしゃられるように、これから冬場はそう多くはなくなってくるのだらうと思いますけれども、置いてあるものはこれ冬場になってもそのままずっと置いてあるわけですから、見苦しいという面では、これは夏場も冬場も変わらないのだらうと思いますけれども、できる限り早く対応できるように対応したいと思います。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） できるだけ早く対応できるためにも、こういう条例をつくることによって早くで

きるのではないかというふうに感じているわけです。

次に、歯科保健対策についてでありますけれども、健康の基本というのは食べることにあると思います。食べることは、歯がやっぱりしっかりしていなかったらだめだと。幾らおいしいものがあったても、歯がしっかりしていないとおしくもありません。いつまでも健康な体、これを保つのもやはり食べることにあると思うのです。基本的に歯の健康にかかっていると、要するに歯の健康が体の健康になるというふうに思います。

虫歯予防と歯の再石灰化の促進には、先ほど答弁でもありましたけれども、フッ素効果が非常に高いというようなことを言われております。世界各地でも、このことをさまざまやっているのですけれども、多くの研究者、研究機関でも長年にわたってその研究をされて、効果を示されているわけです。フッ素の利用による虫歯予防というのは、世界多くの国々が行われて、その結果として、12歳で5本あった虫歯が、今、2本以下に下がったという事例もあるわけです。

先ほど、答弁でありましたけれども、「幕別町フッ素の日」というのがあるわけですがけれども、私これ知らなかったのですけれども、どういうところでこのお知らせしているのか、伺います。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 「幕別町フッ素の日」は、幕別町内の歯科医師の先生たちが主体となって、町がその協賛をするという形で実施させていただいています。

実施方法は、町内の歯科医院にお母さんがお子さんと出向いていただいて、そこで安価でフッ素を塗布していただくという事業になっています。

以上です。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） この「幕別フッ素の日」というのは、大人もできるようなあれはないですかね。

○議長（古川 稔） 保健課長。

○保健課長（境谷美智子） 申しわけありません。「フッ素の日」に関しては、小学生までということで、その標榜に関しましても、町の広報ですとか、各商店にポスターを張らせていただいたり、保育所、幼稚園へのポスターの周知ということで、小学生以下のお子さんを対象ということでさせていただいています。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11番（中野敏勝） 次に入ります。

罹患状況、いろいろお話がありました。このフッ素のことをもう少し徹底してやっていくことによって、この罹患状況も変わってくると思います。

その次の学校の関係にも入っていききたいと思いますけれども、最近の新聞で、帯広小学校でフッ化物の洗口の取り組みが始まった記事が載っておりました。毎日ではないのですけれども、1週間に1遍、これを実施していくというようなことで取り組みが始まったようです。幕別本町では始まったという話はちょっと聞いておりませんが。保育所などでも導入されてやっております。これは、こういうことをやはりどんどん進めていくことによって、歯科医療費というか、これにも、軽減にもつながっていくのではないかというような気がするのです。いかがでしょうか、この辺。

○議長（古川 稔） 教育長。

○教育長（金子隆司） 双方に関連するご質問になりますものですから、立ち上がるのが遅くて申しわけありません。

新聞記事等については、帯広小学校であります。先ほどご答弁を申し上げましたとおり、一遍にはできないと、実施する教員や職員の関係、あるいは保護者への理解の合意等々から、幕別町については24年度からということになってございます。

幕別町の今の現状では、実施されているところがありません。

北海道では、幼稚園、小学校含めて20校が対象になっておりまして、十勝においては帯広小学校、そして士幌の認定こども園、それと鹿追の幼稚園と3校が実施に取り組んでいるというのが現状であ

ります。

以上です。

○議長（古川 稔） 中野議員。

○11 番（中野敏勝） 虫歯というのは、ほかの病気と違って一度かかってしまうと回復が非常に難しいですね。最終的には抜くことになってしまうわけですがけれども、児童生徒、それから幼児に対するフッ素化物の応用は、本当に今後とても大事なことだというふうに感じておりますので、この点を積極的に町も進めていただきたいなというふうに思います。

歯科保健対策、本当に今も幼児とか、生徒というようなことを言いましたけれども、その部分だけではなく、さらにまた成人とか、高齢者にとっても健康づくりの大きな要素だと思います。

今後、この歯科保健対策については、正しい知識の啓発、普及に努めていただくことを切望して、質問は終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（古川 稔） 以上で、中野敏勝議員の質問を終わります。

この際、11 時まで休憩いたします。

10：50 休憩

11：00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、芳滝仁議員の発言を許します。

芳滝仁議員。

○13 番（芳滝 仁） 通告に基づきまして、介護支援ボランティア制度の導入について質問させていただきます。

介護支援ボランティア制度は、厚生労働省の認可を受けた有償ボランティア制度であり、2007 年 5 月導入が決定されまして、同年 9 月より運用が開始されました。同制度は、地方自治体が介護支援にかかわるボランティア活動を行った高齢者に対し、実績に応じて換金可能なポイントを付与する制度でありまして、介護保険法の規定に基づき、地域支援事業交付金を財源として導入されました。

制度の運営は、自治体が介護予防事業として行い、ボランティアの登録や手帳の交付、ポイントの管理、付与は社会福祉協議会や自治体が直接保健課等で行われています。この制度の導入により、介護保険料が軽減され、また、介護予防効果が期待されるだけでなく、住民参加による介護支援の認識が高まり、住民同士のつながりの強化を図り、高齢化社会に対応する地域づくりにもつながります。

幕別町において介護支援ボランティア制度を導入すべきだと考えますが、お伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 芳滝議員のご質問にお答えいたします。

介護支援ボランティア制度の導入についてであります。

高齢化や核家族化の進展により、介護を必要とする方たちを社会全体で支えようと、介護保険制度が導入されて 11 年が過ぎようとしています。この間、介護ニーズが多岐・多様化する中で、幾度かの制度改正が行われるとともに、介護支援の中心となる地域包括支援センターが創設されるなど、制度の充実が図られてきている状況であります。

ご質問の「介護支援ボランティア制度」につきましては、平成 19 年に厚生労働省が地域支援事業の中の介護予防事業の一つに位置づけをしたことから、近年、全国において取り組む市町村が出てきており、同年に全国で初めて東京都稲城市が制度を導入し、その後、平成 20 年度には全国で 11 市区町村、平成 21 年度では 12 市区町村で取り組んでおり、現在は約 40 の市町村が運用しているとのことであります。

ご質問の要旨にもありますように、この制度は、介護保険法の規定に基づき、自治体が介護支援にかかわるボランティア活動を行った高齢者、原則 65 歳以上の方であります。この高齢者に対し、そ

の実績に応じて換金可能なポイントを付与するといった制度であります。制度の運営は、自治体が介護予防事業として行い、ボランティアの登録やボランティア活動手帳の交付、ポイントの管理、付与は自治体や社会福祉協議会などが行う仕組みとなっております。また、事業の財源としたしましては、介護保険事業の中の地域支援事業交付金を活用することができるものであります。

この制度を厚生労働省が認可した背景には、「介護予防効果への期待だけではなく、地域の活性化や住民同士のつながりの強化を図り、高齢社会を乗り切る地域づくりにつなげたい」とのねらいもあるものとされております。

しかしながら、この制度は、創設が間もないことから、その効果等総合的な評価及び検証が十分になされてはおりませんが、市町村の裁量、地域の工夫次第で介護予防に役立つさまざまな取り組みに広げることが可能であり、結果として地域の活性化にも資するような活用方策も可能と考えられますことから、本町におきましても、この制度の検討に向け、11月に管理機関を社会福祉協議会に置いた東京都稲城市と区自身がその管理をする東京都世田谷区に職員を研修に派遣したところであります。今後、研修での結果を分析するとともに、これら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上で、芳滝議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 再質問させていただきます。

質問をさせていただきますと、その中で既に11月に稲城市と世田谷区に職員を派遣をされて、研修をされたということにつきまして、こういう大変いい制度でありまして、そういうことについて前向きに研修をされたということにつきましては評価をしたいと思うところであります。

この制度の導入につきましては、先ほど大野議員の質問に町長がお答えになりましたが、介護はマンパワーであると、そしてこの地域づくり、まちづくりは住民とのパートナーシップであるというふうな、基本的な考え方を示されておりました。これは、いわゆる介護予防にかかわって、その地域の人々とパートナーシップも組み、その効果を上げていくという形では、いわゆる具体的な介護におけるパートナーシップの組み方というふうな新しい、そういう協働の形を目指した制度ではなかろうかと思うところであります。こういうふうなまちづくりの方向が、今後のいわゆる高齢化社会に向けて大変具体的な施策として必要になっていくのではないかと、こう思うところであります。その辺の町長のお考えを、まずお伺いしたいと思うところであります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように、あるいは、先ほどの答弁で申し上げましたように、やはり介護支援をこれからますます必要になってくるときに、いわゆる人と人とのつながり、特に高齢者の方が、みずからが介護に当たってパートナーシップをつないでいく、そういったことがやはりボランティア活動を進める上でも大事なことなのだろうというふうに思います。

ただ、ちょっと気になったのは、先ほど言いましたように、全国で今40ほどの市町村が取り組んでいるのですけれども、大半がやはり大都市周辺の、東京近辺というのでしょうか、あるいは都市化の進んだところ、これはやはりどうしても身近にそういう施設があったり、近距離に歩いて、自転車で行ってボランティア活動をしてこれるというような、そういったところがあって、例えば私どもの町でいくと、札内寮特養へ行くという場合も、なかなか歩いていたり、自転車で行ってボランティア活動をしていくというような難しい面もあって、これから先ほども言いましたように検討させていただきたいというような、そういう方向で進むに当たって、どんな問題点があるか、どんなところが課題と出てくるのかというようなことを含めながら、これから検討させていただきたいと、そんなふうには思っております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） いろんな課題があるのだろうと思います。

まず、この地域支援事業交付金の活用ということではありますが、制度化された場合、率としてどのぐらいの町からの支出になるのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 町の負担ということになりますと、総事業費の12.5%、それが町の負担ということになります。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） 稲城市なんかの資料も読ませていただいておりますのでありますが、年間で例えば1万円までだとか、年間で5,000円までだとかというふうな、そのポイント制で換金をしていくと。例えば、1万円上限でも、100万円であっても12万5,000円だと、町の負担がですね、そういうふうな形になるわけでありまして、なかなか100人までいくまでは大変なのだろうと思うのであります。ある意味では、そういう少しの予算で大きな成果を期待できるという事業でありますから、その辺のことにつきましては認識をされていらっしゃると思うのであります、ご検討いただければなと思うところであります。

制度の仕組みにつきまして、研修をされてこられたということでもあります。今のところで、その研修をされてきた中で、その制度の仕組みにつきまして、その内容と、今、町長の答弁がありました、幕別町でそれを具体化していくについてのいわゆる問題点だとかということにつきまして、整理をされている部分がありましたら、お答えいただきたいと思っております。

○11番（中野敏勝） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ご案内のように、この制度は、65歳以上の方で、いわゆる介護にかかわるボランティア活動をした人にポイントを付与して、換金するということでもありますけれども、先ほど一つ申し上げたのは、まずはそういうボランティア活動をする施設として、特養あるいは老健施設、あるいはグループホームなんかも対象になるのしょうけれども、そういったところとの連携がどう図られていくかということと、先ほど言いましたように、幕別の人が特養まで行くのにわざわざ自分の車で行ってボランティア活動をして、そして1日に1ポイントか2ポイントで、それを1年間で5,000円になるのか1万円になるのかというようなことで、その辺のボランティア活動にかかる意欲といいますか、ボランティア活動に対する思いの深さみたいなものが、これまた必要になってくるのだろうと思っておりますし、お金のことは、今もお話がありましたようにそう大きなあれはないのだろうというふうに思いますが、やはりやっていただける方、ボランティア活動をやっていただける方をどう発掘し、そしてまた、やっていただける方にどうボランティアの仕事といいますか、ボランティア活動をやっていただく方の中身の問題、そういったことが恐らく課題になっていくのだろうというふうに思っております。

事務的にも、お話を聞きますと、そう難しい問題はないのだろうというふうなふうに思いがおりますけれども、やはり何といっても、ボランティアをしていただける方、そしてそのボランティア活動の場を提供していただける施設、そういったところとの連携がこれから必要になってくるのかなと、そんなふうな思いがしております。

○議長（古川 稔） 芳滝議員。

○13番（芳滝 仁） このボランティアの関係でありますけれども、基本的にはホームヘルプサービスで行う業務の代替でないことだとか、あとその事業所が本来行うべき業務の代替でないだとか、外回りの、いわゆる人と人とのつながりによって介護予防をしていくという意味合いが濃い制度ではなかろうかなと思っております。

例えば、レクリエーション等の指導だとか、あと散歩・外出・館内の移動の補助だとか、あと模擬店だとか、そして話し相手であるだとか、そういういわゆるシートだとか、まくらカバーの洗濯であるだとか、そういうある意味では介護に携わる職員のサポートをしていくというふうな形で、非常に人と人とのぬくもりと申しますかね、そういうことが大変評価をされる制度の内容になっておることです。

今までも町の中で、まくらカバーの洗濯だとか、シーツの洗濯だとかでボランティアでやっていらっしゃる方々が、女性の方々がいらっしゃいました。そういう方々が人に認知されていない、なかなか

かそして広がらないということが、その方々の思いとしてあったことであります。そして、先にも質問させていただきましたが、形ある形でそのボランティアを奨励をしていくということが、ある意味ではそのボランティアをされる方にとりましては本当に励みにもなり、そして誇りにもなる。そのことがまた、自分がその立場になったときに、そういう自分が残してきた足跡を引き継いでくださった方が協力してくださるといふような形で、非常に循環をされていくつながりになっていく。そういう意味で介護という中で、そのボランティアということを実際に大切な要素として考えていく必要があるかと思うところであります。

今後、検討されて、そしてさまざまにいろんな関係機関とご相談をいただきながら、できるだけそういう話も出していただき、ご理解をいただきながら新しい、いわゆる介護の形と申しますか、そういうことを目指していただきたいと思います、こう申し添えまして質問を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

次に、齊藤喜志雄議員の発言を許します。

齊藤喜志雄議員。

○3番（齊藤喜志雄） 通告に基づきまして、大きく2点、一つは幼児教育と保育の充実について、そして命を大切にす教育の推進についてお伺いをいたします。

最初に、幼児教育や保育の充実についてお伺いをいたします。

小学校入学前の幼児について、教育や保育を行う施設として文科省所管の幼稚園と、厚労省所管の保育所があることはご案内のとおりであります。この二つの施設には、目的や機能においてそれぞれ違いがありますが、近年は少子化の進行をはじめ、共働き世帯の一般化などといった社会構造や就業構造の著しい変化に伴って、保護者の子供に対する教育や保育に対するニーズが多様化し、幼稚園と保育所といった既存の制度の枠組みだけでは、柔軟に対応できにくい状況もかいま見られるところであります。

こうした背景のもと、地域住民の高齢化と相まって就学前児童の減少に歯どめがかからない、この私たちが住んでいる本町地区にあって、町立わかば幼稚園は「異年齢保育」、いわゆる「縦割り保育」を始め、預かり保育や「満3歳児保育」など、管内はもとより全道に先駆け、先進的な幼児教育を実践し、多様化するニーズや幼児期にふさわしい発達を促す教育を推進してきております。

そこで質問の第1点目ではありますが、過去10年余りの実践を通して得られた成果や課題、そこから導き出された今後の方向性や対応策などについて、具体的にお聞かせをいただきたいと思います。

一方、国の段階では、就学前の教育や保育を一体としてとらえた一貫した総合施設の設置と、総合的な教育や方法の提供を求める声の高まりを受け、平成18年10月、「就学前子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律」が施行され、「認定こども園」制度が創設されました。この「認定こども園」は、同じ地域に暮らす子供たちが家庭環境にかかわらず一緒に遊んだり学んだりできる施設であり、幼稚園と保育所のそれぞれよいところを生かしながら、その両方の役割を果たすことができる新たな施設であると言われております。

そこで2点目の質問ではありますが、親の多様化する幼児教育や保育ニーズへの対応と、効率的な施設運営の観点から、この新しい「認定こども園」に対する評価と、設置に向けた将来展望についてお伺いをいたします。

次に、大きな質問の2点目、命を大切にす教育の推進についてお伺いをいたします。

子供たちが生き生きと楽しく学校生活を送ることは、私たち大人のだれもがひとしく願うところであります。しかし、教育現場や関係機関の懸命な努力にもかかわらず、ことしも10月23日に群馬県桐生市で小6の女兒、そして11月の14日には千葉県市川市で中2の男子生徒、さらには11月の22日には札幌市の中2の女子生徒の尊い命が相次いでみずからの手で奪われていくという、何とも痛ましい残念な事態が続いて起こってしまいました。しかも、自殺の背景として、自殺が減少傾向にあるとはいいいながらも、「いじめの有無」が社会の最も大きな関心事となっており、「いじめを隠す」「気づかない」として、市町村教委や学校の体質が非難の対象となっていることはご案内のとおりでありま

す。

私は、昨今の子供の自殺は、どの学校のどのような児童生徒にも起こり得るという認識を持って、万全の指導体制で教育指導に当たる必要性が生じているものと考えているところであります。

つきましては、町教育委員会として一連の児童生徒の自殺をどのように受けとめ、不登校やいじめの根絶を含めて自他の命を大切に教育の推進について、学校現場にどのような取り組みを求めているか、お伺いをいたします。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 斉藤議員のご質問にお答えいたします。

幼児教育・保育の充実についてであります。

ご質問にもありますように、幼児教育、保育ニーズの多様化、子育て支援サービスの拡充、さらには幼稚園の定員割れ、ふえ続ける認可保育所の待機児童などを背景に、平成 18 年に「認定こども園」が創設されるなど、対策が講じられてきてはおりますが、新たなシステムの構築に向け、現在、国においてさまざまな検討がなされているところであります。

ご質問の 1 点目、町立わかば幼稚園における過去 10 年余りの実践から得られた成果や課題、今後の具体的な方向性や対応策についてであります。

町立わかば幼稚園につきましては、幼児の望ましい環境を構成し、その中で心身の発達を助長することを教育目標に、昭和 53 年に在園児 95 名で開園し、開園 33 年目を迎えた現在は、少子化の影響を受け、定員 130 名に対し、在籍は 46 名となっているところであります。

過去 10 年余りの成果や課題についてであります。平成 14 年度から実施しております「預かり保育」では、年間延べ 100 人前後の利用者があり、全国的には有料で実施されている事例が多い中、本園では無料で実施していることもあり、保護者からは大変評価されているところであります。

「異年齢保育」につきましては、平成 12 年度から実施いたしており、年中 4 歳児と年長 5 歳児を縦割りにし、一緒のクラスで日常の保育を進め、年長の園児には「思いやり、規範意識、リーダーシップ」が育ち、年少の園児には「あこがれ、希望」の心が育っているものと考えております。

「満 3 歳児入園」については、平成 6 年度から実施いたしておりますが、家庭等の事情、また、少しでも早く集団になれさせたいという保護者の期待にこたえているところであり、年中、年長の園児は入園した年少の園児に対して、優しさ、思いやりの心が芽生えているものとの声も伺っております。

また、平成 12 年度から実施している幼児教育相談については、年間十数件の相談があり、保護者の子育ての悩みを聞くなど、幼児の育成をともに考える場を提供しているところでもあります。

以上が本園の特色ある四つの事業の成果であります。課題といたしましては、少子化の影響による入園児の減少、保護者の多様なニーズや預かり保育、特別支援教育の充実、幼稚園と小学校の連携などへの対応が求められているものと考えているところであります。

次に、今後の具体的な方向性と対応策等についてであります。ただいま申し上げました預かり保育や異年齢保育などにつきましては、本園においては先進的な取り組みではありましたが、高い評価を受けているものと考えており、今後もこれらの事業を積極的に推進してまいりたいと考えております。

また、特別な支援を要する児童への対応の充実を図るとともに、小学校へのスムーズな引き継ぎを確保するため、高い専門性を有する保育者の育成、確保を図るほか、幼稚園開放事業の充実により、保護者や地域の方々とのつながりを深め、これらの方々の教育力も活用してまいりたいと考えているところであります。

次に、認定こども園に対する評価（所見）や設置に向けた将来展望についてであります。

「認定こども園」につきましては、ご質問にありましており、一つには「保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行う機能」、二つには「すべての子育て家庭を対象に、子育て不安に対応した相談活動や、親子の集いの場の提供などを行う機能」を備え、都道府県知事が「認定こども園」として認定する制度としてスタートしたところであります。

国は、認定件数の当初見込みを全国 2,000 件以上としたところではありますが、平成 22 年 4 月 1 日現在、532 の認定件数にとどまり、このうち道内は 22 カ所、十勝管内では、唯一士幌町が認定こども園を運営しているところでもあります。

国の見込み件数を下回っている状況として、国の調査によりますと、施設側から、行政が取り組む課題として回答が一番多かったのが、文部科学省と厚生労働省の連携強化、41.5%、次いで、財務状況の改善、38.5%でありました。また、都道府県及び市町村が考える国が取り組むべき課題としては、財政的支援が十分ではないとの回答が一番多かったとのことでもあります。

本町におきましては、平成 19 年度に策定されました幕別町立保育所民営化計画第 1 次、平成 19 年度から平成 23 年度におきまして、「幕別地区には幕別中央保育所とわかば幼稚園があり、今後の入所児童の状況等を勘案しながら教育委員会と協議を進め、認定こども園制度の導入を視野に入れ、民営化を検討するとし、さらに平成 22 年度に改定しました第 2 次同計画、平成 22 年度から平成 26 年度におきましても、認定こども園制度の導入にあつては、教育委員会と引き続き検討すると位置づけられているところでもあります。

なお、政府においては、幼保一元化と認定こども園制度の改革を含めた「仮称・こども園」制度の新設に向け、来年 1 月の 23 年、通常国会に関連法案の提出、25 年度実施の予定で作業が進められておりますが、新制度の内容については、流動的な要素も多い状況でありますので、これらの推移を見ながら本町の対応を検討してまいりたいと考えているところでもあります。

次に、ご質問の 2 点目、命を大切にす教育の推進についてであります。

ご質問にもありましたように、群馬県や千葉県など、全国において、いじめがあったと考えられる児童生徒の自殺が相次いで発生しております。また、11 月 22 日には、札幌市内の中学 2 年生の女子生徒が自宅マンションから飛び降りて命を絶つという痛ましい事故が発生したところでもあります。

いかなる原因があろうとも、子供たちがみずからの命を絶つという悲惨な事故があつてはならないことであり、深刻に受けとめているところでもあります。また、みずからの命を絶つという考えに至った子供の気持ち、子に先立たれた保護者のお気持ちを考えると、教育に携わる一人として防ぐことができなかったことへの憤りをも感じているところでもあります。

改めて、いじめは決して許されないことであり、また、どの子供にも、どの学校でも起こり得るものであることを強く認識したところでもあります。

このような悲惨な事故を繰り返さないためにも、学校教育に携わるすべての関係者一人一人がこの問題の重大性を認識し、いじめの兆候をいち早く把握して、迅速かつ的確に対応する必要があるものと考えているところでもあります。

また、いじめの問題が生じたときは、当然のことながら、その問題を隠さず、家庭・地域と学校・教育委員会が連携して対処していくべきものと考えております。

今般の問題を受けまして、各学校に対しては、「いじめの実態把握及びいじめ問題への取り組みの徹底を速やかに実施すること」「児童生徒に、自分の命、他の人の命、それぞれが何ものにもかえがたいとうといものであることを理解させるための指導を行うこと」「児童生徒の行動や態度に十分留意して、児童生徒の発する小さなサインを敏感に受けとめ、すべての教職員が情報を共有し、一致協力して迅速かつ適切に対応すること」「保護者との連携を密にして、児童生徒の日常の生活状況に正確な把握に努めるとともに、必要に応じて関係機関と連携して対応すること」の指示を行ったところでもあります。

また、「命を大切にす教育の推進」につきましては、学校におけるすべての教育活動との関連のもとに、小学校では、「各学年を通じて自他の生命を尊重する心を育てることに配慮すること」、中学校では、「生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重すること」を道徳教育に位置づけ、各学校において道徳教育推進教師を中心に、全教師が協力して命を大切にす教育の推進に当たっているところでもあります。

以上で、斉藤議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○3番(斉藤喜志雄) それでは、大きな1点目について何点かご質問をさせていただきたいと思いません。

ご案内のとおり、これ幼保一元化という観点から、60年代から幼稚園の過疎化が進行し、少子化が進む中で、保育所や幼稚園の経営が必ずしもうまくいかないということでスケールメリットを考えて、この幼保一元化というのが出てきたのですけれども、というふうに私は理解をしているわけですが。

しかし、今日的な時代からいえば、先ほど来、何回も言われているように、一つは、やっぱり時代のニーズに合った子育ての小学校入学前のという、そういう視点をしっかり視野に入れておくべきだろうなというふうに思いますし、それからもう一つは、適切な育ちの環境をどうやって子供たちの中に保障していくかという、そういうところからしっかり発想しなければ、僕はなかなかこの制度というのは進まないだろうというふうに思っています。

今、お答えの中にありましたように、それぞれの自治体でのアンケート調査をした結果がということで出ておりましたが、これは国も国だと思っておりますけれども、二元制度化での、二元制度化での踏み出しというのは、どうも省益等々お互いに考えてということで、必ずしも子供の視点に立っていないというふうに思っていないわけでありませぬ。

したがって、一つは、ぜひその論議をこれから町で進めていかれるということでありますので、ぜひ子供に立った、さっきから言うように、時代のニーズに合った子育てがいかにあるべきかという視点、それからもう一つは、適切な育ちの環境をどうやって子供に提供していくかという視点、そこに焦点を当てた論議が進められるべきではないかなというふうに思っております。

そこで1点お聞きしたいのですが、本町における待機児童はどれくらいあるのか、そこをまず1点お伺いします。

○議長(古川 稔) 金子教育長。

○教育長(金子隆司) 私のほうからは、幼稚園の関係で申し上げますが、待機児童はないというふうに理解をしております。

○議長(古川 稔) こども課長。

○こども課長(森 範康) 保育所の状況についてお答えいたします。

本年4月1日現在における待機児童はございません。

○議長(古川 稔) 斉藤議員。

○3番(斉藤喜志雄) 私も予想したところではありますが、いずれもそれぞれないということなのですね。

これは、いわゆる地方と都市部とでは、これは明らかに顕著なものです。ですから、当然、幕別町もそういう観点でいうと、地方の部としてのその定員枠はあるだろう。そうすると、内容の充実とどう図っていくかというのが、これ焦点になってくる。ですから、先ほどから言うように、くどいようですが、時代はニーズに合った子育て、適切な育ちの環境ということで、お考えをそういう視点から切り込んでいってほしい。行政の都合で、ちょっと失礼しました、言い方がきつかったかもしれませんが、会計も、事務取扱も、大変だからというスタンスは私は絶対視野に入れてほしくないなと、これは要望事項になります。

ご案内のとおり、こども課が設置されたわけですから、そういう意味では、そこへの一元化も含めて、今、教育委員管轄、それからあれは福祉課、というふうに二元化になっている。国が二元化として事務的に煩雑だから二元化ではなくて、先取りして、私は例えば認定こども園でスタートするのだとすれば、こども課にという、そういう内部のあれも十分可能なのではないかと、これは素人の考えですからあれですが、そういう発想もできるのではないかと、このあたりはいかがでしょうか。

○議長(古川 稔) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) 先ほど来、もう幼保一元化の言葉が出たのは非常に古くからあるわけでありませぬ。

て、私もいろんな保育所の仕事をやってきた中では何回かそういう場面にも遭遇しましたけれども、今はまたその「認定こども園」からまた「こども園」というようなことで、ますます今の国の動きというのは変わってきている。さらに、民設民営ですとか、いわゆる子供をめぐる状況、今ご質問ありましたように、都市と地方だけでももう待機児童がえらい違う現状もあるわけですから、そういったことを一つずつ押さえながら、私どもは我が町に合った体制づくり、あるいは我が町の子供にとってよりよい施設整備、そういったものがこれから求められてくるのは当然だろうというふうに思いますので、国の動向なんかももちろん見ては、注視しながら進めますけれども、一元化というような方法も、今後十分考えていかなければならない課題であろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○3番（斉藤喜志雄） あえて10年と区切ったのは、縦割り保育を実践してというので、そのところで僕はきっと行き着くだろうなというふうに思ったので、そういう質問をしたのですが。

乳幼児期、いわゆるゼロ歳時からの一貫した乳幼児教育が最近是非常に強く求められている、求められているのですね。ですから、それは何かといたら、子供たちは何を身につける必要があるかということを考えてみると、先ほど来、お兄ちゃんに学びとか、年長者は下の者をおかわりとか、慈しみの心だとか、優しさだとか、そんなものというのは本当によく見えるのですね、縦割り保育をやる。僕は、そういう子供たちが、今、何を身につける必要があるかということを見ると、基本的な生活習慣、これが非常に重要だと思っています。それを実現するため、10年経過してみて、恐らく僕は感じていたのではないかと思うのですが、乳幼児教育を充実させることに尽きるのだろうなど、子供たちが社会性を身につけさせるという点では。そういう、当然成果から先への展望が先生方はお持ちなのではないかなと、これは後ほど、保育所の先生にでもお聞きいただければというふうに思います。思っているのではないかなというふうに、勝手に思っています。

それから、11月3日の北海道新聞に、既に国の検討会が設けられているところで五つも案を出しています。五つの案を出して、これまた極めてあいまいであれですけれども、しかしどっちで名乗ってもいいから、とにかく施行してみるという方向でということでありまして、恐らくこれもうこれから10年したら、その別はなくなって、どこかで一元化されて、末松副大臣は「財布も一つにせ」。先ほど言ったように、いわゆる財源が二本立てになるというのを一つにしると、こう言っておりますから、そういったところも含めて施行してほしい。

いっぱいいろんなことを言いましたけれども、一つには、一つには多様な教育や保育のニーズにでき得る体制、預かり保育、さきに教育委員会から示された幕別町教育委員会の活動状況に関する点検評価報告書というのがございましたが、その幼稚園のところを見させていただきましたが、預かり保育については年々減っていった。これはちょっと、預かり時間とか、保育時間の長時間化を求めているニーズからいえば、ちょっと理解のできないところではありますが、時間もありませんので、ここの部分の質問はさておきまして、そういう保育ニーズ、幼稚園なるがゆえに預かり保育も限界があるのです。限界があるので、そういう多様な教育、保育ニーズに対応できる体制をしっかりと、1点目は施行してほしい。

二つ目は、少子化の進行であります。とりわけこの本町地区のように、就学前の児童の減少、間違いなく減っていつている。その中で、果たしてこの地区に保育所とあれとを二つ置いておくことがいかなものかということも含めて。

三つ目、恒常的な定員割れと適正な集団規模の確保ということが必要になってきます。これは、幼稚園なりこども園なりの教育の質、質を維持するという点でいえば、それから縦割り保育をやるねらい、そういう観点からいえば、恒常的な定員割れと適正な集団規模の確保ということは、これはもう避けて通れない課題になってきます、と私は思っています。

四つ目、施設の老朽化、いずれももうこれ30年以上になるのではないのでしょうか。ですから、いずれ、そんなに遠い先でなくて、施設をどうしようかということが検討課題になってくる等々、何はともあれとにかく子育て支援対策の新しい取り組みとして、ぜひ課題に上げて、しっかり取り組んで、

何とか一体となった総合教育の行える、乳幼児期から小学校入学前の子供たちの総合教育が行えるような施設設備を志向した子育て支援対策をぜひ考えてほしいものだなということをお願いをして、この部分の質問を終わります。何かもしあれば、またお聞かせください。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように、幼保一元化、あるいは就学前の幼児教育の重要性、それを受けて、どんな体制づくり、あるいはどんな施設づくりが必要か、これらについてはお話ありましたようなことも十分踏まえながら、内部でも教育委員会との連携を密にしながら、これから検討してまいりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○3番（斉藤喜志雄） それでは、大きな2点目のところに質問を移らせていただきたいというふうに思います。

大卒、学校に求めている手だてが十分網羅されたお答えをいただいたというふうに思っております。しかし、こういうものが現場の先生や、家庭や、地域社会や、そういったところができる条件整備がなされているかという観点で再質問させていただきます。

一つは、保護者との連携を丁寧に行うことを求めておられました。私もそうだというふうに思います。家庭との連携なくして、命を大切に教育が非常に難しいものというふうには百も承知でありますし、当然そのようにお答えもいただいているところについても理解をしますが、保護者と先生方の中でのその連携を強化する観点から最も大事なものは何かといたら、信頼関係です。と私は思っているのです。信頼関係という観点で、現状今、保護者と先生方が置かれている関係はどのようにお考えか、ひとつ、思いで結構ですから、お聞かせいただければ幸いです。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 保護者との信頼関係、これが一番大事だと、ご指摘のとおりだというふうに思います。

私ども感じますに、学校によって多少、若干の違いがあるのかなという感じはいたしますが、要は校長、教頭、これが教員との信頼関係がなければ、このことは語れないということであります。

したがって、いじめ等々が発生した場合には、担当教諭、あるいは生徒指導の担当の者等との関係もございしますが、まずは校長、教頭がこの案件にかかわってどの教諭が信頼関係に値するところにいるのかというようなことも総合的に判断して、案件によってはチームをつくって対応するということとなります。ご指摘のとおり、信頼関係が一番大事だというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○3番（斉藤喜志雄） そこで、信頼関係が大事だというけれども、しかし現状、教育現場においては必ずしも信頼関係を築くための体制がつくられているでしょうか。

私は、一例を申し上げておきます。ご案内のとおり、幕別町もこれ出しているのだと思いますけれども、北海道教育委員会が出した通報制度であります。私は、あの通報制度については、著しく保護者と学校もしくは教師との信頼関係を損ねる制度だというふうに思って理解をしております。

したがって、非常にあの運用に当たっては配慮が求められる、適切な配慮が求められるものというふうに考えているのです。非常に微妙な問題ですから、私はあえてここで答弁求めません。しかし、極めてあれだというふうに私は思っております。

もう一つは、協働的な指導、援助体制をと、先ほどお答えいただいております。そうなのですね。私は、いじめをいち早く発見する努力を教師はしっかり怠らないでほしいなというふうに思っているのです。ふだんから子供との人間関係をしっかり把握して、少しの異変にも気づく感性、子供の様子、必ずどこかでこんなサインを、先ほど挙げられた3件の事件どれを見てもやっぱりサインを出しているのです。しかし、それを気づかなかった、わからなかつた、これから調査する。私はどうしても、あそこのところは理解ができません。そういう意味では、先生方が子供たちの少しの異変、これは家庭もそうですけれども、異変にも気づく感性が求められる。しかし、その感性を磨いていくためには、

子供との人間関係がしっかり結ばれていなければいけない。現状、子供と向き合う時間はどのようになっているか、お聞かせください。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 教職員のサインを見落とさない感性が求められていると、そうした中で教職員と子供の、いわゆる接する場、そういうサインを確認できるような十分な時間があるかについてで申し上げますと、十分に与えられているということは私も感じておりません。

以上です。

○議長（古川 稔） 斉藤議員。

○3番（斉藤喜志雄） 恐らく教育長も心配しておられるのは、いわゆる今までも、今でも先生方のアンケートをとったら、子供と向き合う時間が足りない、そう言っている。4月から、内容量から含めて非常に、また新しい教育課程の中で時数がふえていく、多忙化が一層進行する。そういう中で一層心を開いて子供たちとしっかり向き合う時間が足りなくなっていく、そういうことが想定されます。行政として何かできることはないのか、そこを克服する何かはないのだろうか、そのあたりを、ぜひ4月に向けて多忙な先生方が子供と向き合う時間をどうやって確保していくかという観点から、そして子供の出しているサインをどう酌み取って、家庭や仲間や、あるいは上司や、そういったところとのチームワークで危機を乗り切っていくかということが、今、教育現場の中に求められているのではないかというふうに思います。ぜひ、そんな視点から、4月に向けて、また新たな幕別町の教育を構築していく大きな力となっていいただければ幸いですというふうに思って、質問を終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、斉藤喜志雄議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

11：58 休憩

13：00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、増田武夫議員の発言を許します。

増田武夫議員。

○8番（増田武夫） それでは、お許しを得まして、通告いたしました TPP 参加問題と本町への影響について質問させていただきます。

民主党政権は、農業、環境、雇用を破壊し、国民の食料に対する安心・安全を奪うと同時に、地域社会を崩壊させかねない道に大きく踏み出そうとしています。

菅首相は、10月1日、臨時国会の施政方針演説の中で、環太平洋戦略的経済連携協定、いわゆる TPP への参加方針を明らかにし、11月9日の閣議で関係各国との協議を開始することを決定いたしました。11月、横浜で開かれました APEC、アジア太平洋経済協力機構の議長として、菅首相は、アジア太平洋自由貿易圏の推進、TPP 協議参加の旗を振ったのであります。一方、アメリカ・オバマ大統領は、みずから議長を務めることになる来年11月の APEC で、日本を含む TPP への動きを加速させ、支持率の落ちた国内対策として、アジア、日本への農畜産物の輸出拡大をねらっております。これにこたえて菅内閣は、来年6月までに TPP 参加の結論を出したいとしており、事態は急を告げております。

TPP へ参加することになれば、農林水産省の試算では、即時関税撤廃の場合、農業生産 4.5 兆円減少、食料自給率が 40% から 13% へ低下、農業の多面的機能 3.7 兆円喪失、国内総生産 8.4 兆円減少、雇用 350 万人減少するとしています。

また、北海道の試算による道内への影響は、影響額合計で 2 兆 1,254 億円、そのうち農業産出額 5,563 億円減少、関連産業 5,215 億円減少、地域経済 9,859 億円減少などとしておまして、雇用 17 万 3,000 人減少、農家戸数は 3 万 3,000 戸と、70% 以上の農家が離農する事態と試算しております。

一方、十勝への影響も甚大であると、十勝総合振興局が試算しています。農業生産額で 1,382 億円、

関連産業 1,298 億円、地域経済 2,357 億円、合計で 5,037 億円の影響があり、酪農の 2 万 1,000 人を筆頭に 4 万 400 人の失業が生まれるとしています。

本町においてもその影響を試算して、全町民と認識を共有し、今後の幕別町のまちづくりを考えていくことが緊急に求められております。

農林水産省は、関税を撤廃した場合の国内農産品へ影響を試算した全 19 品目の内容を明らかにしておりますが、小麦は 99%、ビートなど甘味資源作物 100%、でん粉原料作物 100%、小豆 71%、牛乳製品 56%、牛肉 75% 減少するとしておりまして、本町の基幹作物への影響は甚大であることが容易に想像されるところであります。農林水産省は、こうした数字だけで推し測ることができない機能を持っていると言われております。

日本学術会議は、政府の求めに応じて多面的機能の評価額を試算し、答申しています。農業の洪水防止機能、土砂崩壊防止機能で年間 8 兆円、森林では、表面浸食防止機能、水質浄化機能などで年間約 70 兆円、水産業漁村では、物質循環の補完機能、生態系保全機能などで年間 11 兆円という、各分野の評価額を試算しております。農業では、この機能の 3.7 兆円が関税撤廃で喪失するとされております。こうした機能を大きく損なうのが TPP だということを知らせていかなければならないのではないのでしょうか。

しかしながら、新聞、テレビなどのマスコミから流される大量の情報は、TPP に参加しなければバスに乗りおくれる、世界から孤立するなどとするもので覆われて、世論誘導されている状況もあって、参加すべきだとする世論が強い現状を軽視することはできません。さまざまな試算が示すように、TPP 参加は農業分野だけの問題でないことは明らかであります。町の存亡に係る問題として真剣に取り組まなければなりません。

そこで、次の点についてお伺いいたします。

一つは、TPP による本町への影響について。

農業生産額、関連作業、地域経済、雇用、農家戸数など、具体的に試算し、町民の前に明らかにすること。

2、町長の TPP 参加に対する考え方について。

3、本町でもしかるべき時期に、全町を挙げた反対集会を開くなど、TPP 参加阻止の行動を起こすべきと思いますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 増田議員のご質問にお答えいたします。

地域社会を根底から揺るがす TPP 参加問題と、本町への影響についてであります。

政府は、11 月 9 日、包括的経済連携に関する基本方針の中で、「アジア太平洋自由貿易圏に向けた道筋の中で唯一交渉を開始している環太平洋パートナーシップ協定については、その情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始すること」を閣議決定いたしました。

TPP は、原則関税撤廃の例外を認めていないため、もし仮に交渉が締結され、農畜産物の関税が撤廃された場合には、幕別町や北海道はもとより、日本全体の農業や経済に甚大な影響を及ぼすものと認識をいたしております。

ご質問の 1 点目、TPP による本町への影響についてであります。

ご質問の要旨にありますように、TPP による影響の試算については、農林水産省を始め、北海道、十勝総合振興局においてもなされているところでありますが、市町村の数字を積み上げたものではなく、マクロ的な試算であり、詳細な積算根拠も不明なことから、農業生産額、関連産業を除いて市町村レベルでの試算はお示しできないことをご理解いただきたいというふうに思います。

始めに、農業生産額であります。基本的には北海道や十勝総合振興局の影響試算の例により、影響の大きい小麦、てん菜、でん粉原料用バレイショ、酪農及び肉用牛の 5 品目について試算したもの

であり、積算内訳が不明なものについては、十勝における幕別町のシェアにより推計したところであり、推計結果では、影響額は5品目トータルで107億円に上り、この数値は幕別町全体の農業生産額の約2分の1に当たる大きなものとなっております。

次に、関連産業についてであります。北海道や十勝総合振興局の試案における関連産業は、小麦については製粉工場、てん菜については製糖工場、でん粉原料用バレイショについてはでん粉工場、酪農については乳業工場、肉用牛については屠畜場といった直接的に関連する工場を想定しているものであり、本町においてはこれらの工場が存在していないため、直接的な影響はないものと考えております。

また、地域経済、雇用については、先ほど申し上げましたとおり、具体的な数字はお示しできませんが、関連産業がない分、製糖工場など、関連産業を有する他町に比べますと、影響する割合は少なくなると思われませんが、農業生産額の影響額の大きさから考えますと、やはり地域経済、雇用に対する影響も相当大きなものになるものと考えております。

なお、農家戸数につきましては、平成20年度における本町の農家戸数で申し上げますと、個人経営、法人経営、合わせまして637戸になり、そのうちTPPの影響を受けないであろう農家は、施設園芸農家や野菜専業農家など20戸程度で、残りのほとんどの農家が影響を受けるものと考えております。

2点目、TPP参加に対する考えについてであります。TPPが締結された場合には、自動車業界や鉄鋼業界など、輸出企業や輸入メリットのある企業などの経済界が恩恵を受ける部分があることは認識いたしております。

しかしながら、幕別町、さらには北海道を考えた場合に、基幹産業である農業はもちろんのこと、地域の経済、社会を崩壊に導くものであり、到底容認できるものではないと考えております。そうしたことから、私といたしましても、農協等関係機関と足並みをそろえ、TPP参加阻止に向けて国に強く働きかけてまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、全町を挙げた反対集会を開くなど、TPP参加阻止の行動を起こすべきについてであります。

TPPに対する反対集会は全国各地で行われておりますが、北海道においては、11月12日に「地域社会のあり方等『この国のかたち』を問う道民総決起大会」が札幌市で開催されたところであり、参加団体は農林漁業団体や消費者団体のみならず、北海道経済連合会や北海道商工会議所連合会など、経済、商工団体も加わったオール北海道の取り組みとなったところであり、

また、十勝での反対集会につきましては、先般、11月28日に音更町の十勝農協連家畜共進会場で、「TPPから食卓と地域社会を守る十勝大会」が開催されたところであり、農林漁業団体、消費者団体、経済・商工団体、労働団体や行政など、4,000人規模の大きなものとなり、本町からも約300人が参加したところであり、

このように、反対集会については、既にオール十勝、オール北海道の取り組みとして開催されているところであり、本町においても相当程度の理解は進んでいるものと思っておりますが、今後、さらに具体的な数字を含め、町民の皆さんに理解を深めていただくことは重要なことでもありますので、広報紙への掲載や行事・会合等における周知・説明など、あらゆる機会を通じてPRに努めてまいりたいと考えております。

しかしながら、最終的には、比較的無関心層が多いとされる都府県の都市圏住民の皆さん方の応援をいただき、国民世論を喚起することが最も重要であろうと考えており、このことは町内各農協とも意を同じくするところでもありますことから、今後も農業団体と歩調を合わせ、全道、全国町村会を通して広く国民にPRし、参加反対の機運が盛り上げるよう働きかけてまいりたいと考えております。

以上で、増田議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） それでは、再質問をさせていただきます。

本当に、このTPPの問題というのは、将来の幕別町をも左右していく非常に大きな問題だというこ

とで、今回、こうして取り上げさせていただいたわけなのですけれども、町長もこれには反対の立場で一先懸命努力されるということをおっしゃっているわけでありまして、やはり町民の中にもいまだに参加していかなければ乗りおくれるのではないかと、やっぱりそういう輸出産業なんかも落ち込んだ場合には、非常に大変になるのではないかと、賛成だという意見の人もおられるわけです。そういう人たちも含めて、この参加の、これに参加していくことの重要な意味をともに考えていくという姿勢をやはりとっていかないとならないというふうに思います。

まず、1番目の本町への影響についてであります。

この中で、5品目についての試算だということでもありますけれども、例えば小豆なども71%の影響があるという国のものでもありますけれども、この中には小豆なんかも含まれていないとか、さらに大きな影響も予想されるわけなのですけれども、これに2分の1に当たる影響額があるということで、そうしたことになる、637戸ある農家の、道の試算では7割以上が離農せざるを得ないという状況になるということになりますと、相当な影響だということは明らかですね。

関連産業のことでもありますけれども、町長の答弁では、例えば製粉工場とか、精糖工場、そうした直接的なことだけに触れておられますけれども、私が調べたところでは、例えば運送業などを行って、これも関連産業だというふうに思うのですが、町内には22社の運送会社があるようでもあります。例えば、忠類なんかにも何社かあるのですけれども、ほとんど農業関連の資材を運んだり、飼料を運んだりという会社、ビートが生産されれば、ビートを運んだり。だから、もろに影響を受けるのがこの運送業だというふうに思うのです。

例えば、幕別のほうの運送会社の人の話では、公共事業などを受け取っていることが主な運送会社でさえも、3億2,000万円の年商のうちの4割は農業関連の事業だと。それから、ある会社は、7億円の年商があるけれども、6割から7割は農業関連の運送業、運送品目だというようなこともありまして、やはりこうした町内のいろんな関連産業が相当多くあると思うのです。それから、農機具会社なんかにも何軒かあるわけなのですけれども、こうした会社ももろに影響を受けるということは想像がつくと思うのです。

やはり今、政府は、最初の質問でも申し上げましたけれども、来年の6月までには結論を出していきたいと。来年の11月にはアメリカでAPECの会議があって、アメリカはこの会議でTPPをまとめたということで急いでいるのですが、そうした日程からいきますと、やはり急いでそうした関連業者などの影響も調べたり、町内にどういった影響があるかということをしつかりと調べて、そういう人たちと一緒に運動を進めるというような働きかけもしていかなければならないというふうに思います。そうした点でなかなか試算が困難だというお話でしたけれども、可能な限りそうした数字も、調査もしながら、町民に訴えていく必要があると思いますけれども、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町町長。

○町長（岡田和夫） 影響額の試算については、先ほども申し上げましたように、十勝総合振興局で積算した影響額の、その内訳として先ほど申し上げたようなことで積算をされている。これを本町に当てはめるとなると、なかなか先ほど申し上げたように、関連工場がないところでいくと影響額が出てこないのか、そんなことは決して今言われたようにないのだと思いますけれども、その試算がない現状ではなかなか難しいというようなことで、お答えさせていただいたわけですが、当然のことながら、運送業あるいは農機具、あるいはまだまだいろんなところに影響はあるのだろうというふうに思っておりますので、私どもも町内で、これからどんな方向で、いろんな面で反対のことを、大変な事態であることを住民の皆さんに周知させていくか、これは今も農協関係なんかとも相談もしておりますし、あるいは看板もできたのかな、今、庁舎なんかにあの看板の設置なんか今進めているところですが、いろんなことを、皆さんのご意見をいただく中で対応していきたいというふうに思っておりますし、詳しい数値等なんかについては、やはり広報紙あたりでの周知がいいのかなというように思っておりますので、引き続きそれらについて対応に当たっていききたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） けさ、入ってくるときに、玄関のわきに看板が出てるのは見させていただきました。

更別の役場の前を通らせていただいたのですが、新聞でも報道されていましたが、3階からずっと垂れ幕を垂らしまして、「地域を崩壊させる TPP 協議断固阻止」と、こういう垂れ幕が下がっていただけですけども、いろんな形でやっていくことが必要だというふうに思います。町のホームページなどでも、やはり取り上げる必要があると思いますし、そうしたことをぜひ強めていただきたいというふうに思います。

また、やはりこの参加の是非が、将来のこの地域に物すごい影響があるということを考えれば、質問でもあれしただけですけども、やはり来年の6月に向けてどういう情勢になっていくか、まだ予断を許さないわけですけども、やはりそういう参加を決定する、そういうものにやっぱり影響を与えていくとすれば、散発的に十勝で4,000人の集会を開いたから、それでいいのだということにはならないと思います。だから、各町村単位でもそうした集会を開いていくことが、今後、必要になってくるのではないかと思います。今、提案したような垂れ幕でありますとか、ホームページでありますとか、そうした町内での町民挙げての集会ですとか、そういうことも考えられると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありました町内での集会、何年か前でしてでしょうか、相川の家畜商協で、あのときは GATT かな、GATT ウルグアイ・ラウンドの反対集会を寒い1月の末か2月に開いたような記憶もありますけれども、そういったことで我々も集会が全くだめだということではありませんけれども、やる以上はやはり農業関係の団体、あるいは多くの皆さんと一緒に進めていくことが大事なことのだろうというふうに思いますので、これらについては十分これからも、農協、あるいは関係団体との協議を進める中で対応していくことが大事だろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） ちょっと先に進み過ぎた感があるのですが、町長の TPP に対する認識を伺ったわけでありまして、ここにありますように、締結された場合には、自動車業界や鉄鋼業界などの輸出産業には非常にメリットがあるのではないかとのお話です。確かにこの TPP の積極的な推進者は経団連であり、自動車産業、電機産業などの輸出企業であります。

国会での菅首相に対する答弁、農林水産省の答弁では、こうした TPP に参加することによって、日本の GDP をどのぐらい押し上げるのかという質問に対しては、GDP の押し上げは 0.48% から 0.65% だと、このような答えをしているわけなのです。参加することによって、その程度しか GDP を引き上げないということを政府自身も認めているわけですけども、これは町長の答弁にありますように、自動車産業ですとか、そういう電機産業などの輸出産業の利益というか、販売額になって返ってくるのだと思うのですけれども、それに引きかえて TPP 参加によるデメリットといいますか、影響額が農林水産省その他から出ているように、非常に大きなものがあるということで、まだそうした中でも、こうした農村地帯に住んでおられる方でも、農業は保護をされて過ぎているのではないかと、支援され過ぎているのではないかと、そういうようなことも言われる方に遭遇しまして、そういう方々と話すると、やはり農業といえども、自由競争に任せるべきでないかというような見方をされる方もおられます。しかしながら、やはり食料を生産するこの農業というものが、ほかの産品と同じように自由貿易で、自由に世界で取り引きしていくようなものでいいのかどうかということを真剣に考える必要があるのではないかとこのように思うのです。

食料主権ということが盛んに最近言われるようになりまして、国連でも、そのことが議論されております。その国の食料は、その国がきちんと責任を持ってやっつけていかなければならない、手当てしていかなければならないということで、食料主権ということが非常に大きく叫ばれているわけです。

例えば、2004年の国連人権委員会では、各国政府に対し、食料に対する権利を尊重し、保護し、履

行するよう勧告するという報告が出されまして、食料に対する権利に関する特別報告書が出されたわけなのですけれども、この報告書に関する議決をしたときに2004年にあるわけですが、そのときに、こうした食料主権は大切なことで、これをしっかりと権利として各国が守っていくべきだということで、この決議に反対した国はアメリカ1国だったのですよ。棄権した国はオーストラリアだったということで、いずれも農業が主要な輸出国でありました。この2国が反対、棄権しただけで、この報告は可決されたわけなのですけれども、それに見られますように、やはり今回のTPPの推進というものが、アメリカやオーストラリアの強い要望によってといたしますか、強い意思によって非常に大きく動かされている。しかも、先ほども申し上げたように、ことしが日本のAPECの議長国だ、来年はアメリカの議長国だということで、この2年の間に何とか成就させようというアメリカなどの強い意思があって、今回、急に持ち出されてきたという経過があるわけなのですよ。

だから、そういうことを考えますと、やはり食料というものが、ほかの貿易品目と別な扱いをして、きちっとそれぞれの国が責任を持って手当てしていかなければならないという、こうした食料主権の考え方を全国民に、全町民にやはり訴えていく必要があると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 言われるように、前原外務大臣がGDPの、農業はわずか1.5%であると、そのために98.5%の、いわゆる経済界がいう輸出が投げられていいのかというようなことがありました。私どももそういうのを聞いていて、食料の場合は、今お話ありましたように、数字ではやっぱりない、もっと大事な部分が農業、食料の自給率ということにつながっていくのだろうというような思いです。先ほど来申し上げておりますように、私どもはあくまでも農業を守るという立場でこれは反対していくわけですが、国民の皆さんの理解をいただくのは数値的なことではなくて、あくまでも農業、食料を、自分の国の食料を自分たちが守るといふ、その意識に何とか目覚めていただきたいといひますか、理解をしていただくことが大事なのかなというような思いをしております。

ただ、これも最初、新聞の世論調査では、反対と賛成が、反対ということは、参加することが賛成のほうが多かったというのですけれども、最近、20日ぐらいたってきますと、それも逆転してきたというようなことで、ある意味ではいろんな、先ほどから申し上げておりますような集会ですとか、いろんな世論の訴えが幾分でも理解されてきたのかというような思いもしておりますけれども、お話がありましたように、数値ではあらわれない部分、食料の大事さという、尊さということをややはり我々も訴えていかなければならないものだというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） 本当に最近のマスコミですか、テレビにしても、新聞にしても、コメンテーターの人たちが、やはりTPPに参加しなければ、日本の経済が本当にだめになってしまうかのような議論を展開しております。もうその影響もあって、街頭のインタビューなんかでも、安い食料が入ってくればいいのでいいんじゃないかというような世論がまだ根強いことも確かでありまして、だから、そういうものをやはり打ち破っていく必要があると思うのですけれども、菅首相も国会の答弁などでは、「私どもはさきの包括的経済連携協定に関する基本方針の中で、経済連携、いわゆる開国をするという方向と農業の再生を両立させるという、そういう方針を明確にしたのだ」と。そして、「農業の現状というのは、必ずしもこの経済連携の問題を抜きにしても、例えば非常に高齢化が進んでいるとか、この間で全体の規模も小さくなっているとか、いろんな問題がありまして、私は逆に農業再生のためには、もう待たなしのところに来ていると。ですから、この両立こそが日本の将来を開く道になると、このように考えております」と、こういう答弁をしているのですよ、国会で。

このTPPをやって開国をすることと、農業の再生を両立させていくんだと。やはり農業、ある評論家に言わせれば、このTPPを行うことによって内地のほうの兼業農家の小さいところはやめることになるだろうと、その土地を利用して大規模な農業を育てていくのだと、このいいチャンスにしなければならぬようなことを言って、このTPPと農業の再生が両立するかのような議論を展開している。そういうようなこともあって世論がなかなか、今言われたように、最初のころはTPPに賛成の世論の

ほうが大きかったというようなこともあるわけなのですけれども、その農業再生のためにも、両立させるためにいいチャンスにしていくのだというような議論をする人たちがまだ多いのも事実でありまして、やはりそういうようなことにも打ち勝った私たちからの発信がなければ、すぐ6月に結論を出そうとしているような、そういうものに世論を逆転させていくことがなかなかできないのではないかという心配もしているわけです。

規模が大きくなって強い農業になるということが盛んに言われているわけなのですけれども、既に北海道の農業は、EUですとかに比べても、そんなに小さくないのですよ。例えば、1戸当たりの耕地面積は、EUは13.9ヘクタールなのでありますけれども、北海道は20.5ヘクタール、アメリカは186.9ヘクタール、酪農経営の頭数でも、北海道の64頭に対して、EUは10頭だと、アメリカは138頭だと、そういうような、もう既に北海道はEUと比べても農業の規模としては、むしろ大きいぐらいの規模になっている。その北海道がこのTPPによって崩壊の危機にさらされると、農業者始め主張しているわけなのですけれども、そうにもかかわらず、規模が大きくなれば、十分に日本の農業は強くなっていけるのだと、そういうような主張をマスコミなどが展開していることにも、非常に大きな危機感を持つわけなのですけれども、そういうことも含めて、さまざまな機会を通じて、ホームページですとか、そういういろんな機会を通じて世論を喚起していただきたいと思いますけれども、もう一度お願いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 農業対策再生推進本部とかがスタートして、6月までに結論を出す。それもちょっと揺れているようで、6月が11月に延びるのではないかとといったような話もありますし、再生を両立させるためには、農業に何十兆円のお金も必要になってくるのではないかというようなことから、私は現実的には難しいのではないかという思いもしておりますけれども、ただ、さっきも言いましたように、本州の一部の小さい農家ですとか、荒廃地がいっぱいあるから、それを利用するばいいのではないか、農地法をもう一回改正したらいいのではないかとかというようなこと、いろんなことを言われていますけれども、余り現実的には合っていないような話ではないかというふうに私どもは押さえております。

私も、この間、12月1日には全国の町村長大会で、全国の町村長が一堂に会して、そこでも特別決議ということで、TPPの反対決議がなされました。けさも、農業委員会の会長さんおられますけれども、農業委員会も要請書をいただきました。そういったことでは、各農業団体、あるいは関連するところが一丸となって、こうしたTPPの参加阻止に動いているということは、これからももちろん続けていかなければならないだろうし、何とかそれが認められるような方向で我々も頑張っていきたいというふうに思っています。

○議長（古川 稔） 増田議員。

○8番（増田武夫） いずれにしましても、町を挙げてこうした事態にならないような運動を急速に高めていかなければならない。恐らくアメリカを始めとする9カ国、4カ国で始まったとTPPですけれども、アメリカ、オーストラリアなども加わって、来年の11月には恐らく発足するのではないかというふうに思うのです。それに乗りおくれるなということで突き進まれたのでは、日本の国そのものが、食料の自給できない国は独立国と言えないというようなブッシュ大統領が言ったのですけれども、そういう国を、アメリカ自身が日本にそういう国になれということ突きつけてきているわけなのですけれども、食料、できるにもかかわらず食料をつくらないというのは、今の何億、10億人とも言われるような世界じゅうの飢餓に苦しんでいる人たちに対しても、日本が金の力で買いあさってくることは、そういう人たちに対しても非常に犯罪的なことでもありますし、やはり日本でできる食料はきちんと日本でつくると、その手だてをしっかりとつくっていくということが非常に重要だと思うのです。

菅首相は、開国だ、開国だと、閉鎖的になってはいかんということで、開国ということ今回使っているのですが、しかし各国の農畜産物の関税の率を見ますと、平均関税率、関税のないものも

あるし、日本の場合は、米などは 800%とかという非常に大きな関税をかけているのですけれども、それでもすべての農産物の関税を平均した額、パーセントが出ているのですけれども、インドは 124.3%、韓国は 62.2%、メキシコが 42.9%、EU でも 19.5%、アメリカは 5.5% だと。日本はどれぐらいの平均関税率になるかといえば、11.7% で、EU などよりも低くて、アメリカよりは高いのですけれども、そうした今の平均関税率が既にもう閉鎖的どころか、既に開国しているような状態、それが今日の日本の農業が自給率 40% に下げたし、菅首相は年寄りばかりになって、もうほうっておいてもだめなのだから再生するのだと、こう言って、その再生するのに TPP へ入れることと両立させるのだと、こう言うのですけれども、しかし既にそういう形で十分に日本は農産物を受け入れて、そしてそのことが 40% の自給率になったし、TPP にするということになる 13% の自給率になるという、そういう側面も持っているわけなのですよ。

だから、やはりそうした開国しなければならないでありますとか、孤立するだとか、乗りおくれるなどとか、そういうフレーズに惑わされて一気に TPP に参加していく事態にならないように、ぜひとも今後とも全力を挙げて頑張っていたきたい。我々も頑張るし、町民自身もみずからの問題として頑張っていかなければならないと思います。そんなことで、最後に一言お願いします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたようなことを十分認識しながら、これからも対応してまいりたいというふうに思います。

○8番（増田武夫） 終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、増田武夫議員の質問を終わります。

この際、13時55分まで休憩します。

13：42 休憩

13：55 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、藤原孟議員の発言を許します。

藤原孟議員。

○4番（藤原 孟） 通告に従いまして、質問いたします。

委託業務にランク制などの導入で入札の制度の改善をする。

社会資本は、安全で豊かな生活の実現や活力ある経済発展においては不可欠な基盤であります。その整備を着実に推進していくことが必要であります。幕別町もよりよく、より安くを大義に委託料のコスト削減を念頭に入札、積算業務を行っています。平成20年までに公共施設管理委託やごみ収集運搬業務など、多くの入札が執行されました。その結果は過去の実績を大幅に下回る価格で落札され、安ければよいというアメリカ発の新自由主義経済の風潮に乗って、行財政改革事業費削減をなし遂げたと言われたものであります。

しかし、そのために今日まで多くの弊害をもたらしたのも事実であります。特に低価格の落札により、一番の犠牲者はそこで働く人です。賃金の下落や労働時間の短縮など、労働時間が著しく悪化したのは周知の事実であります。その結果、働く人の熱意の低下を招き、施設の維持管理現場全体の質の低下が起きるのは当然の結果であります。

この状況を打破するためには、働く人が管理の質の向上を目指すため、安心して働くことのできる環境の整備が急務な課題であることから、委託業務にも建設工事と同様にランク制度などを導入し、抜本的に入札制度の改善を行うべきであります。

以下、2点の事例をもとに、その対策について町長に伺います。

1点目、運動公園野球場維持管理が委託されている中で、本年4月に野球場内野整備工事が発注されました。維持管理業務が低価格落札のために、その野球場の機能が損なわれるような整備状況が発

生したのか、それとも従前よりコスト削減のため、整備の基本設計を下げた結果なのか、明確な理由を説明してほしい。

また、施設によって、維持に必要な技能、経験が異なるが、きめ細かい業者指名選定基準があるのか。

同時に、今後ふえると見る事業協同組合の指名参加の基準について何があるのか伺います。

2点目、ごみ収集運搬業務について。

本業務は、専門的な知識と豊かな経験と資格や業務に必要な特殊機材機械を保有することが必須条件であります。現在のごみ収集運搬体制は、安全性を第一に優先することを念頭に、帯広市の体制を参考に十勝環境複合組合の構成市町村で歩調を合わせる形で出発し、継続中と聞いています。町は事業費削減のための独自の体制で収集運搬業務を実施しているが、共同処理の原則の観点から、ごみゼロ委員会や構成市町村に対し、幕別町は運搬体制の見直しを図ることの説明責任は果たしているのかをまず伺います。

次に、低価格入札を減らすため、ランク制、総合評価制度の導入を進める考えがあるか。

また、特殊な機材の更新など、多額な設備投資を円滑に行うために、次回の入札から契約期間を10年間にできないか、伺います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 藤原議員のご質問にお答えいたします。

委託業務にランク制などの導入で入札制度改善をすべきについてであります。

始めに、幕別運動公園野球場の内野整備工事についてであります。

維持管理業務の入札価格が低い落札となったため、野球場の機能が損なわれ、整備が必要になったのではとのご質問であります。このたびの整備工事の内容は、内野グラウンドの表面が不均一になってきたこともあり、その高さを調査し、グラウンド専用土の搬入、転圧、表面仕上げをしたことが主なものであります。風による土の巻き上げや長年の利用により、グラウンドの表土が減少した結果、グラウンド全体が沈んだようになったこと、また、グラウンド表面に凹凸ができ、プレーに支障が生じたため、これらを解消するため行ったものであります。

平成10年の野球場の完成以来、必要に応じて表土を入れてきてはおりますが、このように大量に入れたことは、今日まで行われたことはなく、施設の性格上、一定程度の時間が経過すれば、今後も、このような工事が必要になるものと考えているところであります。

低い落札価格により弊害が発生したのではとのことではありますが、平成19年に行った運動公園の芝管理業務の入札においては、適正に算定した予定価格に対し、落札率で約98.94%という結果であり、低落札という状況ではないものと考えております。

野球場については、平成15年度から平成19年度までの5年間と平成20年度から24年度までの5年間、それぞれ長期契約をもって管理をお願いしてきておりますが、平成19年度以前と平成20年度以降を比較いたしますと、単年度当たりの落札価格も相当減額となったところであります。

減額となった理由は、設計基準そのものを下げたのではなく、人件費においては、乗用芝刈り機の導入による人工数の減、資材費においては、肥料、薬品など実績に応じた品目、価格の見直し、機械費においては、公園維持管理と同様の基準額への見直しなどを実施した結果によるものであります。

いずれにいたしましても、本年4月に発注いたしました野球場内野整備工事は、例年、実施しております芝管理委託業務とは内容が異なるものであることをご理解願います。

次に、きめ細かい業者指名選定基準についてであります。

芝の管理は運転業務などと違い、特殊な作業が必要ではなく、一般的な作業の範疇でありますので、業者の過去の実績や業務内容などを勘案して選定しているところであります。

次に、事業協同組合の指名参加の基準についてであります。

ご承知のとおり、事業協同組合は中小企業等協同組合法により、小さな企業同士が組合をつくり、互いに協力と助け合うことで事業経営を充実・強化していこうという目的のためにつくられたもので

あり、本町においても、関心を持つ企業の方も多いものと推察するところであります。

運動公園野球場の維持管理業務にかかわる指名参加につきましては、事業協同組合に対する基準は特にありませんが、事業組合員個々としての過去の実績や業務の経験なども踏まえて検討する必要があると考えております。

以上で、藤原議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 藤原議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の2点目、ごみ収集運搬業務についてであります。

本町におけるごみ収集業務につきましては、町民が日常生活を快適に過ごせるよう、住民要望にできるだけ配慮しながら、効率的かつ確実に収集運搬することを基本として、取り組んでいるところであります。

収集方法については、幕別地区では資源ごみ、可燃・不燃ごみ、大型ごみ及び公共施設ごみなど、収集するごみの種別ごとに地域割りも取り入れて7業務に分割し、専門の業者に委託して実施しており、忠類地区では1業務に集約した中で、同じく専門の業者に委託して実施しているところであります。

業務を担う受託者には、ご指摘のように、業務に必要な車両や資機材を保有していることや専門的な知識及び経験を有する人材を擁していることが必要であり、業務を確実に遂行できるという信頼性が求められます。

現在の委託業務は、平成20年度に長期継続契約を結んでおり、今年度で3年目となりますが、特に問題点もなく順調に委託業務を遂行していると認識いたしているところであります。

受託業者のごみ収集運搬体制については、十勝環境複合事務組合の構成市町村におきまして、特別な取り決めはないことから、各市町村ごとに体制を決めているところであり、本町におきましては、ごみ処理担当職員レベルで構成しているごみゼロ委員会などで得た情報、他市町村の事例及び本町の実情などを勘案した上で2人体制としており、そのことは、他市町村との各種情報交換などでお知らせしているところであります。

なお、受託業者に対して業務の遂行に当たり、安全面に十分配慮して取り組むように指導しているところであり、現時点におきまして、特に問題は生じておりません。

次に、低価格入札を減らすためランク制、総合評価制度の導入を進める考えがあるか。また、設備投資を円滑に行うために契約期間を10年間にできないのかについてであります。

まず、低価格入札を減らすためのランク制についてであります。ランク制につきましては、契約の確実な履行を確保するために、事業者の技術水準、受注実績及び経営状況等について客観的な評定数値で格付し、予定価格に応じて、競争入札参加者を指名する制度であり、本町におきましては、この評定数値は、建設業法に定める経営事項審査の項目及び基準により算出していることから、この数値に基づいて建設業法の対象となる土木工事、建築工事、電気工事及び管工事の事業者の格付を行っているものであります。

しかしながら、委託業務につきましては、建設業法の対象とはならず、同法に定める基準は適用できないため、評定のための基準を独自に設ける必要があること、また、委託業務契約を締結しようとする際には、幕別町業務委託契約の最低制限価格取扱要綱に基づいて、最低制限価格を設けていることにより、当該契約の内容に適合した履行を確保し、低価格入札を防止していることから、現在のところ、委託業務にランク制を取り入れることは難しいものと考えております。

なお、帯広市など委託業務の発注件数が多い都市においては、委託業務に関する独自の審査項目及び基準を設けて格付を行っている例があると伺っておりますが、これら先進事例を研究してまいりたいとも考えております。

また、総合評価落札制度につきましては、価格競争だけではなく、技術の信頼性または革新性などを評価対象に加え、総合的に判断して受注業者を決定する制度であり、委託業務だけではなく建設工

事などにおいても、今後導入に向けて検討を進めなければならないものと認識していたしているところではありますが、どのような業務の契約が本制度に適しているものか、あるいは具体的な評価基準の策定などについて研究を進めていかなければならないものと考えております。

次に、契約期間についてであります。ごみ収集業務におきましては、パッカー車という特殊車両を導入しなければならず、その価格は非常に高額であり、また、耐用年数につきましては、国土交通省の建設機械等損料算定表によりますと、平成20年度から平成24年度までの5年間の委託契約を締結した時点においては8年となっておりますが、本年度版の同表においては、9.5年と改定されているところでもあります。

本町の委託契約におきましても、同表の耐用年数を基準として減価償却費を積算しているところではありますが、耐用年数と契約期間とに差が生じているのが実態であると認識をしているところでもあります。

しかしながら、本業務においては、車両費用や車両の減価償却費だけではなく、燃料費や人件費など他の経費が大部分を占めておりますことから、業務に係る経費を総合的に判断して契約期間を決定すべきものと考えており、平成25年度からの新たな契約の締結に向け、検討を行っているところであります。

以上で、藤原議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 藤原孟議員。

○4番（藤原 孟） それでは、再質問いたします。

運動公園の維持管理業務、いわゆる内野整備工事、これは低落札ではなく減額で積算したと、そういうことだという。また、公園管理のいわゆる同様の基準額への見直しということを実施した結果であると答弁がありました。

このことは、幕別町でいわゆるよりよく、より安くの大義から変化して、安ければ安いほどよい。そして、安かろう、業者は苦勞したろう、評価が悪かった、最後は高くついた、そのようになったのではないかと考えております。

特に、芝生の上で勝負をつけるスポーツ、その作業の状況が明暗を分けております。その作業の積算を公園維持管理の基準まで下げたということでありましたが、他の施設でも野球場以外でもそういうトラブルが起きて、不満があるのではないかと、そのような気がいたしますが、そのような現象は起きていないか、まず伺います。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） ただいまの安かろう、いろいろお話ありましたが、他の公園等に、公園といたしますか、私どもが管理いたしているところにおいては、余り聞いておりません。ただ、ことしは夏が暑かったせいか、芝生が伸び過ぎたというようなことはございました。その程度でありまして、特にいわゆる入札価格にかかわって、よってこうだというようなご指摘を受けた記憶はありません。

以上です。

○議長（古川 稔） 藤原孟議員。

○4番（藤原 孟） はい、わかりました。

それでは、指名の件なのですが、芝生の管理は特殊な作業が必要ではなく、一般的な作業での範疇であるということですが、やはり事業費削減の考え方が積算に反映し過ぎているのではないかなという心配があります。丁寧な仕事が必要な場所には、やはりお金をかけていただきたい。公共施設の質を維持するためには、豊かな経験、それから高い技能、熱意、苦情の処理の速さ、それらをやはり評価する指名基準を設けて、厳格に厳選された業者、そういう方々を指名していただければと思います。そのことによって、働く人を守る、また過剰な競争を防止する対策にもなるのではないかと思います。委託管理の業務が安全、安定的にやらせる、やってもらうためには、その対策も必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子隆司） 前段のご指摘ありましたように、事業費の削減を目的にして積算されているものでありません。施設にはそれぞれの目的があります。最大の効果を上げるべく、積算にも配慮しているところであります。

なお、事業のあり方によって、先ほども申し上げましたが、結果として若干手落ちの部分があるなというようについては、この繰り返しの中で見直しをローリングしていくということについては、そのとおりだというふうに思います。

以上です。

○議長（古川 稔） 藤原孟議員。

○4番（藤原 孟） それでは、事業協同組合の指名参加につきましてお伺いいたします。

組合は4社以上で編成されるものでありまして、企業体方式よりは継続年数が長く持てると。また、参加企業の組み合わせによっては、不足部分の技術力の補充、経営力の安定、管理の質の向上など、利点は大きいかと思えます。企業防衛の一つとして、協同組合の編成を地元業者に検討させるよう、指導する考えはありませんか、伺います。

○議長（古川 稔） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） ただいまの組合の話でございますけれども、現在、町内の中で組合という形のもと事業を行っている部分につきましては、道路関係あるいはごみ収集関係、さらには公園管理の関係という形での、委託についても一部ございますけれども、四つから五つ、五つの業務を組合でやっておりますけれども、今言われるとおり、企業体とは違いまして、一度編成をされますと、そのまま継続して成り立っていくという、その事業単位での事業ではないということで、会社が編成、長く継続されるという利点もございますので、先ほど言いました道路関係につきましては、町のほうからお願いしながら、例えば忠類の道路管理などにつきましては、組合方式でどうなんだろうというお話をさせてもらいながら、業務に携わっていただいているということもございますので、今後につきましても、そういう広い面での組合というものも推進しながら、業者さんとも話をしながら進めていきたいというふうに感じております。

○議長（古川 稔） 藤原孟議員。

○4番（藤原 孟） それでは、2点目のごみ収集運搬業務について質問を変えていきます。

現時点では、運搬体制については問題は生じていないという答弁であります。ただ、やはり発注者と業者と、またその作業を見ている町民との認識は多少違うのかなど。日常的にいわゆるヒヤリハットの状況の中で作業が行われているのではないかと、そのような気がいたしまして、質問を進めていきます。

平成19年に幕別町ごみ処理基本計画、これが制定されております。ことし、平成22年がいわゆる中間目標年度ということに当たりまして、排出量の10%削減に向けて、進捗状況の途中報告だとか、また収集運搬について問題が起きていないかなど検討すべき年度だと思っております。

特に、ごみ収集運搬に関して、来年度は新しい施設、いわゆる「うめーるセンター美加登」が完成して、この4月からはそこへ運搬が行くと思えます。運搬ルートの変更、いわゆる新しいルートに対して現在の体制では安全に進行できるか、調査研究が必要ではないかと思えますが、その準備はやっているのか、まず伺います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） ご質問の中が二つに分かれているかと思えますけれども、後段のほうの新しい処分場のほうに運搬する分につきましては、くりりんセンターから焼却灰、残滓というのでしょうか、それが運ばれるということで、これは私たちの町のほうで搬送しているものではないので、これについては、ちょっと答弁については差し控えていきたいと思えます。

全体のごみゼロの部分、町のごみの部分につきましては、確かに10%削減という、そういったような目標を掲げながら、計画を取り組んできておりますけれども、現在のところは横ばいの状態というのが続いております。減量のほうにはなかなか向かっていってないというふうな思いではおります。

この辺につきましては、なぜそのような傾向になっているのか、これはこれから分析をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（古川 稔） 藤原孟議員。

○4番（藤原 孟） それでは、ランク制の導入、これはなかなか難しいという答弁でしたけれども、今帯広市でランク制が導入されております。これは処理の経験だとか事業数量、それから保持器械の現在の状況、経営規模、それらを点数化し、実施されていると考えております。幕別町においては、この帯広市の方式プラスプロポーザル方式や委託業務評価点、地域貢献度など、いわゆる総合評価制度を導入して、厳しい制度の中、厳選された業者がいわゆる規模に応じた仕事、指名を受け、そして安全に、そして町民から見れば、信頼感のある作業を続けれる、そういうためにも、ランク制度の導入というのは、ぜひ必要だと私は思いますので、再度答弁をお願いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたけれども、ランクをつけるということになりますと、町内に10か15か、あるいはもっと少ない中で、その業者にランクをつけて、そしてそこに入札を付す業務自体が、これまた少ないわけでありまして。帯広市のように何百も業者があつて何千もの業務委託があるということになると、その範囲がある程度ランクづけによって決められるのでしようけれども、本町のような場合、例えば管理の委託なんていうのは、大体30ぐらいの施設で、これを三つ、四つのランクで分けてしまうと、かなり入札する側といいますか、参加する業者の方は大幅に減ってくるのではないかなというようなことと、もう一つはやはり今の開発あるいは土木、今違いますね、振興局のいわゆる道路の事業なんかもおっしゃられたように、地域貢献度がどうだ、最低札の部分は20%を見るんだとか、技術力が何ぼ、革新力が何ぼで、いろんな点数を出して、落札者を決めると。これらも町内業者にそれを当てはめてやるのが本当に町内業者の皆さんにとっていいことなのかどうかというところは、我々もまだ研究までしていないのですけれども、現にそういう方向が進んでいるということなものですから、ランクづけ即なるかどうかは別にして、委託業務も含めて、どっちにしろ25年には一斉に長期契約にまた変わっていくわけですから、これに向けては十分内部で研究していきたいと、そういう思いでは今おります。

○議長（古川 稔） 藤原孟議員。

○4番（藤原 孟） 25年に向けてぜひ検討していただきたいと思えます。

あと、契約期間の延長につきまして、やはり機材の更新のために、また安定した経営等、高額な設備投資の減価償却、そういう観点からも、ぜひ今の5年を10年の契約期間、これは特に町民の生活に密接な業務であります。契約期間中に業者が欠落するなどということがないためにも、ぜひ契約期間の長い延長を望みたいと、そう思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） これも、長いのが本当にいいのかどうかということになってきますと、やはり問題はやっぱりあるのだろうというふうに思えます。5年がだめで7年ならよくて、10年では長過ぎるのか。これはいろんな考え方もあるのだろうと思えますし、他町村でいっても同じように10年のところもあれば、いまだに3年というようなところがあったり、1年契約で、後は随時更新というような町村もある。こういったことで、それぞれの町村の事情もあるのだろうと思えますけれども、これも十分いろんな方のご意見をいただきながら、お聞きしながら対応していきたいと思えますけれども、少なくとも、さっきのパッカー車の耐用年数が9.5年まで伸びたというようなことも一つはあるものですから、これらもどういったことに影響してくるのかなど。実際新車から9.5年たって、今ある車はもう既に4年か、5年たっている車も現実にはあるわけですから、そういったことで、いろいろ難しい問題点もあるのかなと思えますけれども、十分内部では検討させていただきたいというふうに思えます。

○議長（古川 稔） 藤原孟議員。

○4番(藤原 孟) 最後ですが、公共事業の事業費の削減だとか、いわゆる低価格落札、これらはいわゆる利用する町民、また発注した行政、受けた業者、またそこで働く人たち、すべてが悲しいかな何らかの痛みを感じて生活をしているのだと思います。

町長は3期12年多くの借金返し、この仕事を十分にやり遂げたと、私は評価しております。この後は、まちづくり、町残しのため、町民の痛みを和らげる、そういう施策、町長、町民の先頭に立ってそこに予算を使う、そういうことを打っていただける、そのことを信じて、私の質問を終わります。

○議長(古川 稔) 以上で、藤原孟議員の質問を終わります。

次に、堀川貴庸議員の発言を許します。

堀川貴庸議員。

○5番(堀川貴庸) 通告のとおり、質問をいたします。

食う・寝る・遊ぶのまちづくり。

ことしも早いもので、もうすぐそこまで年末年始がやってきております。その時期には管外へ出ていた多くの方々が地元や管内に戻ってまいります。また、ウインタースポーツのシーズン到来でもあり、夏の時期とはまた違った意味で、人々の往来も増加が期待されるところでございます。

食う、すなわち飲食や買い物、寝る、すなわち宿泊や移住、あるいは遊ぶ、すなわち体験、感動などのフレーズをキーワードにしながら、道内自治体においても、まちづくりに必要なテーマとしてさまざまな取り組みがなされており、もちろん我が町においても課題がありながらも、住みよいまちづくりに取り組んでおられます。

自治体同様、家計も企業も所得収入は厳しい状況ですが、食う寝る遊ぶ、そして働くとなるようなより一層にぎわいのあるまちづくりに向けて、町全体で取り組む姿勢とその取り組みについて町の所見を伺うものであります。

1点目、食うの分野についての取り組みと課題について。

二つ目、寝るの分野の取り組みと課題について。

三つ目、遊ぶの分野についての取り組みと課題について。

最後に、地域のまちづくり団体との協働について。

以上です。

○議長(古川 稔) 岡田町長。

○町長(岡田和夫) 堀川議員のご質問にお答えいたします。

食う・寝る・遊ぶのまちづくり、いわゆる観光の振興についてであります。

観光は、農林業や商業などさまざまな産業に関連するすそ野の広い産業であり、観光による消費は、地域経済の活性化や雇用の創出にも結びつく重要な産業であろうと認識いたしております。

平成18年12月、議員立法により観光立国推進基本法が成立し、国においては、観光を今後の経済成長分野の柱に位置づけ、政府全体で観光立国の推進を図っていくこととされたところであり、北海道においても、国の流れを受け、平成20年3月に策定した「北海道観光のくにづくり行動計画」に掲げた具体的数値目標の達成に向け、取り組みを進めているところであります。

十勝におきましては、来年秋に道東自動車道の千歳恵庭ジャンクション・十勝間が全線開通の予定となっており、開通に伴い、道央・道南方面から多くの観光客が訪れることが期待されるとともに、とちか帯広空港へのエアドゥの就航や十勝港への大型客船の寄港による観光客の増加も見込まれるところであります。

とりわけ道東道の開通は、地域が大きく発展する転機ととらえられますことから、本年3月には十勝管内の行政機関や商工観光関係団体で組織するオール十勝連携会議が、7月には19市町村で組織する「とちかの魅力発信プロジェクト推進協議会」が相次いで発足し、十勝ぐるみで観光客を誘致する体制が構築されたところであります。

ご質問の1点目、食えること・飲食や買物の取り組みと課題についてであります。

本町の農産物、特に、長芋、百合根、レタスなどにつきましては、高い市場評価を得て、全国各地

にブランドとして販売されておりますが、農畜産物を活用した加工品につきましては、一部のものを除き、総じて市場規模は道内、十勝管内となっているのが現状であると認識いたしております。

ブランド化を図ることが、企業経営の安定化・向上につながることは言うまでもありませんが、ブランドとしての評価を得るためには、製品の品質はもちろん、形状、製品の由来、ネーミング、パッケージデザインなど、製品にまつわるさまざまな要素とプロモーションの活動が相まって消費者に認められることが必要であり、企業にとっては、企業秘密・戦略にかかわる最も重要で、最も達成困難な課題であろうと思っております。

このようなことから、ブランド化に関して町がお手伝いできる部分があるとするならば、唯一、プロモーション活動の妨げにならない範囲での製品PRではなかろうかと考えておりますので、パンフレット、ホームページ、道の駅、さらには、北海道が設置しているアンテナショップや物産展などを活用した広告宣伝につきまして、観光物産協会と連携を図りながら、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

また、飲食の部分に関しましては、忠類地区において、飲食店のグループが地域にちなんだ新たなメニューの研究に取り組まれているとお聞きしておりますことから、他市町村にありますような、いわゆるご当地メニューに発展していただければと期待をいたしているところでもあります。

ご質問の2点目、寝ること、宿泊や移住の取り組みと課題についてであります。来年秋の道東道の全線開通を契機に、通過型から体験型・滞在型観光への転換を図ることが重要であろうと考えております。

滞在型観光に欠かせない旅館・ホテルにつきましては、札内地区に2施設、忠類地区に1施設があり、宿泊収容人員は626人となっておりますが、施設規模や特色、ターゲットとしている客層に違いがあるため、温泉街にあるような旅館組合的な組織がなく、統一したイベントやキャンペーンを展開するには至っていない状況にあります。

しかしながら、道東道を利用して自家用車で来訪する少人数の観光客については、宿泊定員の少ない施設であっても受け入れが可能であり、しかも、パークゴルフ、搾乳、チーズ製造、そば打ち、果樹狩りなどの体験と宿泊を組み合わせることにより、2泊分の周遊コースを設定することも可能と思われまことから、周遊コースの設定とあわせ、宿泊施設間相互の連携につきましても、要請しなければならないものと考えております。

次に、移住につきましては、忠類の白銀台スキー場宿泊ロッジを活用し、昨年度から体験移住事業でありますおためし暮らしを実施しており、昨年度は1件2名、本年度はこれまでに3件3名の方に体験していただいております。

北海道における移住促進事業が本格化して5年目を迎え、道内は観光地から居住地へと認識が変わりつつあるとの見方がある一方、体験移住を長期バカンスととらえる利用者も少なくなく、必ずしも定住に結びついていないのが実態ではなかろうかと思われまことから、今後は、他市町村の成功例を参考に、事業のあり方を再検討する必要があるものと考えております。

次に、週末セカンドハウスにつきましては、大都市から比較的近距离にあり、静寂で緑豊かな避暑地的な性格を有する土地柄のところが多いため、本町においてはなかなか想定しづらいものにとらえております。

次に、外国人観光客につきましては、一部のホテルで団体ツアー客として受け入れておりますので、現在のところ、外国語による表示やおもてなしの面での対応は求められておりませんが、今後、個人単位での旅行者がふえた場合には、旅行者に満足してもらえるような対応をとらなければならないものと考えております。

ご質問の3点目、遊ぶこと、体験や感動の取り組みと課題についてであります。観光ニーズの変化により、名所旧跡を訪ねたり景色を眺めるばかりではなく、その地の特色を生かした体験観光やグリーンツーリズムが各地で人気を集めております。

幕別町には、有名な観光スポットや名所旧跡はほとんどありませんが、宿泊にかかわるご質問の中

でもお答えしたように、パークゴルフ、搾乳、チーズ製造、そば打ち、果物狩りを始め、陶芸や農畜産物等の加工ができる施設もありますことから、こういった資源を組み合わせた体験型の観光ルートを売り込むことが重要であろうと考えております。

また、現在、道内の17の地域で取り組んでおります農業体験や農家民宿による修学旅行生の受け入れにつきましては、将来のリピーターにつながる事業でありますことから、今後、取り組んでいかなければならない課題であろうというふうには考えております。

ご質問の4点目、地域のまちづくり団体との協働についてであります。

本町の観光の振興につきましては、観光イベントの企画・運営、観光案内・PRを始め、物産の調査研究、販売促進など幅広い分野にわたって、観光物産協会にご協力をいただいておりますが、観光の振興は、民間活力への依存度が高く、企業間の協力・連携も必要となっておりまして、観光物産協会には、これまで以上に主導的な役割を担っていただくよう期待するところであります。

町としましては、平成23年度から2年間、北海道職員の派遣をいただく予定となっております。実は、その職員を中心に、農畜産物やパークゴルフなどの産業資源、観光資源を活用した体験型・滞在型観光の推進に向けた具体的な方策を企画し、旅行会社やホテルに提案していくことができればというふうにも思っているところであります。

以上で、堀川議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 堀川貴庸議員。

○5番（堀川貴庸） さきの質問でもお尋ねしましたように、やはりより一層のにぎわいのあるまちづくりということができればいいという観点で、もう少し今後の展望も含めて再質問いたします。

私が思いますに、町長はきっと食う、寝る、遊ぶ、そして働く、どれもきっと上手にこなす方なのかと思っております。私はあんまり食う、寝るぐらいしかできないのですが、それは横に置きまして、まず1点目の中で、特産品についてお尋ねいたします。

以前にも触れているものもあろうかと思っておりますけれども、改めて議論させていただきたいと思っております。

答弁でも触れておられますように、町内産の農産物を中心に、町のPRにもつながるその特産品が着々とあらわれているということは、私も非常にうれしく思っております。特に、和稔じょ、毛のない長芋ですか、とか町内産の農産物を原料とした焼酎など、関係機関のご協力を得ながら、経済活力を生み出すような食の分野における品種改良ですとか、それから加工の特産品の開発というものはご存じのとおり、全国的にも事例も多いですし、比較的取り組みやすいのかなというふうに思っておりますけれども、少なくとも町内において、このような流れというものはとめないように、そういった取り組みは必要だというふうには思っています。

何が出てくるのかはわかりませんが、やはり時期を問わないで、そして安定供給のできる特産品づくりに対して、そういった意欲を大事にできるような周辺環境づくりが大事だということにも思いますが、そのようなことについては、どのようにお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 特産品、特に先ほども言いましたけれども、ご当地メニューなどが今非常にあちこちで言われておまして、幕別にはそういったものがないのがちょっと寂しい気もしているわけですし、私も職員にも言うのは、もう少し町としても行政としても力を入れたらどうなんだと。確かに実際に行動を起こす、活動していただくのが民の力なのでしょうけれども、行政としても何かもっとやれる部分がないのかなというようなことは、今盛んに職員とも話をしているところであります。

特にお話ありました和稔じょなんかは、非常に好評でありまして、残念ながら、もの自体が少ないといったこともあります。

さらには、東京代々木で毎年北海道物産展があって、ここに東京幕別会の皆さんが、幕別から送ったものを自分たちで販売をさせていただいてるのですけれども、非常に好評だというお話も聞いております。あるいは、それ以外にも北海道が実施しているいろんな物産展あるいは食事をするような道が

企画する機会、そういうところにも町のその和稔じょですとか、インカのめざめですとか、そういったものを今盛んに出している、お願いしている、宣伝に努めているのですけれども、なかなかひとり立ちというか、一本立ちということになると難しい部分もあるのかなと。清水の牛玉井ですとかいろいろありますし、今はB級グルメの全国大会ですとか、いろんなことを言われていますけれども、先ほど言いましたように、忠類で食堂経営者の皆さんが集まって大変研究熱心に努力されていると。何とかそういったものが成果が上がればというようなことで、繰り返しますけれども、私どもも精いっぱい努力をさせていただきたい、そういうふうには思っております。

○議長（古川 稔） 堀川貴庸議員。

○5番（堀川貴庸） 今の町長の答弁のとおり、ふだんからもきつといろいろなことで活動されていると思いますし、折に触れていろいろ町内でも議論されていると思いますので、私としては我が町の発祥のパークゴルフではないのですけれども、子供や孫も含めて3世代で楽しめるような特産品が今後数多くできればいいなということに期待しながら、次の質問に移っていきたくと思います。

続いては、情報発信についてお尋ねします。

ブランド化については、非常に丁寧に答弁いただいたのかなというふうに思っております。

情報発信についての重要性につきましても、行政の側としましてご認識いただいていると思います。

以前にも町長がテレビCMに出たときも、このようにちょっと取り上げたこともありましたが、最近ではマスコミよりは、報道よりは、どちらかという情報端末を駆使してというか、利用・活用して、多様な情報発信に着目した動きがふえているというふうには思っています。

例えば項目は後でも記載してはありますが、ブログの利活用ですとか、あるいはツイッターと呼ばれるような、つぶやきのようなものを活用すると言えば、ちょっと多少大げさなのですけれども、記憶や記録媒体ではなくて、感覚や雰囲気でもって町の情報が全道あるいは全国へ発信されていく、そんな時代なのではないかなというふうには思っています。意外とそのようなことが大事だったりするので、7月に19市町村で組織する十勝の魅力発信プロジェクト推進協議会ですか、これが立ち上がったばかりということなのですが、そういった手法も含めまして、情報発信のあり方について、ちょっともう一度どのように思われるか、お聞きしたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 確かに、かつては町のPRというと、町の町勢要覧ですとか、そんなものぐらしか余りなかったのですけれども、今はおっしゃるように、いろんなコンピュータを通じての媒体もいろいろありますし、そういった意味ではこれから特に若い人たち向けの情報公開、うちの町のいろんなことを情報公開することは、これからますます必要になってくるのだろうというふうに思いますし、実は先般も東京幕別会に出させていただいた中でも、やっぱりいろんな幕別の情報を知りたい。そのためには、いろんなことで、どんなところでどういうふうにしたらいいのだというようなことも言われるわけでありまして、また逆に我々はその東京幕別会の皆さんに、もっと幕別をいろんなとこまで知らしめてほしいというようなことも言っているわけでありまして、そういった時代に合った、時代の感覚に合ったようないろんなPRというのは大事なだろうと思いますし、これは近ごろは幕別といえば、パークゴルフもさることながら、福島選手と高木美帆選手と山本選手の名前を言うと、一躍幕別町だということまで言われるようなことでもありますけれども、もちろん彼らはアマチュアですから、町の宣伝に使うなんていうことにはならないわけですが、そういったいろんな面でこれからの町のPRというような面では、お手伝いいただくようなこともあればというようなことも考えてはおります。

それから、魅力ある云々というのは、これは14振興局で、ここで十勝がまずこれを一番先に取り上げて発信をしていくということで、先ほども言いましたように、道東自動車道の開通が何よりもやっぱり十勝にとっては大きな変化、地域にとっては大きな変化をもたらすのだろうというふうに言われております。逆の面も心配はされております。いわゆるストロー現象というようなことで、札幌へ持っていかれるのではないかと。今の帯広の空港運賃だったら、みんな千歳へ行ってしまおうのではない

かというようなことまで言われていますけれども、何とかそうではなくて、道央圏、道南の圏の皆さんを十勝へ来ていただけるために、1市18市町村が一致して十勝に誘致をしていこうと、十勝をもっと盛り上げていこうというようなことで情報発信を進めているわけですが、我々も当然その一員として、あるいは幕別独自でできるものは幕別独自として、これからも努めていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 堀川貴庸議員。

○5番（堀川貴庸） 情報発信について、もう少しちょっとお尋ねしたいのですけれども、町長はことしの流行語大賞で、どの言葉を選ばれたかご存じですか。ゲゲゲのというやつなのですけれども、これある漫画アニメのタイトルにつけられているフレーズですよ。これは日本だからこその大賞に選ばれたのではないかなと思うのですけれども、個人的見解としては、漫画アニメはすごく日本の誇る最先端技術というか、テクノロジーというか、そんなんだというふうに思います。

私も教えていただいた身なのですが、幕別町忠類出身の方で、人気アニメの作家がいらっしゃる。先日私たち夢・まくべつの会派で、札幌の盲導犬協会をちょっと視察させていただいたのですけれども、その応接室にその作家さんから応援のイラストが届けられていまして、それが飾って実はありました。先ほど町長からも福島さんやいろんなスポーツ選手のことの有名人についても触れられましたけれども、こういった実現するかどうかはわからないのですけれども、幕別の情報発信あるいはPRに対して、東京幕別会もそうなのでしょうけれども、やはり元気のある町民だとか、元町民またはゆかりのある方々のご協力について、もっと研究できないかなというふうには思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほどちょっとオリンピック選手の名前も挙げましたけれども、彼らはまだ、いわゆるアマチュアという段階はいろいろな規定があるのですね、アマチュアの規定が。ですから、勝手に肖像権というのですか、いろんなことがあって勝手に名前を使ったり写真を使ったりすることはできないのだというようなことを言われております。どのような規制があるのか、もちろんまだ詳しいことはわかりませんが、そういったことがクリアできるものであれば、いろんなことでご協力をいただくようなこともあっていいのかなというふうに思います。

それから、今お話にありましたアニメ作家といいますか、漫画家の方、忠類ご出身だということは私もお聞きをしておりますけれども、ただ、ちょっとわからない部分は、余り公表していないのだというようなことも聞いております。ですから、ペンネームだけでは忠類のどなたかもわからないようなことになっているのだらうと思いますので、この辺はまた忠類のほうの方々とも相談したいというか、協議させていただきたいと思いますけれども、いらっしゃることは間違いなし、私たちより堀川議員さんぐらいの若い人たちには、すばらしい人気だというふうにも聞いております。そういったこともこれからご協力だったり、いろんな面でまちづくりに力をかしていただければ、お願いできればというふうには思います。

○議長（古川 稔） 堀川貴庸議員。

○5番（堀川貴庸） 私も時代の流れにやや乗りおくれる人間なのではございますけれども、こういったことについて庁内でも議論に議論を重ねていただければと思っています。

答弁にありましたように、忠類地区においては、飲食店が非常に中心となって頑張っております。それらとの連携協力につきましても、今後惜しみなくしてあげていただければというふうに思っております。ぜひ育ててあげていきたいと思っております。

続いては、2点目に移りまして、2点目の中の道東道という部分でお尋ねいたします。

道東道の全線開通という部分では、本年3月の行政執行方針の中で触れられておりました。平成23年の道東道全線開通に合わせ、広域的な連携協力による道央圏をターゲットとした観光客誘致活動を推進するとともに、点在する観光拠点の多元的な連携による幕別の魅力のPRや云々とおっしゃられていました。その中の前段部分で、道東道の全線開通に合わせて、観光客誘致活動の推進につきまして、

先ほどの答弁にも宿泊施設間相互の連携などを触れられておりますけれども、こういった具体的にはどのように進められて、進捗状況はどのようになっているのか、お尋ねしたいと思います。

また、あわせて、後段についての点在する観光拠点の多元的な連携、ちょっと難しい言い回しなのですが、この多元的な連携とはどのようなことであるのか、もう少し具体的にお示しいただければと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど来申しておりますように、道東道が完成して何とか道南のお客さんを幕別へ、十勝へ引き込みたい、これは十勝共通の願いであります。そういった中では、我が町のみならず、十勝全体でいろんなことの取り組みをしていこうというようなことが言われております。

一つには帯広の轡馬なんかも盛んにこう言われておりますけれども、ただそれは帯広に来て轡馬見て帰るのではなくて、その後、それじゃ幕別へ、音更へ、あるいは他町村へ回っていくような体制づくりが大事でないかと。それが先ほど言いましたように、我が町ではパークゴルフがあったり、チーズの工場があったり、あるいはナウマン記念館があったり、あるいはほかにも体験できるようないろんなことを含めながら、滞在型観光型、それとやはり一つのコース、ルートあるいは農業体験は先ほども言いましたように、あちこちでやっているようではございますけれども、幕別ならではどんなものがあるのかと、そういったことを含めて多元的な面で考えていくことが大事でないかと。

特に、先日の新聞なんか見ますと、投書欄にあるお年寄りの方がやっぱりパークゴルフ発祥の地で親子そろって、兄弟そろって毎年泊まりがけで行くのだというようなことが出ていました。大変ありがたいことだなというふうに思いましたけれども、ただ、そういった人たちは今までは来ては何も町にもどこにもわからない、ひょっとしたら十勝川に泊まっているかもしれないというような状況ですから、そういったことも含めて、何とか幕別の町でこんなものがあるのだというPRもかねながら、お客さんが来てもらえるような方法が、何かいい方法がない、とれるための手法がないか、そういったことも含めながら、来年に向けて、これからもなお研究はしていかなければならないというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 堀川貴庸議員。

○5番（堀川貴庸） 非常に苦勞の絶えない分野だとは思いますが。道東道の全線開通以後については、道央圏とのお客さんの引っ張り合いになることもやはり予想されますし、私もそう思います。報道によりますと、この区間において無料化実験はもうちょっと続くのでしょうか。まだはっきりはしないのですが、何となくそういう記事もありましたし、特に幕別本町ですとか、札内地域だと、おりるインターが一致していないということもあって、先ほど申し上げた広域的な連携だとか、オール十勝での協力が不可欠だろうというふうに思います。あくまでメインは民間ベースにはなろうかと思っておりますけれども、行政の立場として情報収集、それから道の職員の、後から出ますよね。派遣もただけということから、戦略企画立案などへの対応なども支援体制もより一層充実していくというふうには思いますので、期待したいというふうには思います。

それから、先ほど申し上げました宿泊施設間相互の連携も含めまして、多元的な連携が観光拠点が点在するという我が町の現状において、もっと働きかけをしていくということが、まさに重要なことであると思っておりますし、これからのまちづくりにおいては、まさにもっと機動的、それから能動的に行われなければならないというふうには思っています。こちらに、これらの点について町長の思いを再度お聞かせいただければと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど申し上げましたように、宿泊施設がそう多くはないわけですから、それらが連携することによって、より多くの皆さんに幕別で宿泊をしていただく、利用していただくというようなことで連絡調整をとっていくことが大事でなからうかというふうに思っております。

実はもう一つ、私は新和に新田のカシユニリゾートがあったので、あそこもどうなのかなと思ったのですが、冬場は今やっていないようで、今ほとんど社員の保養所的な使い方されているのだ

ろうと思いますけれども、かつてはあそこが結構本州方面で著名な方はあそこに泊まりたいとわざわざ来られたという話も聞いていたのですけれども、そういったことも含めながら、宿泊の施設については有効に活用できるように、我々も努力していきたいというふうには思います。

○議長（古川 稔） 堀川貴庸議員。

○5番（堀川貴庸） 続いて、2点目の中の外国人という部分でお尋ねします。

こちらについては、マスコミ報道でも本当頻繁に取り上げられて、取りざたされていると思います。特に、中国からの旅行者たちの購買意欲がすごい、相当なものというふうに取り上げられていまして、ちょっとわかりませんが、中国本土では不買運動があるかもしれませんけれども、こちらに来てしまうと、そんなニュースも信じられないように感じてしまいます。

ご存じだと思いますけれども、ことしの7月から中国人観光客のビザが緩和されました。これらを要因に、国の観光立国だったかな、に基づいた動きなのだと思いますけれども、買い物のみならず、医療分野ですとか、あるいは健康分野を目的に入国も考えられているようです。経済対策、それから観光立国に基づいた時代の要請でしょうから受け入れざるを得ないとは思いますが、やはり治安や環境の面、先ほど答弁の中では個人の旅行客がふえた場合の答弁も触れられておりましたけれども、そういった治安や環境面での影響にも多少配慮しておく必要があると思います。この点については、どのようにお考えになるかあれなのですが、そういった個人単位での旅行客の増加も予想されますので、文化や習慣の違いによって発生するであろう一般町民とのトラブルが、今後少なからず起きるというふうには思っています。対応マニュアルではないのですけれども、そういった国際的な交流人口の増加に合わせた対応については、さまざまな事例を踏まえて全町的に認識していくことが求められていると思いますが、その点いかがでしょうか。

ちょっとやっぱり見てみますと、これは日本の方がもし中国に行った場合には、中国人は声が大きく信号を守らない、歩行者よりバイク優先、現地では青で渡っていて、体をかすられました。いろんな文化の違いもありますので、今後、予想されることには調査研究が必然的に必要になると思いますけれども、この辺についてどうお考えになりますか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、外国旅行者、特に中国関係ですけれども、グランヴィリオが団体客で非常に多いようでありまして、大体20%ぐらいが台湾、香港、中国というようなお客さんがいるそうです。ただ、個人的にはまずいのではないかと。どうしてもやっぱり団体でツアーでお見えになるということでもあります。もちろん今のどんなトラブルがあるかなんてことは、詳細、私どもちょっとわかりませんが、そこの町民の方がグランヴィリオへ行って中国人の方と会って、そこでトラブル云々なんていることはないとは思いますが、もちろんこれはわかりませんが、今後そういったことがないように、あるいはホテルの皆さんにも十分お願いをしながら、当然のことながら安全を第一として旅行を続けていただくようお願いしていかなければならないと思いますし、もちろん町が必要なことがあれば、これは町として対応していかなければならないのだろうというふうに思いますけれども、その辺はまたホテルのほうの皆さんとの相談もさせていただければと思います。

○議長（古川 稔） 堀川貴庸議員。

○5番（堀川貴庸） 町が対応できる範囲で、今後も研究していただきたいというふうには思います。

安心してお互いに暮らせるまちづくりに向けて期待しております。

移住についてですけれども、午前中の町長の総括評価の中でもなかなか進んでいないのだというようなことで触れられていました。即効薬といいますか、特効薬がないというのも事実だとは思いますが。このことについても、お話し暮らしも着実にといいますか、実績はありますので、これがもう少し膨らんで次につながっていくように頑張ってくださいと思います。

私も仕事柄、どうしても問い合わせを本州方面からこちらのほうに物件がないかということといただくことがあります。ことしなのですけれども、お話しした方々の中のある人は、やはり暑い夏の避

暑地として物件を探しているのだと、予算は別としまして。また別な人は、ご夫婦でいらしてまして、バードウォッチングなどを楽しむために、年間三、四回こちらに来るので、どこか宿泊施設に泊まるよりは物件を買おうかというような問い合わせもありまして、理由はさまざまなのでしょうかけれども、生活スタイルだとか、あるいはカテゴリー別に調査研究を続けていただければなというふうには思います。

そのようなニーズがありますから、触れられておりますように、隣接するとかち帯広空港のダブルトラッキングといいますか、エアドゥの就航の支援あるいは就航の維持の支援については、これからも考えていかななくてはならないのだというふうには思います。観光振興が主な目的とはなるとは思いますが、前向きに考えていただければなというふうには思っています。

続けまして、3点目の中のちょっとこれも雑駁な触れ方させてもらいましたけれども、お手軽という部分についてお尋ねいたします。

このお手軽につきましても、先ほど触れましたように、今や多様な情報端末も持ち合わせる時代になったというふうには思っています。その時代や状況に合わせた遊び、つまり仮想体験、またそれによる達成感、そういったものがいろんな形で世の中に出てきているというふうには思っています。

先日の新聞記事に農業の疑似体験ができるゲーム感覚で体験してもらうアプリケーションの紹介記事がありました。ちょっと拡大してみたのですが、こういったイメージで緑を貴重に農業ゲームができるのですが、その舞台となっているのが、道内の由仁町でして、これはもちろんまちおこしの部分も含んでいます。このゲームを通じて、町の活性化と、それから農業の楽しさ、あるいは食の大切さをアピールすることが目的のようなのですが、これはあくまで一事例なのですが、このものが持ち合わせるようなお手軽さというのは、申し上げたように多様な情報端末が存在する時代ですから、発想豊かな体験や感動を生むことができるチャンスだと思っています。行政がどうのと言うわけではないのですが、町内に埋もれているアイデアをどのように成長させて、町の発展につなげていくかという点で、今後、調査研究が必要だというふうには思いますけれども、どのように思われますでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 由仁町の事例は、私も何かテレビか何かで見させていただきました。大変不安があったのだけれども、結果的には成功した事例だというようなことで紹介されておりましたけれども、やはりそういったことについて、やはり人なのだと思いますね。人づくりといいますか、そういったことに先頭に立ってやっていただけるそういう人が大事なのかなという思いもしております。なかなか町がそういったことを行政の立場で実施するというこれは難しい面もあるので、あくまでも行政の立場からはお手伝いなり、あるいは連携を密にしながらどんな方法があるかということの協議を進めるというようなことで、農業あるいは幕別を広く知っていただくというようなことで、いろんな手法をこれからもやはり考えていかなければならないのだろうというふうには思いますし、今申し上げましたように、私どもの立場の中でも、また十分検討はさせていただきたいというふうには思います。

○議長（古川 稔） 堀川貴庸議員。

○5番（堀川貴庸） とにもかくにもいろんな可能性があるとは思いますが、やっぱりできるだけ速やかに研究していただければなと思います。

続いては、イベントについてです。私も町内の幾つかのイベントに携わるようになって感じるがあります。3月の執行方針の中でも産業まつり、それからナウマン全道そり大会など地域に根差したイベントの拡充により云々という部分に加えまして、特に忠類村との合併以後、本来こういったイベントを通じて一体感の醸成というものが、かいま見る事ができるというふうには思っていたのですが、個人的にかもわかりませんが、残念ながらなかなかそのように感じる事が今までできないでいまして、そう思う人の声も聞こえています。実際、その職員の皆さんのご協力もいただいておりますけれども、それぞれのイベントについての地域間の交流がいま一つ限定的でして、そういっ

たせっかくの機会を逸しているのではないかなというふうには思っています。でも、私たちがいざ運営するとなると、そこまで手が回らないとか、工夫を重ねることが難しいのですけれども、やっぱりこのことについては町として大きな課題なのだと思います。やはり早期に、町長はどう思われるかわかりませんが、着実にクリアしていただきたいというふうには思っています。そういった声にこたえることも町長の仕事だと思いますので、その取り組むべき課題のやはり1丁目1番地として、ますます意を用いていただきたいというふうには思いますけれども、町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありました幕別の産業祭り、そして2週おくれでしょうか、忠類のどんとこい祭りがあるわけですが、私はこれをあえて一つにして、1本にしてという考えは私は正直ないと思います。幕別の産業祭りは産業祭りの今までの歴史もありますし、忠類では忠類の今までの歴史であり、風土というものがあつたわけですから、私はそれはそれぞれで今までどおりやっていただくことが、かえって私はお互いいいのではないかと。ただ、できるならもっとお互いの住民の皆さんの交流ですとか、あるいは本当に堀川議員もそうですけれども、商工会の青年部の皆さんが忠類に行ってお手伝いをする。また、忠類の商工会の皆さんが来て手伝っていただくと。これ女性部もそうですけれども、そういった面で私も本当に感謝しているわけですが、何とかそういったお互いがどんどん協調しながら伸びていくように、あるいはイベントといいますか、何かゲームやったりいろんな催しをやる時に、同じ人間を交流することによって、また違う。今バスなんかもどんとこい祭りに町から出しているのですけれども、まだまだそんなに多くの利用はない。もちろんゼロではありませんから利用されている方もいますけれども、そういった意味で、私はそれぞれのよいところをこれからは伸ばしていただけて、そして多くの町民の皆さんにどちらでも出てもらえるようなことができれば一番望ましいなど。ご迷惑かける人、ご協力いただく方には大変恐縮な部分もありますけれども、私は一体感の醸成とかいろんなことの中でも、そういったものについてはそれなりのやはり今までの経過や経緯を重んじながら進めていくことが、私は大事であろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 堀川貴庸議員。

○5番（堀川貴庸） いずれにいたしましても、やはり町民が主体となって、その主体となる町民あるいは町内の団体がなければ、今、町長の言われたようなことは進められないのだと思います。それぞれの役割分担もあるのでしょうけれども、ぜひご理解いただきつつ、それぞれ支援していただければというふうには思っています。

地域のまちづくり団体というところで、先ほどは観光物産協会のこれまで以上の主導的役割を担っていただくよう期待しているという答弁でありました。やはりその代表格ですから、この観光物産協会がやっぱりそもそものところで組織的に機能強化と活性化が求められているというふうには感じています。

先ほど申しあげましたように、特に町村合併以後の一体感の醸成と均衡ある発展の確保並びに多様化、高度化する住民ニーズに対応していく協働のまちづくりの精神からも、この観光物産協会との連携は非常に重要だというふうに思います。したがって、それぞれの立場もあるかと思っておりますけれども、お互いにまちづくりのために積極的に活動していただきたいというふうに思っています。

あと農業ゲームのときにもお話ししましたように、いろんなアイデア、今人づくりとおっしゃられましたけれども、アイデアですとか、あるいは意識体、あるいは意欲体、そういった目に見えない部分もあるのでしょうけれども、そういったものものが町の中に埋もれていると私は思っています。それらの掘り起こしは本当に重要だと思いますし、さまざまな主体が参加する町の運営をちょっと格好よく言うと、横断的、総合的に調整し、プロデュースする、そんなような言い方になるかもしれませんが、そういった組織体が生まれてきて、次に形をなして、そして育てて、町の元気を盛り上げるような、そんな協働のあり方になっていけばいいのかなというふうに思っています、ぜひ町長も先ほど

もおっしゃられましたように、来期に向けた町長の決意に敬意を表しつつ、こういった考え方についてどのように思われるか、最後お尋ねいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 合併して5年来年は過ぎるわけでありますから、さらに幕別、忠類の一体感が醸成されるということは、私どもも、なお期待するものでありますし、今言いましたように、観光物産協会も二つの協会が一緒になったわけでありますから、それぞれいろんなご意見もあるだろうというふうに思いますけれども、お話あったように町の一つでありますから、それぞれの特性を生かしながら、それぞれのいいところが発揮できるように、そして町が活性化できるようにいろんな面でまたご協力もいただきたいというふうに思いますし、私どももまた支援すべきものは支援していかねばならないのだろうというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 以上で、堀川貴庸議員の質問を終わります。

この際、15時35分まで休憩いたします。

15:18 休憩

15:35 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、前川雅志議員の発言を許します。

前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 通告のとおり、財政と景気経済対策についてお伺いいたします。

岡田町長が幕別町の行政を担い、3期12年を終えようとしています。この間、国は高齢者の医療制度、障害者自立支援法、子ども手当など、新制度の創設、本町の基幹産業であります農業では、経営安定資金や交付金から品目横断的経営安定対策へと変わり、戸別所得補償制度へと変わろうとしています。また、世界規模の不況は依然回復の兆しを見せないが、現政権はカンフル剤すら打とうとしないどころか、建設投資の抑制を徹底しています。さらに、税収の減少や社会保障費の増加により、地方交付税はここ数年増額されたとはいえ、大幅に削減されるなど、財源確保や制度改正等により、地方行政運営は困難を極めています。

このような時代背景の中、岡田町長は刻々と変化する今日の社会情勢に明確に対応する時代感覚を持って、次代を担う子供たちに明るい未来を約束し、すべての町民の皆さんが安心して生活できる環境づくりに尽力されてきました。町民がひとしく幸せに暮らすために、これまで行ってきた3期12年間の行財政改革と景気経済対策についての成果と評価、今後の課題についてお伺いいたします。

始めに、就任から一貫して進めてきた行財政改革について、お伺いいたします。

ごみの有料化、国保税・上下水道の値上げなど、町民の皆様には大きな負担をいただき、職員数の適正化を図り、公共投資を抑制し、多くの皆様の我慢により財政の健全化に向かっているものと評価いたします。

岡田町長はどのような成果があり、評価をしているのか、お伺いをいたします。

次に、地域を支える農林業、商業・工業へさまざまな振興策を投じてきました。これまでの評価をお伺いいたします。

また、現在の町内の経済状況をどのように受けとめ、対応するか、お伺いいたします。

次に、本町の基幹産業である農業について、国は新たな考えを示しています。TTP（環太平洋経済連携協定）の協議や戸別所得保障制度など、どのように受けとめ、対応するか、お伺いいたします。

次に、雇用対策の成果と課題をお伺いいたします。

公共投資を大幅に増加させることが雇用につながると思うが、無駄な公共投資を行うべきではないと思います。今後、真に必要なとされる公共投資をお伺いいたします。

次に、この12年間では国においては千代田大橋のかけかえ、国道38号線の4車線化、堤防の強化

など、道においては清柳大橋、札内のアンダーパス、幕大線の拡幅と跨線橋、途別川の改修、道内6生活圏のシルバーハウジングの建設、道営住宅の大規模改修、現在は3カ所の道営畑総と見つただけでも他の市町村がうらやむほどの事業量であります。町の手出しを少なく事業を獲得してきたことを高く評価いたします。

今後必要とされる国・道の事業をお伺いいたします。

次に、町内業者でできることは町内業者で行うことを徹底してきたが、さらなる見直しと新たな挑戦が雇用創出につながります。例えば、車両の自賠責保険は金額も変わらないのに、帯広市の会社が扱っています。また、電算化はさらに加速されてきています。それと同時に委託料が増加傾向となっております。町内業者を育て委託することにより、雇用につながるものと考えます。見直しと新たな挑戦についての見解をお伺いいたします。

7番目として、指定管理者制度は新たな雇用を生み出してきました。忠類の道の駅、百年記念ホール、青葉保育所と順次進めてきましたが、評価をお伺いいたします。

また、事業者の準備の都合もあるかと思われまますので、今後の考え方を伺いいたします。

最後となりますが、市町村間の競争に打ち勝つには、三極化された市街地の一体感の醸成は必要不可欠と感じます。岡田町長も日ごろから発言されていますが、どのように一体感の醸成を図る考えか伺いいたします。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 前川雅志議員のご質問にお答えいたします。

財政と景気経済対策についてであります。

ご質問の1点目、行財政改革の成果と評価についてであります。

私が、町長に就任いたしました平成11年当時は、バブル経済が崩壊して空白の10年と言われる日本経済の低迷期であり、市町村財政を取り巻く環境も非常に厳しい時期でありました。

こうした状況のもと、本町では、平成8年に策定いたしました第2次行政改革大綱に基づいて行政改革を実施してきたところであり、平成18年には、最大の行政改革と言われる町村合併を実現し、さらに合併後において策定いたしました第3次行政改革大綱に基づいて、行政改革を進めているところであります。

この間、特定の事務事業における受益者負担の公平を確保するためのごみ処理手数料の有料化や水道料金等の見直し、また、民間活力の導入により、住民サービスの向上を図るための各種業務委託や指定管理者制度の導入、さらには、財政の健全化のための起債の繰上償還などを実施してきたところであります。

こうした行財政改革の成果につきましては、具体的には職員数の適正化などによる人件費の削減や起債残高の推移にあらわれており、とりわけ起債の残高につきましては、町長就任前の平成10年度が起債残高のピークで、一般会計において約227億円でありましたが、平成12年度から平成14年度には銀行等縁故債の繰上償還を行うことなどにより、徐々に減少したところであります。

その後、平成18年度の合併以後は、平成19年度から平成21年度に政府系地方債や銀行等縁故債の繰上償還を実施した効果があらわれ、合併時点では最高238億円あった起債残高も平成21年度末現在206億円、本年度末には200億円を下回る見込みとなっております。

今後も引き続き、住民福祉の向上や地域経済の活性化と財政健全化とのバランスに配慮しながら、まちづくりを進めていかなければならないものと考えております。

ご質問の2点目、農林業・商業・工業の振興策の評価と現在の経済状況への対応についてであります。

始めに、農業振興においては、農業・農村振興計画を基本とし、財団法人幕別町農業振興公社の立ち上げを行いました。農業担い手センターの建設、農業気象情報システムの整備、家畜ふん尿処理施設設置促進事業、町営牧場入牧料の減額措置や飼料用トウモロコシの種子代に係る助成措置など各種

の畜産緊急支援対策、ふるさと土づくり支援事業の拡充など、農協等関係機関と一体になって、時代に即応したさまざまな施策を講じてきたところであります。

次に、林業振興においては除間伐推進事業、公費造林推進事業など民有林の適切な施業を促す施策を講じるとともに、まくべつ元気の森植樹事業を開始するなど、森林・林業に対する理解促進にも努めているところであります。

また、商工業振興の面におきましては、商工会振興事業補助、中小企業融資利子・保証料補助の拡充、プレミアム商品券事業への支援、創業支援事業、商店街活性化店舗開店等支援事業や住宅新築リフォーム奨励事業の創設など、商工会や関係機関と連携・協議しながら、可能な限り時代の要請にこたえていくことができたものと考えております。

町内の経済状況は、一昨年のリーマンショック後長らく低迷しており、今後におきましても、公共事業の縮小やエコポイント、緊急保証制度、金融円滑化法など国の経済対策の終了に加え、消費者の買い控えやより安い物を買求める傾向が強まり、一層厳しさが増すものと考えられます。町といたしましては、国・道の施策の動向を注視しつつ、商工会等と協議しながら、町として何ができるのか見きわめていかなければならないものと考えております。

ご質問の3点目、TPPや戸別所得補償制度への対応についてであります。

TPPの関係につきましては、さきの増田議員のご質問にもお答えしたように、日本の経済にメリットがあることは認識しておりますが、幕別町あるいは北海道の農業、経済、社会にとって大きなダメージを及ぼすものと理解しており、容認できるものではないと考えております。

そうしたことから、農協等関係機関と連携を図りながら、国に対するTPP参加阻止に向けた働きかけや国民に対する理解促進に向けた働きかけを強化するとともに、町民に対するPR活動にも努めてまいりたいと考えております。

次に、平成23年度から畑作を含めて本格実施される戸別所得補償制度の関係についてであります。

農林水産省は、本年8月に平成23年度概算要求と戸別所得補償制度の概要を公表し、対象となる畑作4品目に係る具体的な交付単価を示したところであります。

それによりますと、本町の場合、現行の水田・畑作経営所得安定対策の交付水準との比較においては、小麦がほぼ同水準の単価、大豆の単価は上昇、てん菜・でん原バレイショの単価は下落という内容となっており、総体の交付額の減少が危惧されたところでありますが、小麦の新品種であるきたほなみへの品種転換による増収やてん菜などの品代の上昇傾向などを加味した場合、おおむね現状維持の収入が確保される見込みであることから、ひとまず安堵しているところであります。

また、戸別所得補償制度は現行制度に比べ、品質の向上や収量の増加など生産性の向上に対する生産者の努力が報われる仕組みとなっていることに、一定の評価をしているところであります。

しかしながら、現在、進行中の国の予算編成作業においては、本制度の予算確保が流動的でありますことから、今後においては、国の動向を注視するとともに、場合によっては、町村会を通じて予算確保に向けた要請を行ってまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、雇用対策の成果と課題についてであります。景気の低迷が続き、その影響がそのままあらわれるのが雇用の問題であります。

雇用対策の根幹は、景気浮揚や企業に対する支援など国が担うべきものであります。町といたしましても、これまで町単独施策として、新卒者で就職未内定者の雇用、解雇などで失業した方を対象にした砂袋詰めや伐採木の整理事業、季節労働者を対象にした街路の清掃・除雪、町道環境整備事業などに取り組むとともに、国の基金事業を活用した明渠排水路支障木等整理事業、町有林補植・下刈保育事業、書類のデジタル化事業などによりまして、雇用の創出に努めたところであります。

また、十勝北西部通年雇用促進協議会の一員としての事業展開や援農協力会への支援など、側面的な取り組みについても進めてきたところであります。

しかしながら、町の直接雇用には限りがあることや、いずれの雇用対策も一時的な雇用にとどまらざるを得ないこと、さらには、高齢者雇用や障害者雇用については、企業の理解・協力が不可欠であ

ることなど、町の雇用対策としてできることには、おのずと限界があるものと認識いたしているところでもあります。

次に、真に必要とされる公共投資についてであります。

本町におきましては、まちづくりの指針であります第5期総合計画に基づき、毎年3カ年実施計画を定め、財政状況を見定めつつ、経済社会情勢にかんがみながら、時期をはかって普通建設事業を実施・展開しているところであります。

公共投資による雇用の確保は大きな効果が期待されるところでありますが、公共投資の目的の一つであります地域経済の自立に向けましては、公共投資依存体質からの脱却を達成するため、地域の発展戦略の立案・実施を担う人づくりの視点が重要であると言われております。

どのように地域や企業において核となる人づくりにつなげていくのかにつきましては、なかなか難しい課題であり、一朝一夕でなせるものではありませんが、入札に当たっての総合評価制度やPFI方式の活用など、企業の競争力を高め、自立的経営の確立を促していくような方策も検討していくべき課題と考えております。

ご質問の5点目、今後、必要とされる国・道の事業についてであります。

本町の進むべき方向を示したまちづくりの基本であります総合計画の実現性を高めていくため、国や北海道の計画との整合性を図ることによって、多岐にわたるまちづくりの課題を達成し、町民福祉の向上につなげてまいりました。

ご質問の今後必要とされる国や北海道の事業につきましては、国道38号線千住東13号以東の拡幅、高規格幹線道路帯広広尾自動車道の整備促進などの道路網の整備促進、国営かんがい排水事業など農業の生産性を高める農業農村整備事業の充実、高速インターネット利用環境整備など高度情報通信基盤整備の促進、地域医療の確保と福祉対策の充実などを十勝圏活性化推進期成会として関係機関に要望しているところであります。

ご質問の6点目、町内業者への委託と雇用についてであります。

これまで、さまざまな業務等の発注に際しましては、特殊な技術を要するものなどを除き、町内業者で対応できる業務につきましては、町内業者に発注するよう意を用いてきたところであります。

例えば、平成21年度に実施いたしました国の補正予算による各種臨時交付金事業におきましては、耐震化工事実施設計や給食センターの厨房機器整備など特殊なものを除いて、総契約金額の81%を町内業者に発注したところであります。

また、入札資格を有しない町内の小規模事業主の受注機会の拡大を目的とする小規模修繕契約希望者登録制度を、平成20年度に創設したところであり、本制度における平成21年度の発注実績は1,216万円となっております。

ご質問のありました車両の自賠責保険についてであります。

町が所有する公用車の任意保険につきましては、全国自治協会の自動車共済に加入しておりますが、同協会は、主に市町村等地方公共団体の損害保険の引き受けを行っているもので、車両や補償の内容などによっても異なりますが、一般的な民間の損害保険会社の保険料の3分の1から4分の1程度であり、非常に割安となっております。

町では、こうしたことから業務を扱っている保険代理店に保険契約等を依頼しているところですが、万一の事故の際、自賠責保険と任意保険を一体的に処理する必要があるため、当該代理店において全国自治協会が認定する専門員により円滑な事故処理が行えることから、自賠責保険についても依頼しているものであります。

また、庁内における電算システムにより、財務会計、住民情報などを総合的に管理する業務につきましては、その設置、調整、機械保守等において、高度の専門性を必要とすることから、民間に委託をしているところでありますが、これらの業務を持続的、安定的に遂行できる業者と契約しているものでありますので、ご理解をくださいますようお願いを申し上げます。

ご質問の7点目、指定管理者制度の評価と今後の考えについてであります。

始めに、道の駅・忠類及びアルコ 236 についてであります。両施設の指定管理者である株式会社忠類振興公社の職員数は、本年 11 月 30 日現在、正社員 10 名、臨時職員 11 名の合計 21 名であり、うち忠類地域在住の職員は 17 名となっているとともに、燃料や食材・飲料等の多くを地元で調達するなど、地域経済に大きな効果をもたらしているものと考えております。

管理運営に対する評価につきましては、年度終了後 60 日以内に提出される事業報告書の内容を精査するほか、毎月各部門の売上明細書の提出を受けるとともに、取締役となっている町職員が、管理業務の実施状況や管理経費等の収支状況を逐一把握し、業務の履行確認、改善指示、監視を行っているところであります。

なお、これまでの両施設の管理業務に関しては、接客マナーの向上、サービスの質の向上、清掃の徹底など民間意識を強くもった経営姿勢が、地元の住民を始め、利用者から高く評価されているところであり、観光情報誌北海道じゃらんが行う宿泊満足度ランキングにおいて、大手の名高いホテルが多数ある中、昨年に引き続き上位を獲得するなど、食事、接客・サービス、清潔感における高い評価は、広く定着してきているものと判断をしているところであります。

次に、百年記念ホールについてであります。平成 20 年度の指定管理者制度への移行後、事務、音響及び清掃の各業務に従事している職員は 12 名で、このうち幕別町在住者は 9 名となっております。

利用者数については、10 万人を上回っており、十勝管内の同様の施設と比較いたしましても高い状況となっております。

また、平成 21 年度の事業実績につきましても、文化講演会が 6 公演、生涯学習講座が 57 講座を数え、年々増加してきている状況にあり、利用者の評判もよいことから、高く評価いたしているところであります。

次に、札内青葉保育所についてであります。雇用状況は本年 3 月末までに、町の臨時保育士及び給食調理員であった者のうち、7 名を指定管理者職員として採用いただいております。本年 4 月 1 日には常勤保育士、パート職員及び看護師を含め、21 名の勤務体制でスタートをしております。

また、管理運営に対する評価につきましては、本年度からのスタートでありますので、総合的な評価につきましては、本年度の管理運営が終了し、来年度に事業報告書及び収支報告書が提出されたのちに、評価を行うこととしておりますが、本年 8 月に中間モニタリング、10 月に自己評価等を実施しており、これらの結果を踏まえて、最終的に 1 年間の評価を行うこととしているところであります。

なお、これまでの保育の内容等につきましては、各保育室に絵本や遊具等が設置されている上、屋外での運動も活発に行われており、児童に対する良好な保育環境の提供について適切に運営がなされており、保護者からもほぼ満足いただいている状況にあると判断をいたしているところであります。

ただいま申し上げました施設におきましては、いずれも新たな雇用の創出や住民サービスの向上につながっているものと高く評価しているところでありますので、引き続き指定管理者制度を活用してまいりたいと考えているところであります。

また、その他の施設につきましては、現在、庁内における検討委員会で協議している指定管理者制度導入に関する基本方針の見直し作業におきまして、制度導入を図る施設とその時期などについて再検討を進めているところであります。本年度中には一定の方向をお示しできるものと思っております。

ご質問の 8 点目、どのように一体感の醸成を図る考えかについてであります。

合併はゴールではなく、新しいまちづくりのスタートであり、少子高齢化、情報化、グローバル化の進展など社会が大きく変化する中において、住民ニーズは複雑で多様化し、行政と地域住民が一体となって地域の特性を考えながら、主体的にまちづくりに参加することが大切な時代だと考えております。そのため、地域の主役となる町民が、幕別町に住み続けたい、愛着を感じるという意識の基礎となる地域の一体感の醸成を図っていくことが、合併後の幕別町の大きな課題であると認識し、取り組んでまいりました。

まず、手始めの取り組みといたしましては、役場がしっかりと一つになること、職員のまちづくり

に対する意識や姿勢を共有化し、まちづくりの方針をすべての職員に浸透させ、決して職員の意欲の低下を招くことのないように努めてきたつもりであります。

そのためには、幕別と忠類の職員の人事交流を行うこと、組織内での情報の共有化を図ることを推し進めてまいりました。

加えて、職員は積極的に地域の行事などに参加し、そこでの町民との交流機会を通じて、職員と町民との距離感を縮め、一体感をつくり出していくことに努めてまいりました。

次に、町民相互の一体感についてであります。町内の福祉団体、産業経済団体や文化体育団体等の統合を進めることや、全町クリーン作戦など町民交流事業や中学生海外研修、各種町民スポーツ大会の実施、産業祭りやどんとこいむら祭りの際の連絡バスの運行、マンホールふたのデザイン統一など、多方面の分野において、一体感の醸成を念頭に事務事業を進めてまいりました。

しかしながら、我々、行政ができることは、このように舞台を整え、均衡ある発展を図ることにとどまっており、何よりも大切なことは、この舞台の上で一人でも多くの町民が地域全体の発展を思い、みずからの意思でまちづくりに参加いただくことであろうと考えております。

そのことが、この町に住み続けたい、この町に愛着を感じるという思いにつながり、結果として地域の一体感の醸成が図られていくものだと考えております。

今後におきましても、さまざまな場をとらえて、そうした機会の創出に努めてまいりたいと考えております。

以上で、前川雅志議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） それぞれ答弁をいただきました。この12年間、世の中が目まぐるしく変わる中、大変な苦勞をされて、この町政運営をされてきたということを改めて敬意を表するところでありますが、そういった中、就任されて、答弁でもありましたように、227億円の借金を引き受けて、大変な船出をされたということでありまして、私がこの計算をさせてもらって見たのですが、21年度の地方債残高は205億円でありますから、この幕別だけで22億円ぐらいの借金返しを行ったと。これ合併したときの忠類が持っていた起債残高も30億円近くあったかと思っておりますので、合わせて50億円の借金の返済を行って、基金の残高は21年度で31億5,000万円ちょっとでありますから、10億円ぐらい減ったのかなと思っております。

町長、この12年間で40億円財源をよくしたというか、その借金を減らしてきたのだなということ、そこには大変な苦勞があったのかなというふうに思っております。

そこで、お聞きしたいのですが、平成21年度は14億円起債を減らしました。借り入れと返した分とで14億円ぐらい減らしたわけですが、今後の考え方として、公債費比率が上がるということは、町にとって大変なことであると思っておりますので、そこには最大限配慮しながらということになるのかと思うのですが、返せるものはとにかく返して、少しでも公債費比率を下げていくのだという考え方に立っているのか、それともある程度はバランスをとりながら、町にお金を使いながら、公債費比率は上がらないぐらいに借金返しをしていくお考えなのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今後の公債費比率の推移については、実はこの後、牧野議員からの財政問題の質問にもあるのですけれども、私どもは今言いましたように、償還額を下回る借り入れですから、年々減っていくことになるわけですが、今、町の事業自体がそう大きな事業がどんどん進めていけませんから、建設事業にかかわっての起債の借り入れというのは非常に少なくなってきた、恐らく10億円を割っている状況だと思っております。そのほかに、今は交付税見合いの交付税の足りない分を減収補てん債というような形で借り入れて、そういったものを含めると、10億円を超えるぐらいなのですが、ただおかげさまで合併特例債あるいは忠類地区においては過疎債、こういった今までは幕別町ではなかった新たな起債の借り入れが非常に償還にかかわっては有利なものになってくるというようなものですから、そういったことも含めながら、あくまでも必要な事業に対する借り入れは、こ

れからも続けなければならないと思いますし、当然のことながら、そう多くの起債をふやしていくということにはならないのだろうと、そういったことで、両面をとらえながら、これからも健全な財政運営に努めてまいりたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 財政のところ、関連しながら、順番が雇用対策のほうのあわせてお伺いしたいと思うのですが、就任前は、忠類がまだないときで、建設事業費が38億2,000万円ぐらいありまして、平成21年度は当初予算では10億円台だったかと思うのですが、国の臨時交付金があったことによって20億円、21億9,000万円ぐらいの公共投資がありました。

それで、5期総に沿って随時というお話でありましたが、前倒して工事を、去年、ことしにかけて行って来たと思うのですが、住民要望の高いそういった公共工事、必要な公共工事というのはまだあると思うのですが、どのようなお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ピーク時38億円ぐらいの普通建設事業があった時代もあるわけですがけれども、今のペースで行きますと、18億円ぐらいが大体ベースかなと。それになかなか単年度でも難しいものから、できるものは前年度の交付金なんかを活用して、何とか総体の事業量を確保していくというのが今の歩みであります。

今回ちょっと12月議会には間に合わなかったのですが、国の活性化交付金等が決まっています。これを受けて、来年度予算と合わせてこれらを含めて何とか少しでも住民の皆さんの要望にこたえるために、事業量、事業費の確保には努めていきたいというふうに思いますけれども、やはり住民の皆さん、特に公区長さんからの要望、これが一番高いのはどうしても生活道路に係る整備というのが多いわけでありまして。道路はもう一つは1回整備すると何年かたつと再びオーバーレーだ、補修だというようなことが求められてくるものですから、1回ですべてが終わってしまうということにはならない部分もあるわけですが、大きないわゆる幹線道路となるようなところは、おおむね終わっているのかなというふうに思いますし、それ以外のいわゆる生活道路につなぐ部分について、まだまだ要望が多いですし、未整備のところも多いわけですので、それらを計画的に進めていくことになるのだろうというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 町内の経済状況ということでお伺いをさせていただいたわけですが、工業へということも入れさせていただきました。現状といたしましては、その国の流れとして、コンクリートから人へということは理解しているつもりでありますし、いつまでも公共事業に依存する企業のあり方はどうなのだろうと、私自身も思いますが、現状としてはそこからなかなか抜け出せない、そういった状況がある中で、急激な仕事量が減ってくるということは、町内にある企業の存亡にかかわるといえるか、もうやっていけないのだという、そういったところまで来てしまいますので、新年度に向けての予算というのが、このままで行くと、国の経済対策もどうやらあるんだかないんだかわかりませんので、また当初予算でいくと、10億円台の事業量ということになりますと、それは維持が入っている話でありますから、新規の事業がほとんどないということになるのかなと、すごく心配をしているところであります。

先ほども財政状況を聞かせていただきました。私自身はそれほど幕別町の財政が悪いとは思っておりませんので、そこら辺のバランスととりながら、新年度に向けてのお気持ちというか、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 町内の業者の方が安定して企業を運営していく。それなりの当然のことながら、事業量を確保し事業をやっていくことなのではありますけれども、ただこれは町の仕事だけでは、これすべてはやり切れない部分があるのだと思います。

ところが今、ご案内のように、国の仕事あるいは特に土地改良基盤整備事業の大幅な削減などで道

の事業が減ってきているわけですから、その減った分を全部町がカバーするというにはこれ当然なり得ないわけですので、その辺が難しいところでもありますし、我々としては少しでも多くの事業を確保して、町内業者の皆さんにお渡しする、実施していただくことが我々の役割だというふうには思っておりますけれども、これも先ほど来お話をありますように、町の財政、特に交付税の動き、動向、こういったものを見きわめた中でなければ、簡単に来年も何十億円と、次も何十億円というようなことにはなっていない部分もあるのだろうというふうに思いますので、そういった町の財政状況あるいは社会経済情勢等を見きわめながら、私どもの町としての対応もしていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 国と道の事業のお話が出ましたので、5番目のところに関連してお伺いをしたいのですが、町の手出しが伴う公共事業というものもあると思います。代表するのが道営畑総とかそういったところだと思うのですが、これも発注が道でありますから、北海道でありますから、広範囲な、特に去年あたりから入札に参加できる会社も広がってききましたので、幕別の人から見れば、知らない会社に来て、工事を行うなどということが多く行われているわけではありますが、ここら辺の町がある程度負担している工事について、やはり幕別だけということにはならないのかもしれませんが、先ほど町長もおっしゃっていたように、地域貢献ですとか、さまざまな方法の中で、地元企業が仕事できるような考え方をしていく必要があるのではないかと思います。見解を伺いたいと思います。

それと、他の企業が落札してしまったときに、町内企業との連携のあり方ですとか、協力ですとか、そういったところも必要だと思うのですが、いかがお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） これは難しい話で、事実古い話でもありますし、なぜ駒島で土地改良事業やるのに本別の業者が来てやらなければならないのだと。そして、足寄で事業やるときに幕別の業者が向こう行って土地改良事業やる。

ただ、これは正直言って、我々の力ではどうにもならないわけでありまして、いわゆる十勝支庁、今は総合振興局へ出した指名願の中で指名があって、入札して、落札して、それぞれの工事現場へ移るものですから、私どもが地元の業者で地元の仕事をということにはならない部分が今までもあったわけでありまして。

そういった意味で、私どもはできる限り地元の業者の方に地元で仕事してもらうことが一番いいのですけれども、今はその仕事どこと言わず、仕事をとること自体が厳しい状況にあるというようなこと話として聞かされるわけで、なかなかこれをほかのところへ行って、地元へ仕事渡してくれというようなことはなかなか言いづらい部分があるのだと思います。

それともう一つ、私どもが気にしているのは、老人ホームが今度建設されるというような場合なんかもそうなので、あるいはJAがいろんな施設を建てるといような場合、何とかこういうところについても、地元を使っただけのようなことを願っていますし、我々がお願いするというのもちょっと変なのですけれども、できる限り地元の業者を使っただけであればありがたいなと、そういう思いではおります。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 厳しい財政の中で、町が負担しながらせつかくの事業でありますから、地域、そこには住民福祉の向上だとか経済の発展とかそういうことがあるかと思うのですが、せつかくの仕事なので、地域経済が潤うように少しでも努力をしていただければと思います。

次に、TPPの問題であります。先ほど質疑がありましたので、町長の考えはよくわかるというか、同じ思いでありますので、食の安心・安全のために、また先頭に立って頑張っただきたいなと、ともに頑張りたいなと思います。

それと、所得保障制度のほうであります。町長は一定の評価をされているということですので、心配はしていないというふうな受けとめたらいいのかなと思うのですが、ただ、これも町長も

おっしゃっているように、先行きがまだまだ不透明ですので、今後の推移をよく見ながら、農業者の所得が低下しないように、輪作体系や営農体系など、やっぱり関係者などともう一度協議しながら、備えていく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 戸別所得保障対策については、これも農業団体を中心としながら、いろんな要請活動は続けております。

私が評価できると言ったのは、今の制度の中で一定の所得の確保ができるということで、一番不安なのは、当然のことながら、これに伴う予算をいかに確保し、予算づけするかというところで、そこまで行かないと本当に実施されるのかどうか、あるいはまたいろんな品種によっての問題、あるいは北海道のような大型の作付をするところに対する何か補正のようなものも今言われているようですけれども、まだまだ細部についてはこれから詰められていくのだろうというふうに思いますので、今お話ありましたように、農業者の皆さんが理解できるような、納得できるようなそういう結果となるような制度となるべく、我々も努力していきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 次に、6番目の町内業者、町内でできることは町内業者でということで、たとえば自賠責保険だとか、あと電算化のところを出させていただいたのですけれども、そういうふうにもう一度整理すると、もしかしたら、町内でできるような仕事があつて、町外に出してしまっているような仕事があるのではないかと思いますので、そういったところの整理をいま一度されるかどうかということをお伺いしたのと、それと電算化に伴って、事業量がすごくふえてきています、だんだん。これもきっと増加傾向にあるのだと思っております。その町長がおっしゃるように、安定した企業でないとなかなか難しいということがよくわかります。最近もつぶれて役場のコンピュータが大変になった町村もあったようですから、そういう気持ちもよくわかるのですが、町内でこういった仕事をやっていこうという考え方を示せば、企業はそれなりの準備をしてくるのではないかと私は思っております。少しずつ町内業者になるか、よそから来ていただくかわかりませんが、町内でそういった仕事が完結できるような仕組みづくりということが、この新たな雇用と産業をつくっていくのではないかと思いますので、そこら辺の町長の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 町内業者を活用する、このことは私ももちろん意を同じくするわけですが、ただ、今の保険の関係なんかは先ほど言いましたように、各市町村が自治協会で加入すると。それは任意保険に入るわけですが、そこから、その指定を受けているその自賠責の保険会社に町が加入する。それを幕別の地元の保険会社に入ると、一つの何かがあつたときに、片一方はこっちから片一方はこっちからというようなことにはなりづらいというようなこともあつて、ちょっと町内では難しいのかなど。逆にその町内の保険業者の方がそういった自治協会の指定を受けているようなことになれば、またこれ違うのかなというふうに思いますけれども、それは今も研究するには話しておりますけれども、現実には今のところはないのではなかろうかというふうに思います。

もう一つ、この電算の関係は、結局うちは東芝ですし、大きいところでは富士通ですとか、そういった上につながっていますので、今町内でそういう電算をやりたいとかやろうというような意向がある人がいるのかどうかわかりませんが、なかなか難しいのかなという思いはしていますけれども、それ以上詳しいことはちょっとわかりませんが、どういった方向で進められるのか、それに町がどんなことで協力したり、お願いすることができるのか、それはまたケースによってご相談させていただければというふうには思います。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 例に挙げた二つの案件につきましても答弁いただきましたので、ちょっとお話をさせていただきたいのですけれども、保険に関しましては、それぞれ代理店がいて、職員さんがいらつしゃって、そういった方々が処理されるわけでありますから、役場の皆さんの手を煩わせることも

ないのかなというふうに思っておりますので、どこに出しても同じような仕事はできれば町内でやるべきでないかなというふうに思っております。

それと IT の電算化につきましても、いきなり幕別町役場の今の電算をすべてお任せするということにはならないと思いますので、少しずつこういう仕事を出していくのだという考えを示せば、それに伴って町内業者というの、町内業者とは限らずですけれども、そういった民間の企業は準備をされるのではないかなというふうに思っております。

最後の 8 番目の一体感の醸成についてお伺いするわけでありましたが、これまで質問させていただいたのは、大体どういことがあってもお金で整理つくようなお話ばかりさせてもらったのですが、この一体感の醸成につきましては、人の気持ちの問題であります。合併して 5 年目でありましたが、それ以前にやっぱりこの町は、市街地が二極化されていますから、いまだに本町だ札内だという、こういった話があちこちで出ると。そこでやっぱりそこが町の一つになかなか切れない原因の一つのかなというふうに思っていますし、何をやるにしても、みんなで一生懸命やろうと、さっきのイベントの話ではありませんけれども、そういった体制がなかなかとれないと。町長がよく一体感の醸成という話をされていまして、最初びんと来なかったのですけれども、だんだんこの町議会に出させていただいて、ああ、何か言っている意味がよくわかるなというような感じがあるわけでありましたが、ここも本当に苦勞の絶えないところで、答弁もいろいろお話をいただいたのですが、とにかく頑張っていたきたいし、ともに、私もその立場にあれば、頑張らせていただきたいなと思います。

最後に、財政を悪化させてまで施策を打てというふうには思っておりません。ただ、12 年間すごく厳しい中、辛抱されてきました。さっき午前中も町長の立起表明があったわけでありましたが、そういうお気持ちをやっぱり物すごく期待しながら、次期に向けて力強いリーダーシップをとっていただいて、その岡田町長カラーを出していただいて、行政運営をしていただきたいと思うのですが、景気経済対策について決意がありましたら、町長の決意をお伺いして、質問を終わります。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 財政問題、特に我々が財政を語るときには、どうしても国ですとか、やはり社会経済の動きの中で町の財政に及ぼす影響というのが非常に大きいものがあるのだろうというふうに思います。ですから、今もう既に来年の話、来年の予算編成、今うちは入っているのですけれども、財務省がまだ 1 兆 5,000 億円の交付税の特別枠を減らそうと。もっと言っているのは、地方はまだ 2 兆円から 3 兆円多く国から金を持っていっていると、地方は裕福だと、こういうことが現に言われているわけでありまして、これから国の予算編成で総務省と財務省の大きな戦いになってくるのだろうと思いますけれども、私どもはその影響をもろに受けて予算を組み、財政執行をしていくというわけがありますので、私もなかなか先行きが不透明な中で、どこまでその財政の健全化あるいは住民の皆さんの要望にこたえられるかというのは、難しい面はたくさんあるのだろうというふうに思いますけれども、おかげさんで先ほども言いましたように、かなりの部分で地方債の残高も減ってきた、公債費比率も少し減ってきたと、下がってきたと、そういったことを励みにしながら、また新たな気持ちで頑張っていかなければならないなとそういう思いであります。

○議長（古川 稔） 前川雅志議員。

○6 番（前川雅志） 終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、前川雅志議員の質問を終わります。

この際、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議はこれをもって延会することに決定いたしました。

なお、明日の会議は午前 10 時から開会いたします。

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成22年第4回幕別町議会定例会
(平成22年12月9日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
16番 大野 和政 17番 杉坂 達男 18番 助川 順一
(諸般の報告)
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第4 専決処分した事件の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）
- 日程第5 町の境界変更について
- 日程第6 幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第7 幕別町町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第8 幕別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例
- 日程第9 財産の取得について
- 日程第10 町道の路線廃止及び変更について
- 日程第11 平成22年度幕別町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第12 平成22年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 平成22年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 平成22年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 日程第15 平成22年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第16 平成22年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第1号）
- 日程第17 平成22年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）
- 日程第18 平成22年度幕別町水道事業会計補正予算（第3号）

会議録

平成22年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成22年12月9日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 12月9日 10時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 中橋友子 2 谷口和弥 3 斉藤喜志雄 4 藤原 孟 5 堀川貴庸
6 前川雅志 7 野原恵子 8 増田武夫 9 牧野茂敏 10 前川敏春
11 中野敏勝 12 乾 邦廣 13 芳滝 仁 16 大野和政 17 杉坂達男
18 助川順一
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副 町 長 高橋平明
教 育 長 金子隆司 教 育 委 員 長 沖田道子
代表監査委員 柏本和成 農業委員会会長 佐伯 満
会 計 管 理 者 新屋敷清志 総 務 部 長 増子一馬
経 済 部 長 飯田晴義 民 生 部 長 菅 好弘
企 画 室 長 堂前芳昭 建 設 部 長 高橋政雄
忠類総合支所長 古川耕一 札 内 支 所 長 久保雅昭
教 育 部 長 佐藤昌親 消 防 長 熊谷直則
総 務 課 長 田村修一 地 域 振 興 課 長 佐藤和良
糠内出張所長 湯佐茂雄 企 画 室 参 事 伊藤博明
こども課長 森 範康 保 健 課 長 境谷美智子
町 民 課 長 川瀬俊彦 税 務 課 長 姉崎二三男
商工観光課長 八代芳雄 学校給食センター所長 稲田和博
学校教育課長 羽磨知成 生 涯 学 習 課 長 中川輝彦
施 設 課 長 澤部紀博 水 道 課 長 田中光夫
土 木 課 長 角田和彦 農業委員会事務局長 野坂正美
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 米川伸宜 課長 仲上雄治 係長 金田恭之
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
16番 大野 和政 17番 杉坂 達男 18番 助川 順一

議事の経過

(平成 22 年 12 月 9 日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長（古川 稔） おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（古川 稔） 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（古川 稔） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、16 番大野議員、17 番杉坂議員、18 番助川議員を指名いたします。

ご報告をいたします。

幕別町農業委員会会長から「TPP 環太平洋戦略的経済連携協定交渉への参加に対し反対する要請」の文書が議長あてに提出されています。後刻ごらんいただきたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

[一般質問]

○議長（古川 稔） 日程第 2、昨日に引き続き一般質問を行います。

一般質問は、通告順に行います。

次に、発言時間について申し上げます。

一般質問についての各議員の発言は、会議規則第 56 条第 1 項の規定によって、答弁を含め 60 分以内といたします。

最初に、谷口和弥議員の発言を許します。

谷口和弥議員。

○2 番（谷口和弥） 通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

介護保険制度の改定の問題点について。

厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会が、2012 年度の介護保険制度改定に向けた意見書を取りまとめました。厚生労働省はこの意見書などをもとに、年内に政府案をまとめる方針としています。

介護保険法には、10 年を経過した場合において必要な措置を講ずると規定されています。高齢化が急速に進むだけでなく、ひとり暮らしの高齢者だけの世帯もふえ、公的な介護体制の整備が急がれています。また、定率 1 割の利用料、食費や居住費といったホテルコストなどの利用者負担がサービスの利用を抑制し、介護保険料についても重い負担が家計を圧迫し、軽減・減免制度を望む声が強まっています。

意見書の内容は、介護保険財政に占める公費負担割合の引き上げを困難と断定する一方で、このままでは介護保険料が平均で月 5,000 円を超えるととして、給付の効率化・重点化を行うことを基本的考え方とすべきと明記されています。

その上で、要支援 1・2 の人については、市町村の判断で生活援助を含め、丸ごと介護保険の給付対象から外し、市町村独自の配食サービスなどに置きかえることができる仕組みの検討を求めました。また、軽度者と一定の所得がある高齢者の利用料については、例えば 2 割への引き上げを検討すべきであるとの意見を示しました。

そのほかにも、介護保険サービス利用の前提となるケアプラン作成の有料化、入所施設の相部屋の居住費負担増、介護療養病床を廃止する方針の継続などを盛り込んでいます。

これまでも介護保険制度の改定のたびに、保険料負担増や介護サービス給付制限が強まっています。介護サービス利用者は家族にとって安心して利用できる制度としていくことが重要です。この意見書の内容で改定案がつくられることに対して、不安や怒りの声が上がっています。

そこで、以下の点について伺います。

一つ目に、社会保険審議会介護保険部会が取りまとめた意見書について、幕別町の見解を伺います。

二つ目に、町として介護保険財政に占める国庫負担の割合を10%引き上げるなど、公費負担を引き上げるよう求めるべきであり、町にその考えがあるか伺います。

三つ目に、保険料負担増や利用料負担増に対し、町民の負担軽減に向けて町の考え方を伺います。

四つ目に、第5期幕別町介護保険事業計画策定に向けて、今後の介護保険サービスの基盤整備の考え方を伺います。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 谷口議員のご質問にお答えいたします。

介護保険制度の改定の問題点についてであります。

介護保険制度は平成12年4月に創設され、在宅サービスを中心に介護の社会化を理念とし、住みなれた地域で、みずからサービスを選択し、みずからの能力を最大限発揮し、尊厳ある自立生活を送ることを目的とし、これまで3度の制度改正を経て、今日を迎えております。

しかし、急速な高齢化、家族関係の変容等、社会事情の大きな変化により、制度のより効果的運用が求められる中、厚生労働省は平成24年度からの介護保険制度の改正に向けた意見書素案を、このたび、社会保険審議会介護保険部会に提示をしたところであり、今後、同部会での審議を経て、来年の通常国会に提出される介護保険制度改正法案に反映させたいとの考えであります。

ご質問の1点目、社会保険審議会介護保険部会の意見書に対する幕別町の見解についてであります。

今回、同部会に提示された意見書素案は、財源確保策と新たなサービスの創設が主要事項とされております。

財源確保策では、必要とした事項で、高所得者自己負担割合の2割への引き上げ、在宅介護ケアプラン作成への自己負担導入、施設の相部屋室料の保険給付適用除外、低所得施設入所者に対する居食費軽減要件の厳格化、財政安定化基金の取り崩しなどであります。

両論併記事項では、軽度者に対する利用者負担引き上げ、被保険者範囲の拡大、現役世代の保険料算定への総報酬割導入などあります。

見送り事項といたしましては、公費負担6割への引き上げ、補足給付の全額公費負担化などあります。

新サービスの創設では、24時間対応巡回型訪問サービス、介護職員による医療行為法制化、訪問介護と訪問看護など複数サービスを提供する複合事業所、有料老人ホームと高齢者専用賃貸住宅のサービスつき高齢者住宅への再編、軽度者対象の予防・生活支援の新サービスなどが提示されております。

また、65歳以上の介護保険料につきましては、全国平均で現行4,160円が5,200円程度になる見込みとの試算も示されており、先ほどの財源確保策を実施した場合は、4,800円台におさめることも可能としたところであります。

介護の必要性が高まる75歳以上の人口が増加し、平成12年度の制度発足時の介護費用総額が約3兆6,000億円だったものが、平成22年度の当初予算では約7兆9,000億円に達しており、制度維持のためには財源確保が避けて通れない課題となっております。

このような中、町といたしましては、今後、審議会を経て厚生労働省において政府案をまとめられるわけではありますが、慎重な検討を望むとともに、審議の推移を見守りながら対応してまいりたいと考えております。

ご質問の2点目、介護保険の公費負担を引き上げるよう求める考えはあるかについてであります。

介護保険制度の維持のため、これまでも十勝町村会、北海道町村会において、国に対し国庫負担金

の増額並びに介護職員等の処遇改善などが必要であるとの要請活動を行ってきており、今後も引き続き町村会などを通じて、国に対し要請活動を行ってまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、保険料負担増や利用料負担増に対する町民の負担軽減についてであります。

介護保険料は、制度上、介護保険に係る費用から利用者の自己負担分1割を除いた部分について、65歳以上が2割分、40歳から64歳までが3割分を負担いただき、残る5割を公費負担とされております。また、介護サービスの見込み総量から算定された基準保険料をもとに、低所得の方にはその基準額を最大5割減額し、一方で、一定以上の所得のある方には増額して負担していただく仕組みとなっており、結果として低所得者層の方々の負担軽減に努めているところであります。

また、利用料につきましても、制度上の軽減対策のほか、町独自に低所得者を対象として社会福祉法人等介護サービス軽減事業や訪問介護利用者負担額軽減事業を実施いたしております。

このような制度のもとで、さらなる軽減を実施することは、それにより生じる不足分を結果として他の被保険者の負担増、または一般会計からの繰り入れに回してしまうこととなり、公平性を欠くこととなることから、さらなる独自の減免制度を設けることは適当ではないだろうという判断をいたしております。

しかしながら、生活状況の変化などにより、保険料の支払いが困難な状況になられた方につきましては、個別にご相談をさせていただきながら適切な対応をまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、今後の介護保険サービスの基盤整備についてであります。

現在、幕別町には入所型の施設といたしましては、介護保険施設に分類される特別養護老人ホーム(120床定員)1施設、老人保健施設(150床定員)1施設と地域密着型サービスに位置づけられる認知症対応型共同生活介護、いわゆるグループホームが13ユニット(定員117名)が整備されており、加えて、今期計画の中で忠類地区の小規模特養が整備されることになっております。

このたび、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針が改正され、介護保険施設及び介護専用の居住系サービスの適正な整備に関して、施設ごとの整備の目安でありませ、いわゆる参酌標準が撤廃されたところであります。

これにより、施設整備に係る総量規制がなくなったものではありませんが、国として、在宅と施設のバランスのとれた整備を進めるとの方針を変更したのではなく、地域主権・地域分権の趣旨を踏まえ、保険者がより地域の実情に応じた基盤整備ができるようにとの趣旨である旨の見解が示されております。

平成24年度からの第5期計画に向けての基盤整備の考え方についてであります。現在の施設サービスの整備状況、入所の実態、待機者の状況等を総合的に勘案するとともに、広域調整の中での施設整備計画や、さらには事業者の施設整備に関する意向調査等を行った上で、幕別町介護保険運営等協議会においてご審議をいただき、計画を策定してまいりたいと考えております。

以上で、谷口議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長(古川 稔) 谷口議員。

○2番(谷口和弥) それでは、再質問をさせていただきたいと思っております。

このたびの改定については、私も幾つかの介護保険のサービスの事業所を回ってまいりましたけれども、大変経営的にも、それから利用者さんへサービスをするに当たっても不安な声が上がっています。もちろん、利用者さんそのものからも上がっているところであります。

私の一つ目の質問のところ、町のほうの考え方がどういうふうになっているかということが、その後の三つの質問にも大変考え方として影響を与えるものだというふうに思います。

今、ご答弁いただいた中身につきましては、意見書の中身について詳細にお答えいただいたわけですけれども、私がここで知りたかったことは、町のほうから答弁いただきたかった中身というのは、この中身がこのとおり決まってきたときに、町民の皆さん方、それから事業所、そして自治体にどういう影響を与える、この意見書が町として、是とするものなのかどうなのか、そのことについてお答えをいただきたかった、そういう中身であります。

もう一度お尋ねしますけれども、この意見書案のとおりになったときの町民に対する、事業所に対する、町に対する影響をどのようにお考えになっているのか、具体的にお答えいただけたらというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ご答弁で申し上げましたように、今、厚生労働省が素案をつくって審議会に提出したという段階でありますので、私どもはそれを受けて、今そのまま決まった場合に、どうした影響があるのか、町民の皆さんにどのような影響があるのか、そういったところの試算まではいってないわけでありましてけれども、私どもはこの後の質問にもありますように、全道、全国の町村会を通じながら、本当に町民の皆さんによりよい制度となるような介護保険制度であってほしいということの要望は、これまでも続けておりますので、なおそういった審議を見守りながら、それらを受けて今後の対応を考えていきたいと、そういうふうには思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） これが意見書の審議を経て、より具体的に決まってきたときに、法律として決まったときということであれば、これは町民の福祉を守るという上では、大変後手に回る、そういったことになっていくのではないかなというふうに考えるわけでありまして。決まってしまうからでは、大変なことになる。このとおり決まるかどうかかわからないですけれども、これからの制度の中で大変な反対も起こるものというふうに推察しますけれども、今この時点で、私はもし町民にとって悪い影響を与えるものであったならば、今この時点から声を上げるべきなのだというふうに思うのです。

そのこととあわせて、もう一度お尋ねしますけれども、今まだ案ですけれども、この案がどういふふうに影響を与えるというふうに考えているのか、もう少し具体的にお答えいただけたらなというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほど申し上げましたように、今の試算で行くと、4,800円の平均が5,200円まで上がるのではないかとというようなことを言われておりますけれども、それらを何とか4,800円に抑制をしたいというような意向が出ています。

ただ、これがうちの町村にどういふふうな数字で当てはまるかというところまでは、現実的にはまだわからないのだろうというふうに思っておりますけれども、もちろん抑制することにはこしたことはないし、できる限りのことを我々はしていかなければならないというふうに思いますけれども、そうしたことを踏まえて、今、先般の全国の町村長大会でも介護保険にかかっている要望も現実にも国へ提出をいたしております。ですから、今の段階で全く我々は何もしていないというのではなくて、あくまでも町村会を通じながら、よりよい方向の介護保険になるように、そういった行動は起こしているわけでありまして、我々はそこでの論議を十分見きわめながら、町としての対応はこれから当たっていきたくて、そういうふうには思います。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） ご答弁の中から、この意見書の案がいいものかどうかということは、なかなか町長からの、町長のお言葉から出てこないわけですがけれども、私のほうから上がっている声をちょっと紹介させていただきたいなというふうに思います。

要介護者の方からです。保険料がアップ、ケアプランの一部有料、それから軽度認定者の2割負担、そういうことであれば、その分サービスを減らしていかなければならないだろうと。訪問介護の生活援助がなくなれば、独居や日中独居の高齢者は、ADLがどんどん下がっていくだろう。食事がとれたかどうかかわからない、薬も飲んだかどうかかわからない、そういった状況にも置かれていくだろう。介護保険ではなく、実費で訪問介護を利用する人も出てくるであろう。生活はますます苦しくなっていくだろう。入所施設の相部屋の居住費、5,000円ということになってくれば、入居費用が工面できないため、待機者にすらできないことにもなるだろう。退所して、在宅で家族が介護する、そういう人も出るだろう。家族にとって、仕事をやめる人も出るだろうし、介護そのもので大変なことになるだろう。

サービス事業所にとって軽度の要介護者の保険外し、保険料アップによる利用抑制で経営が成り立たなくなる。そういったことにもなっていくだろう。自治体にとっても地域支援事業費の自治体負担がふえ、財政負担が大きくなっていくだろう。高齢者全体を把握する地域包括センターの増員も必要となってくるであろう。

幕別町のだれにとってもいい意見書案にはなっていないのだということをご共有認識にさせていただくことが私は必要なだろうというふうに思うのですけれども、改めてこの意見書の是非いかがでしょうか、お答えください。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 介護保険の今回の見直しの中で、我々が期待した中には、当然公費の50%から6割に引き上げていくべきでないかというようなことを言われてきたわけでありまして。

ただ、この肝心のこの部分が無視されたといいますか、実際、審議会の諮問の中にはないわけでありまして。そうすると、結局はその分の負担を高齢者なりにかかってくる、あるいは40歳、60歳の総額報酬制にもかかるのかもしれないけれども、そういった意味で、私はこの報酬審議会に対するいわゆる今回の改正案というのは、抜本的な改正ではないのかなと。本当に抜本的に改正するのであれば、これ今やったからといったって、まだまだこれ介護の対象者は伸びてくる。よく言われるように、団塊の世代がこの年代を迎えてくることになる、今の7兆円とか8兆円どころでない、もっと大きな額になっていくときに、単なるいわゆる保険者だけの負担増だけでは、これはどうしても済まされないのだろうというふうに思っております。

それでは、何かということになると、また増税だとかいろんな問題に波及していくのだろうというふうに思いますが、今回の審議会への諮問というのは、全くそれらを含めないで、今の5割負担の中でふえた分を、さあどうするかというようなところが大きな根っこにあるのだかなという思いはしております。

ですから、私どもは国に対する要望として、保険料については、本人の責任に属さない保険料の改定というのは、あくまでもやっぱり国でもって対応すべきだと、そういう要請事項は先ほども言いましたように、町村会を通じながら、全国の町村、市町村あるいは議長会なんかを通じながら、皆、運動はしているところでありますので、私どもはそうした町村会の思いが何とか今後の法案の中に通じるように、そしてそうした住民の皆さんの理解が得られるような介護保険制度になることを私どもは期待もするし、また必要に応じてさらなる運動も続けたいと、そういうふうに思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） わかりました。今の町長のご答弁の中には、二つ目の質問にかかわることもございましたので、質問の二つ目のほうに移らせていただきたいというふうに思います。

この国の公費負担が上がらなかったこと、上げようとしなくて、このことがやはり今の介護保険制度が根本的に変わらない中身になってくるのだろうというふうに思います。町長も言われたように、これからどんどん高齢者がふえる、要介護者がふえるという状況の中には、それなりの施設整備も基盤整備も必要ですし、どんどん保険料が上がっていく、そういった仕組みになっていくのだというふうに考えるわけでありまして。

民主党は、昨年の総選挙の公約の中で、介護保険の国費投入を8,000億円にするのだということも掲げてきたわけですが、それも今ほごにされる形になってしまっていて、これがうまくいかない、そんな現状もあるわけですが、このことについては、介護保険制度そのものが全く新しいものに変っていく、もしくは町長も先ほど言われた国庫の負担をふやすということしか私も手だてがないのだというふうに考えるわけでありまして。町村会のほうでということ、訴えをしているということでありましたけれども、引き続き続けていただきたいというふうに思います。

そして、このことは4期の介護保険の計画をつくるに当たって、審議会も答申の不足として訴えていた中身であります。引き続き頑張ってくださいとともに、今までの訴えの手ごたえについて、どんなような状況にあるか、お答えいただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 我々の町村会等の、あるいは十勝圏の活性化期成会等の運動は、もちろん単発ではありませんから、毎年継続してそうした運動に取り組んでいるわけですが、残念ながら、なかなか我々が要求するとおりすべてがなっているということには現実にはないのだろうというふうに思います。

ただ、先ほど谷口議員のお話にもありましたように、民主党はマニフェストで5割から6割に国費を投入するというようなことが言われてたわけですが、現実にはそうはならない。もちろん5割から6割で上げるためには、それなりの財源を確保しなければ、これは難しい問題は当然あるのだろうと思いますけれども、私は介護保険もそうですし、この後ご質問いただく国保でもそうですし、いろんな今、日本の社会保障制度の中では大きな財源問題が言われているわけでありまして、課題になっているのだろうというふうに思っております。

高齢者の皆さんにとっては、なぜ自分たちの年金が上がらないのに、引かれるものだけはどんどんふえていくのだと、これは当然出てくる不満であり、あるいは我々にとっても何とか改善できない問題かというふうな思いもあります。

そういった意味からしますと、我々はこれからも根強く運動は続けていきますし、要請はしていかなければならないと、そういう思いではありますけれども、今の時点でどこまで成果が上がったかということになると、なかなか難しい面もあると思いますけれども、引き続きそうした運動、要望は続けていきたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） わかりました。5,200円ぐらいがということで意見書の中では言われているわけですが、この5期に向けて、幕別町の介護保険料がどれぐらいになりそうなのか、幾つかの出し方があるのだと思うのですけれども、意見書のとおりになっていけばこうなる、従来のままだったらこうなる、どのような資料でも結構です。もし、数字をお出しになっているのであれば、教えてくださいなというふうに思います。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） まだ、現行の制度が1年ありますので、現段階での推計ということで、私のほうで試算しているのは、大体4,228円ぐらいだろうと。4,250円ぐらいだろうというところで推計はしております。

ただ、この後、国のほうのいろんな考え方がどうなっていくのか、それによっては額が変更すると思いますけれども、現状では4,225円ぐらいと。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 今の数字について確認させていただきますけれども、それはこの意見書のとおりになったときには、そうなるということで、この数字を押さえてよろしかったですか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） それについては、加味しておりません。すなわち今の意見書の中でいろんな負担がふえる部分だとか、そのようなものを加味しての推計ではありません。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 従来の方法ですか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 従来の方法です。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） わかりました。

それでは、三つ目のご質問に移らせていただきたいというふうに思います。

保険料の減免も利用料の減免についても、適切ではないということのご答弁でありましたけれども、そして今までもたびたび介護保険料の減免についても、それからサービスの利用料の減額についても、

求めてきたところであります。

保険料については8段階9区分あるということの中で、今回はそのことはご答弁にありませんでしたけれども、そういったことの中で低所得者対策はできているのだということのご答弁をずっといただいているところであります。

しかし、3枚目のほかの医療制度との比較の中では、やはり介護保険の低所得者に対する減免のあり方というのは、十分ではないのではないかなというふう考えるわけであります。介護保険の場合、ご答弁にもありましたように、基準額の50%が第一段階と言われる生活保護や老人福祉年金だけの方が該当するわけであります。医療費、医療保険でいったらば、生活保護の方はかからないし、後期高齢者医療制度だってかからないし、でも、そういった方からも憲法で定めるところの最低限の生活、そのための収入からも基準額の半分を引くと。老齢年金、場合によっては生活保護世帯の方よりも厳しい生活を強いられる、そういった方からも基準額の50%をとる、そういう制度であります。

上のほうは、9段階目は基準額の1.75倍ですから、単純に計算しますと、一番多く払う人と一番少ない人、これが3.5倍しかないという、そういう保険料の体系であります。後期高齢者医療制度であったらば、所得33万円以下、かつ加入者全員が年金収入80万円以下で、ほかの収入がないのだということになれば、9割が減免になる。所得33万円以下ということであっても、8.5割が減免になる。もちろん、今言いましたように生活保護の方は加入対象外ですから、保険料はかからないと。こうやって比較しますと、介護保険料のその低所得者に対する減額の割合が小さいのではないかなというふうに思うわけであります。

そうですから、やはりもう少し低所得者の方に対する減免制度について、大きく広げることが求められるのではないかなと。実際に保険料が高くてと、サービスが利用できないのだと、利用料が高くてサービスができないのだと、サービスを減らさなければだめなのだ、そういった方はたくさん私も目にしております。どうでしょうか、その辺について、介護保険の第1段階、もっと少ない金額で保険料を納めるとそういったことにするというふうなことにすべきと考えるのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 介護保険制度が発足するときに、先ほども申し上げましたけれども、保険料、自己負担の利用料を除いた部分は40歳から64歳、そして、65歳以上と、そして公費が5割と、そういうような決めの中でスタートをしたと。それが今もずっと続いている。先ほど言いました果たして公費が6割の持ち分になるのかどうかといったことも含めた中で、これはやっぱり抜本的な改正の中でこの保険料の問題もこれからいかなければならないのだろうと思いますし、中には今の40歳以上の保険料を納めているものをもっと年齢を下げるのがどうかと。あるいは、今回出てきた一つがその総報酬制というようなことで、報酬額の総額を介護保険の対象にすると。いろんなことが今言われているわけでありましてけれども、やはり抜本はこの制度がお互いが社会が助け合う、支え合うというところにあるのだろうというふうには思いますけれども、やはりこれだけ介護の経費がどんどん右肩上がりで伸びていく中であって、いつまでもこの負担割合でいいのかということは、先ほど来申し上げておりますように、やはり問題が提起されているのだろうと、現実にはあるのだろうというふうに思います。

そうした中で、これからのその制度改正の中で、いわゆる高齢者の方の、65歳以上の方の2割負担、このあり方、あるいは先ほど言いました40歳以上64歳までの方の3割の負担、これらをどうやっていくのか。あるいはもっと言えば、これらの町あるいは都道府県、そして国、これらの5割の負担の問題、そういったことを総体的に含めた中で、私はやっぱり高齢者の保険料の負担ということも考えていかなければならないのであろうというふうには思っております。

おっしゃられましたように、だんだん保険料の負担がふえていく中、先ほど言いましたように、自分たちの年金が上らない中で、大変苦しい状況にはあるのだろうというふうには思っておりますけれども、今の制度上の中では、私どもとしてはやれる範囲の中でやっていくというような思いであり

ます。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） ご答弁の中には、一般会計からの繰り入れ、公平性を欠くからもとということが出されていたのですが、どれぐらいのところが町民から理解できるか、そのことについてちゃんと把握もすることが必要なのだというふうに思うのです。

実際、介護保険を利用することで、生活が成り立つ、利用しないと生活が成り立たない。そうであれば、公平というのはどこがどの観点から公平なのか。だれもがちゃんとした憲法に決められている最低限の文化的な生活をおさめられる、その基底に立って公平であるべきだというふうに私は考えるのです。ですから、限られた財政ということはあるわけですが、一般会計からの投入をするなども、そういったことも町の裁量として公平性を欠くということにはなっていないのだというふうに思うわけであります。

実際この4期の策定に当たっては、中富良野町が一般会計からそういうことで保険料も上げさせない、上げないようにする、そういった手だても行っている。そのことも紹介されているところであります。私はもう少し町としては積極的にこの低所得者に関する保険料の減免を取り組んでいただきたいというふうに思うのですけれども、改めていかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 一般会計からの繰り入れ、これは先ほども言いましたように、本来ではないということ、これは制度上ははっきりしているわけであります。

それと、いわゆる低所得者の方、さっきから何回も言いますが、それぞれの負担割合の中で介護保険制度が成り立っているわけですから、一般会計がどんどん繰り入れしていくということになると、恐らくこれ際限がないのだろうというふうに思います。

今言いましたように、保険料は恐らくこれからも上がっていく可能性のほうがどんどん高いわけがありますから、その都度、保険料を抑えるために、一般会計が繰り入れをしていくというようなことになっていきますと、恐らく際限がなくなるのだろうと。

また、ほかの町村の事例なんかも見ましても、やはり国の指導なんかもそうですけれども、できる限りはやはりその制度、負担割合の中で減免するものは他の高額所得者に負担を割り振りをするとか、そういった中で減免あるいは低額に抑えるというような手法がとられているわけでありまして、ただ一般会計からということですからすべてを解決していくということは、それは制度の根本的な解決にはこれはなっていないのだろうというように思っておりますので、何とか厳しい状況にありますし、できる限りの方はしなければならぬわけですが、安易に一般会計からの繰り入れで対応するというようなことについては、慎重にならざるを得ないというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 何だか町長と意を同じくするというふうにならなかったわけですが、このことについては、また引き続き要介護者の方の生活を守るその点で一致して提案をしていきたいというふうに思います。

四つ目ですが、今後の基盤整備のところであります。

いろいろとご回答いただいたわけですが、やはり私にとって一番5期に向けてこの時期大いに検討を進めていただきたいというふうに思うのは、特別養護老人ホームの待機待ちの解消であります。今現在、恐らくやはり90人を超える方が待機待ちをされているのではないかなというふうに推察いたします。この後、忠類地域に小規模特養サテライト型ができる。そういったことの中では一つ大きく前進をするのかなというふうに思いますけれども、それでもまだ解決には至らないわけがあります。またさらに、これからどんどん要介護者の方がふえていく実態がある。やがては今と同じ数の方が待機待ちとなり、さらにはそれを超える方が待機待ちとなっていくのだというふうに推察いたします。

それで、今、道としては、北海道のほうでは23年度に向けて、この特別養護老人ホームのベッド数、

このことについても5期計画の中でまとめ上げる準備をしているという段階であります。今この時期に私は町としても、今、29床忠類地区にできるわけですが、さらに今後に向けてこの次の5期の3年間のうちで、特別養護老人ホームを設置する、もしくはそれが小規模なのか中型なのか、大型なのか、もしくは今ある既存の大型特養の法人のほうとの相談の中で増床するとかそういった手だてを今この時期していく必要があるのではないかと思うのですけれども、その辺についてはどのようなお考えをお持ちでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 待機者が多いというようなことで、特養に対する需要というのは、依然大きなものがあるのだろうと、そういう押さえはしております。

ただ、先ほど言いましたように、参酌標準がなくなったとはいいいながらも、やはり施設をむやみにふやしていくということには、ならない部分もあるわけでありまして。在宅とのからみもあるわけでありまして、もう一つは本町が忠類地区に小規模の特養を建てる。あるいは同じように帯広市なんかも建てる。そういった意味では十勝全体では幾分待機者ということも緩和されるのかなというふうな思いをしておりますけれども、ただ、お話ありましたように、まだまだふえてくることだけはこれ間違いない事実でありますから、それらに今後どう対応していくかというのが、これはある意味では本町だけの問題ではなく、十勝全体でも考えていかなければならないのだろうというふうに思いますし、もう一つ参酌基準がなくなった、標準がなくなったから町村、勝手に建ててもいいのですよということには、やっぱりなくなってしまう部分があります。少なくとも法人が建築するとなると、前回もお話ししましたように、何億円の建設費用を要するわけですが、それは多分に国の補助なり、道の補助をもらって建設をしていくというようなことになりまして、あるいは自分の持ち出し、自分が持たなければならない金額ということになってきますから、施設といいますか、法人にとっても、ある程度の計画を持って整備をしていくということにもなるのだろうというふうに思いますし、私どもとしては、いろんな施設もまだまだ要望としてはあるのだろうというふうに思いますし、逆にやってみたいというような施設もまた中にはいらっしゃるだろうということもお聞きします。

そういったことも含めながら、先ほども言いましたように、これから第5期の計画に向けて運営協議会とも十分相談しながら、私どもとしては対応していくことが必要であろうと、そういうような思いで今の段階ではおります。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） この特別養護老人ホームの施設数が足りないということは、町民からの意見だけではなく、特養の施設のほうからも上がっている中身なのです。

10月20日から22日札幌で、全国老人福祉施設大会北海道大会というのが開かれております。最後のとりでとして特養の役割が大きい最後のとりでという部分は、やっぱりグループホームや老人保健施設では補えない、そういった中身が意味合いがあるのだろうと思うのです。そういう呼びかけの中で、入所待機者解消に向けて、全国で20万床の緊急整備を要望するということを決議で上げているところでもあります。

そういった中では、そういう町が手上げをして、道のほうでの認可を受けるとしたときに、今、町長もおっしゃいました、うちの法人がやってみたいというような手上げができやすい状況が少しはあるのではないかなというふうに思っています。

繰り返しになりますけれども、今この時期逃してしまうと、また次の3年間待たねばならないという状況も生まれてきます。ですから、この辺のところは、本当に強い要望でありますから、早急に介護保険の審議会のほうで議論もしていただきたいというふうに思うのですけれども、改めていかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども言いましたように、特養に対する需要が大きい。このことだけはもう間違いない事実であろうと思いますし、先ほども言いましたように、これからまだまだ特養入所を希望

される家庭というのは多くなってくるのだろうというふうには思っております。

問題はその期待にこたえるべく福祉法人なり、あるいは私ども行政の立場からどの程度お応えできるかと。そのためにはまずは基盤整備のためと財源、そういったものが一番大事になってくるのかなというふうに思います。

真幸協会にしても今回幕別、忠類に二つの特養ということになって、相当の財源を当然のことながら拠出するわけでありますから、それを受けて3年後なり5年後に、果たしてまたすぐやれるのかと、やっていただけるのかと、そういったことも考え方としては、これから詰めていかなければならない問題でもあろうというふうには思っております

あるいは先ほど言われましたように、これまたつくれば介護保険のほうにもまた影響してくるというような問題もあるわけですが、それはさておきながら、何とか入所をしたい、入所を希望する人の期待にこたえるためには、おっしゃられたとおり、なお特養の必要性というのが我々も認識はしておりますけれども、幕別のみならず全体のことも含めながら、これから十分対応するに当たって関係機関と協議をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 谷口議員。

○2番（谷口和弥） 町長のご意見はわかりました。

例えば小規模特養をもう一つつくろうというふうになったときには、以前の私たちの忠類の特養の施設の中では、サテライト型という少し配置基準が緩い形の中で十七、八人の雇用も生まれるということでありました。そのことで言うと、恐らく20人以上の雇用が生まれるのだと。そして、それに伴う消費も生まれるのだというふうにも考えます。そして、幕別町は平成29年度には人口2万8,000人、それが幕別町の第5期の総合計画でも決まっている中身であります。地域に雇用を生む、そういった観点もこの特養設置について積極的に取り組んでいただくことを望みまして、質問を終わりたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 以上で、谷口和弥議員の質問を終わります。

この際、11時まで休憩いたします。

10:45 休憩

11:00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○7番（野原恵子） 通告に従いまして、次の点について質問をいたします。

最初に、訂正をお願いいたします。

3行目の21年度決算によるとの「世帯」を「人口の」に訂正をお願いいたします。

国保の改善と広域化についてです。

国民健康保険は日本の人口の3割以上、3,900万人以上が加入する日本で一番大きな医療保険制度です。幕別では平成21年度決算によると、人口の31.8%が、世帯数の38.6%が国保に加入しています。憲法25条を具体化し、日本の誇る皆保険制度の土台をなしているのが国保です。

国民皆保険の最大のポイントは、国民に安心して医療を提供するということです。毎年退職やリストラ、倒産などによる失業、パートやアルバイトなどの非常勤で働く人の加入がふえ、低所得者の割合が増加しています。

国保は事業主の負担を予定しない制度であり、もともと加入者が支払う保険料だけでは成り立たないものとして制度がつくられています。

そこで、国の責任として、国保に対する国庫負担が行われています。

ところが、1984年には49.3%だった国庫負担が2008年度には24.1%に減らされ、世帯当たりの国

保稅負担が上がり続けています。そのため、所得の低い人に保險稅負担が重くなる仕組みがつけられ、払えない人がふえています。滞納すると、短期保險証、資格証明書が交付され、國民すべてが安心して醫療を受けられるようにという国保の目的と逆行する状況になっています。国保制度の改善が急がれますが、政府は立て直し策として国保の広域化を進めようとしています。

改正国保法が通常国会で成立し、5月19日、国の広域化等支援方針の策定を受け、道は市町村にアンケートも行い、国保運営の広域化と支援方針の策定に入っています。

国保が広域化されると、①住民、被保險者の声がほとんど届かなくなる。②後期高齢者医療広域連合のように市町村の意向が反映されなくなる。③法定繰り入れの廃止、④市町村単独事業の廃止、⑤国保稅の徴収強化などのおそれがあります。

今、貧困、生活苦が深刻化する中で、国保に求められるのは、住民の命を守る國民皆保險の土台にふさわしい制度です。社会保障の基本に立ち返ることが必要です。

したがって、次の点について伺います。

①広域化に対する考え方について伺います。

②市町村単位の運営を維持し、改善を進めていくこと。

③そのために国庫負担の引き上げを国に求めていくこと。

④国保44条に基づき、医療費減免の基準を生保基準の1.3倍にするなど明確にすること。

⑤滞納者に対する差し押さえは中止するとともに、その現状について伺います。

⑥保險証は全員に交付すること。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 野原議員のご質問にお答えいたします。

国保の改善と広域化についてであります。

平成22年5月19日に、「医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が公布され、同日から施行されました。

この法律は、経済状況の悪化や医療費の増加等によって、厳しい財政状況に置かれている市町村国保、協会けんぽ及び後期高齢者医療制度のそれぞれに対し、その保險稅または保險料の急激な上昇を抑えるため、必要な財政支援などを講じようとするものであります。

このうち国保に関する主な内容といたしましては、都道府県は広域化等支援方針を定めることができること、国及び都道府県が市町村を財政的に支援する制度が平成25年度まで継続すること、国保財政の安定化を図るための施策が示されたことなどであります。

このことから、北海道では、現在、仮称ではありますが、北海道国民健康保険広域化等支援方針の素案をまとめられたところであり、今後、市町村の意見を聞いた上で、同方針を決定する予定であるとお聞きいたしているところであります。

ご質問の1点目、広域化に対する考えについてであります。

広域化を図ることの意義については、第1に保險財政の広域化を進めること自体が、スケールメリットによる市町村国保の財政安定化に資するものであること、第2に高額医療に係る保險財政共同安定化事業の対象医療費の引き下げが都道府県が判断できることにより、医療費の変動に対して安定的な運営が見込まれること、第3に都道府県が医療政策や市町村国保に対する支援方針を定めることにより、国保財政の一層の安定化を図ることが可能になることなどが考えられるところであります。

一方、保險者ごとに保險稅または保險料の算定方法及び金額に違いがあること、収納率、滞納対策、医療費等に格差があることなどの課題もあります。

また、本年10月6日に、北海道国保連、市長会、町村会の主催による国保制度改善強化北海道大会が開催され、その中で医療制度の一本化を図るまでの間は、国保制度に関して、都道府県単位の広域化による財政運営に向けた環境整備を進めることという内容を含んだ決議がなされ、主催者の代表が国等に陳情を行ったところであります。

以上のことを踏まえたうえで、本町といたしましては、今後、国、地方自治体及び関係機関がもろもろの課題をしっかりと論議しつつ、広域化の実現に向けて進めていくべきと考えているところであります。

ご質問の2点目、市町村単位の運営を維持し、改善を進めていくことについてであります。

国では、平成21年度に全国を6ブロックに分けてブロック会議を開催し、市町村国保に関して都道府県及び市町村と意見交換を実施いたしておりますが、その中で国民健康保険制度における国、都道府県、市町村の役割分担についても論議され、国の役割は制度設計と財政支援、市町村は住民との窓口を担うという点についてほぼ一致し、都道府県については、財政支援や広域化の推進などの役割を拡大すべきという推進派と、現状の市町村指導にとどめるべきという慎重派に意見が分かれたというふうにお聞きいたしているところであります。

本町といたしましては、住民の皆さんが安心して医療制度に加入し、必要に応じて適切な医療給付を受けられることや気軽に各種の相談を受けられるという体制整備が必要であると認識しており、今後の論議に臨んでまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、国庫負担の引き上げを国に求めていくことについてであります。

現在、国庫負担金の交付率は34%ですが、国庫補助金として国の調整交付金が9%分、道補助金として道の調整交付金が7%分交付される制度となっておりますことから、これらを合わせますと50%分が措置されていることとなります。

しかしながら、医療給付費が毎年、右肩上がり増加している現状におきましては、本町を含め多くの市町村で国保財政は厳しい状況にあり、一般会計から国保会計への法定外の繰り入れをしている保険者が全国で約7割にも達しているという実態でありますことから、先般の十勝圏活性化推進期成会総会あるいは北海道町村会総会におきまして、国に対して市町村国民健康保険財政基盤の安定強化について要望することを決議し、要請活動を行ったところでありますが、今後も引き続き町村会等を通じて、国保財政の健全な運営を図ることができるような措置を国等に要望してまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、国保44条に基づき医療費減免の基準を明確にすることについてであります。

一部負担金の減免については、国民健康保険法の規定により特別の理由がある被保険者で、一部負担金を支払うことが困難であると認められるものに対し、適用することができるとされており、その特別の理由とは、災害による死亡、農作物の不作による収入の著しい減少、事業の休廃止による収入の著しい減少などの理由をいうものとされております。

現時点における本町の対応につきましては、法の趣旨を踏まえた上で、幕別町国民健康保険条例施行規則に定められている一部負担金の減免または徴収猶予を受けられる基準に基づき、個別の案件ごとに対処しているところでありますが、本年9月13日付で、国から一部負担金の減免について新たな基準が示されましたので、今後、その基準をベースにして管内各市町村の動向も参考にしながら、幕別町の取り扱い基準を検討してまいりたいと考えております。

ご質問の5点目、滞納者に対する差し押さえの中止と現状についてであります。

差し押さえを実施する場合の判断基準といたしましては、滞納者に督促あるいは催告を行っても納税または納税相談に応じない場合であるとか、納税誓約を行っても守らない場合など、主に納税に対する誠意が感じられない場合に差し押さえを実施している状況であります。また、一方で差し押さえを実施することにより滞納者との接触が図られ、納税相談に応じるという事例も数多くあるのが現状であります。

平成21年度の差し押さえの状況につきましては、実人数で194人、883万5,276円の差し押さえを実施いたしております。内訳は、給与が3人で97万8,440円、預金が157人で635万9,497円、国税還付金が38人で117万1,372円、自動車税還付金が3人で5万3,400円、動産が2人で19万5,449円、過払い金が1人で7万7,118円となっております。

したがって、原則的には督促状を送付しても納税がなされない場合には差し押さえを実施する

こととなりますが、納税者の生活状況等もありますことから、納税相談に重点を置くことを基本としておりますので、今後におきましても、効果的な収納率向上への取り組みの一つとして、引き続き差し押さえを実施するとともに、納税が困難な場合には納税の猶予あるいは分割払いによる納付など、よりきめ細やかな対応に努めてまいりたいと考えております。

ご質問の6点目、保険証は全員に交付することについてであります。

国民健康保険制度では、国や町などの公費負担と被保険者の保険税などで会計が賄われておりますので、被保険者の負担の公平を図る観点からも特別な事情がない限り、保険税を完納していただくのが基本原則となっております。

本町におきましては、滞納者に対し可能な限り納税相談等を通じて完納に向けた努力をお願いしておりますが、経済状況が好転しない中、諸般の事情によりなかなか履行できない方に対しましては、短期被保険者証または被保険者資格証明書の交付対象にせざるを得ないことになっております。

本町におきましては、これら交付対象世帯のうち、電話、訪問、来庁など何らかの方法で接触することができない方につきましては、短期被保険者証又は被保険者資格証明書を渡せないという実態になっておりますが、今後も滞納者との接触を図り保険証を皆さんに渡せるように努めてまいりたいと考えております。

以上で、野原議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 広域化の考え方についてのことについて再質問をさせていただきます。

今、町長の答弁の中では、広域化のことに対しましては、国及び都道府県が市町村を財政的に支援する制度を平成25年度まで継続する、このようなことが、今、北海道では、この市町村の意見を聞いた上で支援方針などを決めていく、このような状況になっているというお答えでした。このことは、今、幕別町で行われております法定外繰り入れ、この一般財源からの繰り入れも平成25年度以降は検討され、廃止の方向に行くということにつながるのではないかというふうに思います。

それと、この中で、ご答弁の中で、医療費の変動に対して安定的な運営が見込まれる、このようにお答えしておりますけれども、この医療費の変動というふうになりますと、今、高齢化の中で高齢者、60、定年になったりとか、そういうふうになって高齢化に進む中で医療費の負担が重くなる、そういうことを見込まれます。そうしますと、国保税の引き上げが連動して上がっていく可能性があるのではないかと、後期高齢者医療制度と同じような状況に国保の医療費とか、そういうものが引き上げられていくのではないかとというふうに考えられます。そうしますと、町民への負担がますます大きくなるということが予想されることとなります。

そういうこともありますし、やはり広域化になりますと、町民の声ですとか、市町村の声とか、そういうことがきちっと反映されなくなる可能性が生まれてくると思うのですね。今、後期高齢者医療制度も広域化、全道一つになりまして、町民の声などもなかなか通らない、そういうことが考えられます。今、全道で保険料やなんか決められるというふうになりますと、今、北海道で一番高い保険料は、世帯では34万3,350円、これは羅臼町です。1人当たりでは利尻町が13万9,700円。ちなみに世帯では幕別は平均18万6,599円で、1人当たりでは9万4,425円、このことからしまして、幕別町の国保税がさらに引き上げられる可能性が含まれているというふうに私は思います。

それと、今、後のほうで国保税44条のことについて質問いたしますけれども、市町村単位でできる事業そのものもなくなっていく可能性があるのではないかと私は思っております。そして、何よりも徴収の強化、それが市町村に任せられる、そういうふうになりますと、本当に職員が住民のためにきちっと福祉の役割ですとか、そういうことで対応していかなければならない、そういうところが徴収に走り回ってしまうというか、そういう状況になりかねないと思うのですね。そういうことで広域化はいいのかということなのではございます。

それと、国保法第1条では社会保障及び国民保健のための制度と規定しておりますし、第4条では国保の運営責任は国が負っている、これはもちろんなのですけれども、市町村は保健・福祉とも連携

しながら住民に医療を給付する社会保障制度の仕組み、このように規定されていまして、職員が本当にその立場に立ってこれを運用していかなければならないという、その部分が欠けてしまう可能性があります。これを許しますと、民主党のマニフェストには、地域保険の一元化の方向というふうに掲げていまして、そういう方向に進んでいきますと、職域保険の健康保険組合、それから公務員や教職員などの共済健康保険、中小事業所対象の協会けんぽ、これが国保と一元化される可能性が先に待っていると思うのです。そうしますと、今、働いている方々の保険料も上がりますし、医療費とともに保険料も上がっていく、そういうことが含まれている広域化だというふうに私は思います。それに対して、今、町長のご答弁では、広域化に向けて進めていきたいというふうに答弁いただいておりますが、その点についてもう一度お伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように、私ども町村会あるいは市長会等が要望している中の最初最終的な要望は医療保険の一元化ということが前提にあります。その前段の段階で、いわゆる都道府県に国保あるいはこの後出てくる後期高齢者医療等の運営をお願いしていきたいと、そういう中身で、今、運動をしているわけでありますので、決して私どもの町だけがどうこうということではないわけでありまして、今お話ありましたように、きっといろんな課題ですとか問題も確かにあるのだろうというふうに思いますけれども、私どもにとっては、どこが、国がやろうが都道府県がやろうが町がやろうが同じ私どもの町に住む町民の方々の国保であることだけは、これは変わりはないわけですから、その人たちによりよい方向で国保が利用されるように、運営されるように、そのための努力はこれからももちろん重ねていかなければならないというふうに思いますし、職員もまた、あるいは町の立場も、担う役割もまたいろんなことが出てくると思います。

今言った徴収の面ですとか窓口の相談業務というのは、これは当然町村がやっていかなければならない問題だろうと思いますので、それらについては今まで以上によりきめ細かな対応も求められてくるでしょうし、そして、おっしゃられたように、町民の意見を少しでも多く上に伝えていくというような役割も、また我々が担っていくことになっていくのだろうというふうに思いますけれども、今、都道府県に、そしてやがては医療保険制度を一本化したい、すべきだと、そういう要望が全道、全国の町村会あるいは多くの関係機関、国保連合会なんかもそうなのですけれども、要請をしているというような状況でありますので、私どもはそうした一員として、これからもそういう活動を続けていきたいというふうにも思っています。ただ、知事会あたりがこれを了としない、反対も意見もかなり強いように聞いていますので、まだ紆余曲折はあるのかなという気はいたしますけれども、今の現状としては、そういうような思いで私どもは進めております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） この町の町民にとってどうなのか、その視点から、やはりそういう町村会ですとか、そういうところできちっと町民の立場から発信していくことが大事だと思うのです。こういう中でもさまざまな意見がある中で、そういう問題点もあるということも明らかにして、広域化についてはやはりもっといろんな資料なども集めましてきちっと対応していく、そのことが今非常に大事だと思うのです。これが、一番の大きなねらいは、国がこの国保に対して財政を出したくない、それともう一つ、大企業やなんかの個々に企業やなんかで働いております健康組合保険、そういうところでの企業の責任、そういうところの財政も出したくない、バックにその大きなねらいがあるわけですから、そういうことではなくて、国の責任として国民の命、そして病気やなんかに対する税金の使い方としてしっかり財政支援をしていく、そこが今一番大きく問われているところだと思うので、そこをしっかりとそういういろいろな場で意見を発していくということが、今一番大事なことではないかと思っておりますが、その点についてもう一度お伺いいたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私も、おっしゃるように、町村国保がだめで、都道府県に持っていけばそれです

べてが解決できるか、決してそうはならないと思いますけれども、根っこはやはり財源だというふうに思います。先ほども言いましたように、もう全国の7割の市町村が一般会計から全く制限ない単なる赤字対応の繰り出しをしている、それをずっと国は放置してきているわけでありますので、何とかしてほしいという要望は先ほどの介護保険でもそうですけれども、何回も町村会なんかでもやっているのですけれども、それが市町村はだんだんできなくなってきた、それでは今度は都道府県ということで、我々はやはり一番根幹となる国保の安定的な運営をしていくためには確固たる財政基盤を確立していくことが大事なのだろうと。そのためには、やはりいわゆる国の担う役割というものをしっかり果たしていくことが大事だろうというふうに思っております。

それともう一つ、医療保険制度の一元化と、一本化ということについては、国保も厳しい状況にありますけれども、それ以外の、例えば先日もちょっとお話を聞きますと、建設国保、これなんかはもうほとんど壊滅状態だ、そして公務員が入っている共済だとか、そういうところはまだ余裕があるのではないとか、いろんなことを言われますけれども、そういった日本の国全体の医療保険制度を考えていかなければならないような時期にもあるのかなということも一つあるのだろうというふうに思いますけれども、そういった全体的なことを踏まえながら、私どももこれから十分注視しながら対応に当たっていききたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） それでは、今、②番目の市町村単位の運営を維持し、改善を求めていくこと、③の国庫負担の引き上げ、これは今の町長のご答弁の中に含まれているのかなと思ひまして、次に国保44条に基づき医療費の減免、幕別町独自の基準を設けていくということの質問に移らせていただきます。

今、このことにつきましては、国保の一部負担軽減制度の促進ということで、厚生労働省で通知を出していますね。これもご答弁の中でいただいておりますが、この中で幕別町独自として、具体的な要綱などを決めて実施していくということが今、大事ではないかと思ひます。今、他町村等の動向もしながらこのようにお答えしておりますが、今、音更、上士幌などで実施しております。また、旭川でもこれに基づいて実施してしまして、具体的に対象になる世帯というのを決めております。その具体的に決めている条件ですね、過去1年以内の事業の休廃止、失業、それから申請月の世帯の収入見込みが生活保護基準の1.2倍以内の世帯、被保険者全員の預貯金の総額、生活保護基準の3倍以内の世帯、過去1年以内にこの制度を利用していない、このようにきちっと減免の中身を決めております。幕別町ではそれが無いので、きちっと対応ができないということがあると思うのです。ですから、その基準をきちんと定めるべきではないか、そしてこれに対しまして、国も特別調整基金で2分の1を補てんする、ここまで国が今、進めていくというふうになれば、やはり町独自でもきちっと規定をすべきではないかと思ひますが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） この件については、今までも何回かご質問をいただきました。そして、国の基準が示された段階で私どももこれに対応したいということでありますので、今お話ありましたように町独自の基準をつくっていく、このことは当然やっていかなければならない問題だろうというふうに思っております。

ただ、中身の問題で、今、野原議員が言われたように、国は減免したら2分の1、調整交付金を出す、ただ、その中身はあくまでも国の基準に基づいて減免したのものに対して出す。ですから、私の町が例えば生活保護の何倍以内は全部減免しますよといったら、それに全部2分の1の交付金があるかとなると、来ない部分もある。もっと言うと、預金まで調べなければならぬのかというような問題もあって、なかなか厳しい基準だなというふうにも思っておりますけれども、それらを踏まえながら私どもは今、来年度に向けて町としての新たな基準をつくっていかねばならないのだろうというふうな考えではありますので、先ほど申し上げました、恐らく他町村でもいろんなことで悩みもあるし、いろいろなことがあるのだろうと思ひますが、そういったことも踏まえながら、町として新た

な基準づくりを進めていきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） ことしの10月なのですが、参議院の厚生労働委員会で日本共産党の田村智子議員がこのことについて質問しているのです。それで、これは国の基準以上の拡充を自治体が行うことについて、これは国としてはそれ以上拡大してもいいですよというふうに、国基準以上でもいいというふうに、市町村の自主性を担保しなければならないけれども、国の基準は一つの最低限度のもので上積みを行うのが望ましい、このように答えているのです。ですから、国基準以上でもいいですよということを国が答えているのですね。ですから、そういうことも踏まえて対応していただきたいというふうに思います。そのほかに高額の治療を受けている場合でもいいですよということですか、保険料を滞納している世帯であっても新基準に該当する場合は減免を行うことができる、このように国会の中で答えているのですね。ですから、そういうことも踏まえて町の基準をつくっていくということと、それをいつまでに具体的につくっていききたいのか、その方向性もお聞きしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今の国の答弁で、上積みしても、拡大してもいいのですよ、これは当然いいじゃないですかね、国はそう言うのだと思います。ただ、その拡大した分まで調整交付金の対象になるかといったときには私はちょっとどうかというふうに思ったものですから、その辺もちょっと検討してみなければならない、調べてみなければならないなということをお知らせしました。

それと、いつまでかということになりますと、これは当然新年度に向けてということになっていくと思いますので、4月から適用になるように進めたいというふうには思っておりますけれども、今言ったように中身については十分調査しながら、研究しながら要綱、基準をつくっていききたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） それでは次に、滞納世帯に対する差し押さえの件について質問をしたいと思っております。

今、町長のご答弁では、194人というお答えをいただいております。それで、私の資料でいきますと、これは270人ということで資料があるのですが、これが194人ということで、その差し押さえの件数が少なくなったのかなというふうに思いますが、それにしてもまだ十勝全体で見ますと差し押さえの件数が多いのですね。ちなみに十勝では、音更町では預貯金の差し押さえが78件、芽室町では1件、広尾町で17件、清水町で14件、それにしても幕別町は194人ということで、断トツこの差し押さえが多いのです。ですから、この人たちが、他町村から比べて、これだけ差し押さえが多いということであれば、悪徳と言われている、町長さんがおっしゃる、理事者側がおっしゃる、悪徳者とよく言われるので、そういうふうになるのかといたら、そうではないと思うのです。そこをしっかりと踏まえた対応が必要ではないか、言葉ちょっと大きかった、ちょっと訂正いたします。滞納者が多いということだと思っておりますが、先ほども言いましたが、ちなみに幕別町の1世帯当たりの保険料は18万6,599円、それと1世帯平均の所得ですね、幕別町の。国保の世帯は72万9,109円、そうしますと25.6%の国保税なのです。今本当に生活が大変だと皆さん町民の方がおっしゃるのですが、これだけ税の負担が重いのですよね。これだと払いたくてもなかなか払えないという状況がこの数字からも出てくるのではないかと思います。ちなみに、音更町では、国保税が18万6,443円に對しまして、平均所得が152万5,824円、芽室町でも国保税は22万7,565円ですが、平均所得110万3,866円、これから見ましても、町民の所得が本当に低いのですね。こういう中で税の負担の割合が多いということは、払いたくても払えないという状況があるのではないかと思います。そういう点では、もっときめ細やかな対応が必要ではないかと思うのですが、その点について町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 平均所得と税の平均を比較するというのは、ちょっと無理がある部分があるのだ

と思いますけれども、ただ、ほかから見て滞納処分をした件数、差し押さえした件数が多いというのは、これはいろいろ理由はあるのだろうというふうに思いますし、逆に言うと私どもの町はほかから比べるとやっぱり滞納者が多いという部分もあるのかもしれませんが。

それともう一つは、やはりどうしても本町の場合は札内地区がどんどんと都市化して、そういった中では、なかなか国保にしても、あるいは一般的な町の行政についても、いつかコミュニティの話も出ましたけれども、だんだん希薄になってきて、まずは関心を寄せないというか、滞納していても、呼び出しがあっても、保険証を渡すから来てくれと言っても、まず出てこない、顔を出さない、接触をしない、そういう世帯がやっぱり残念ながら、だんだんふえているのだろうというふうに思います。

そういったことで、私は滞納が決して悪だ、悪いことだというふうにはもちろん思っておりません。もちろん滞納して、あしたからの生活に困る人を差し押さえするなんていうことはあり得ませんから、当然それなりの手続を踏んで、差し押さえになるわけですし、そしてまた、差し押さえをするということは、それなりの物件があるということでもありますので、なるべくは差し押さえされる前にお互いの理解のもとに納めていただくことが何よりでありますし、私どももそれを求めておりますし、職員もそのために努力をしているのだろうというふうに思いますけれども、最終的にそういったことを何ぼやっても誠意を見せていただけないので差し押さえという手段を講じたというのが、この現状なのだろうというふうに押さえております。

これからも、決して差し押さえをどんどんやれなんて言うつもりは毛頭ありませんし、できることなら差し押さえの前に解決できるように、先ほども言いましたように窓口での対応あるいは訪問あるいは電話でもいろんなことでも、まずは接触していただいて、いろんな面のお話をお聞かせいただく、そうした中で収納率を少しでも上げていくということが我々に求められていることなのだろうというふうに思っておりますので、その点をご理解をいただきたいというふうに思いますし、全くあしたから生活保護になるだとか、あしたから食事もできないのだというような人を差し押さえしてというようなことは、それだけではない、現実ではない、あり得ないということだけのご理解いただければというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） ちなみに、帯広市の預貯金の差し押さえ件数は142件、音更町78件、芽室町1件、こういう状況です。こういう中で幕別町が194人というふうになれば、住みたくてもなかなか住めない、幕別町はこういうふうにして対応が、きめ細やかな対応をされていないのではないかとこのように、数字から見るとそう思うのです。町民の暮らしというのは、線引きで決めるわけではありませんよね。幕別町から帯広市に働きに行っている人もいますし、他町村に働きに行っている人もいます。ですから、経済状況というのは、十勝一円そんなに変わらないはずで、幕別町の所得が低いというのは、そういう人たちがやはり多く住んでいるという、そういう状況だと思うのですね。そういう中で、やはりこういうふうに数字が上がってくるということであれば、もっときめ細やかな対応が必要ではないかと思うのですが、そののところ、数字から見たら、やはり町は対応がきめ細やかではないのではないかとこのように思うのですね。だから、そういう点はきちっと町民に対応をもっと変えていく必要があるのではないかと思います、その点はいかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 滞納の数がほかの町村から比べて多い、逆を言うと一生懸命きめ細やかにやった結果、最終的にこういう状況になったというふうにもなるのではないかと。決して頭から、先ほども言いましたように、納めないのだからすぐ差し押さえますよというようなことをやっていることではないわけで、ぜひ接触していただいて、お話を聞かせていただいて、そしてなおかつ納められない方については、いろんな手法を講じながら町としても対応しますよと、そういったことの中でお、どちらかという自分のことだけで、とてもそんな税までは納める気はないと、そういうような態度の方が非常にこういう滞納の中には私は多いのだろうというふうな思いをしています。決して、何回も言いますが、滞納、差し押さえを目的でやっているわけではなくて、結果としてこれだけの

人数になったということですので、これは何とかご理解をいただくしか、私の立場からしますと職員も一生懸命やっているわけでありますので、ご理解いただければというふうに思います。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 職員の方が一生懸命やっている、町長の立場からすればそういうふうにおっしゃるのですが、私の立場からしますとやはり、こういうことを言うと大変心苦しいのですが、町民と職員との関係ということでは、この数字から見ると、他町村だって滞納があると思うのです。ですから、そこのところを応じてくれない、電話なり訪問したりしてもなかなか応じてくれないという町民の態度がそうであるというふうに今お答えいただいたのですが、その町民が職員に対してこういうふうに変だだからこういうふう滞納した分を払っていきたいのだという、そういう信頼関係というか、そういうところが希薄なのではないかというふうに、この数字から私ちょっと見えてしまうこともある。一生懸命やっているのはわかるのですが、その一生懸命の内容がもうちょっと町民と心を通わせるような一生懸命なのかどうか、その辺も私、問われるのではないかなと思うのですね。

他町村だって滞納はあるのですよ。滞納率、帯広市は32%、音更町22%、幕別町20%、それでいて差し押さえの件数が違うわけですから、どこが違うのかということをもっと検討する必要があるのではないかなと思うのですが、その点いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 差し押さえ件数が多い、そのことは先ほど言いましたように、一生懸命職員は収納率を上げるために、何とか納めていただくように努力をする、これは信頼関係という言葉からいきますと、職員もそうでありますけれども、住民側からもやはり職員に対しての信頼関係がなければならぬのだと、これはもうお互いだというふうに思いますので、私どもは職員が今一生懸命やっているし、先ほど言ったように差し押さえだけが目的でやっているわけではないので、その点は当然職員としても相手に理解していただけるように、もちろん真摯に、そして懇切丁寧な対応をしている。これは当然だというふうに思いますし、そしてまた、相手の方に理解していただけるような、十分な話し合いなり対応をこれからもやっていくように、私の立場からも当然指導はしていかなければならぬというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 今後の対応に期待いたします。差し押さえはなるたけないというのがお互いの共通の認識だと思いますので、その検討も深めていっていただきたいというふうに思います。

次に、保険証の交付です。

今、幕別町で、私の資料によりますと、保険証のとめ置き件数が165件、調査の段階ではそうだといいことですね。そして、現在には86件ということで、その中で子供のいる世帯にも保険証が交付されていない、子供の数が14人というふうに私の資料にはなっております。

それで、この件数も十勝で一番多いですね。ちなみに、音更町はゼロです。芽室町もゼロ、鹿追町が13人で幕別町が14人、子供の数ですね。だから、子供に保険証を渡すということは、国会の中でも高校生までは無条件で保険証を交付することというふうになされているのです。ですから、幕別町は渡っていないということなのです。その点はいかがですか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） ただいまの野原議員の資料がちょっと違うのかなということで、最新版の数字をお知らせしますが、短期保険証ですね、これ12月1日現在です。未交付になっているのが29人、うち18歳未満についてはゼロです、全員に渡っております。そのように私ども日々努力をいたしまして、文書の中にも保険証を交付しますから来てくださいと、連絡下さいと、そのような形の文書になっておまして、できるだけ行き渡るように努力をしているところでございます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） はい、わかりました。では、最新の資料では、子供には全員、18歳未満の子供には全員交付されているということでもよろしいわけですね。

それと、現在、病気を抱えている大人であっても、子供に限定せずに短期証を交付するようという閣議決定されていますが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 病院にかかる場合につきましては、病院に例えば行って、その方がどうしても保険証が必要だというようなことが町のほうに連絡があれば、その事情をお聞きした上で、速やかに保険証が適用になるようなことで取り扱っております。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 連絡があった場合には速やかに交付する、連絡がなかった場合はどうなるのですか。

○議長（古川 稔） 町民課長。

○町民課長（川瀬俊彦） 町としましては、保険証の交付はできるだけしたいというふうに、まず基本的には思っております。ですから、なるべく滞納されている方とは接触をするように試みて、そして接触できて、何らかの誓約をいただいたり、また内金をいただいたり、そのようなことがあれば、それはすぐ速やかに短期証を発行いたします。どうしてもなかなか接触のできない方につきましては、これは現実的にはなかなかお渡しすることができないのが実態ということであります。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） 病気での場合、医療費もかかります。滞納しているから保険証がないわけですから、なかなか滞納している人が病気をして役場まで出向く、連絡するということは、なかなか収入がなくて納められないという人には大変重いことなのですよね。ですから、そういう点では、やはり個々にきちっと接触をして、対応をして、病気であっても保険証が使える、そういう対応が必要ではないかと思うのです。ですから、そういう点で、やはり病気がある、可能性もある、そういう人たちに対する対応もこれから問われてくるのではないかというふうに私は思うのですが、そういう点では、全員交付ということが一番ベターだと思うのですが、その点はいかがでしょう。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） 保険証については、先ほど課長が申しあげましたように、とにかく全員に交付したいという思いで私たちは日常仕事しているということだけは、まずご理解いただきたいと思えます。私ども臨戸訪問だとかいろいろ行っておりまして、連絡のない方についても私たちはお伺いするわけです。その中で、お会いできないから交付ができないという状況なのですね。ですから、その辺のこともご理解をいただければなというふうに思うわけなのですけれども、よろしく願いいたします。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） これからインフルエンザですとか、ノロウイルスだとか、いろいろ流行するのではないかという兆しが今見えていますね。そういうときには保険証がなかったら速やかな対応はできないのです。ですから、そういうときには帯広市では全員交付するという手だても講じているわけですね。ですから、町としても、そういう対応がこれから問われてくるのではないかと思うのですが、その点はいかがですか。

○議長（古川 稔） 民生部長。

○民生部長（菅 好弘） とにかく私どもとしても、お伺いをしているということ、そして、そのときには必ず参りましたという通知文を入れていくわけですね、そしてご連絡を下さいという形で、やりとりをしたいということで対応させていただいているというのが現実なのですね。ですから、行政側ばかりが対応していないということではなくて、なぜ私どものほうにご連絡いただけないのかなど。電話1本でも連絡いただきますと即お伺いするというようなことで対応しているわけですから、その辺のこともご理解をいただきながら、特に病気になられたとか、そういう場合については緊急を要するわけですから、そういうときなどについても、すぐ対応できるように準備はしているところでございます。

○議長（古川 稔） 野原議員。

○7番（野原恵子） ぜひ、きめ細やかな対応ということで承知いたしました。

それで、町長も4期目というふうに今回表明いたしましたが、住み続けたい、住んでみてよかったまちづくりをしていきたい、このように発言されておりますが、こういうことを解消していくこともその一つになるのではないかと思います。今後、そのようなまちづくりを進めていくために、ぜひこういうことも解消に向けて努力をしていただきたいと思います。

質問を終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩いたします。

11:53 休憩

13:00 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○1番（中橋友子） 通告に従いまして、2点の質問を行います。

まず始めに、食育推進、学校給食の取り組みについてお伺いをいたします。

長期化する経済不況は、子供たちの中にも貧困を広げ、深刻化しています。加えて、不安定な社会環境や過度の競争に走る教育環境など、さまざまな要因から、いらいら感や倦怠感などの不定愁訴を訴える子供たちが増加しています。こうした子供たちの姿と食との関連性は大変大きく、学校給食のあり方も見直されてきました。

2005年の食育基本法制定後、食育が新たな教育活動として義務化され、2008年に改正された学校給食法では、給食の役割をそれまでの食事の提供から食の教育に重点を移しました。学校給食は生きた教材として、栄養、健康、食習慣の形成はもとより、社会性の涵養、食の安全、食料の生産・流通・消費等について学ぶこととなり、必然的に農業の振興や環境保全などにつながる重要な役割を果たしていくこととなります。

事業の推進には、法改正で明確化された栄養教諭の役割は大変大きく、全道で、平成21年度現在、326人が配置されております。

幕別町の給食の現状と、食育の取り組みについて伺うものです。

- 1、地元食材の活用状況。
- 2、冷凍食品の使用量と割合。
- 3、加工食品の使用量と割合。
- 4、残食の割合と活用。
- 5、アレルギー対応食の提供。
- 6、食育授業の取り組みについて。
- 7、栄養教諭の配置についてです。

2点目は、リフォーム助成など地域振興事業についてであります。

経済情勢は相変わらず厳しく、雇用情勢についても改善の兆しが見えません。

帯広ハローワークの9月の有効求人倍率は0.63、また、10月1日現在の来春卒業見込みの就職内定率は、大学卒業者が過去最低の57.6%、短大卒業予定者は22.5%、高校卒業予定者は40.6%の水準です。

国は、9月10日に雇用創出事業を閣議決定し、10月1日には第4次の募集も行われました。さまざまな制約はありますが、交付金を活用し、町民の雇用の拡大につながる手だてをとることは大変重要であると考えます。

また、独自の地域振興事業として、リフォーム助成事業を実施していますが、この事業が全国的に広がり、高い経済効果を生み出している事例が明らかにされてきています。

幕別町の利用状況と取り組みについても伺います。

また、小規模修繕登録事業についても、その実績と取り組みについて伺います。

具体的には、

- 1、国の雇用創出基金事業など補正予算による事業の内容と雇用の拡大の見込みについて。
- 2、リフォーム助成事業の利用状況と取り組みについて。
- 3、小規模修繕登録事業の実績と取り組みについて。

以上であります。

○議長（古川 稔） 教育長。

○教育長（金子 隆司） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

食育推進の取り組みについてであります。

食は人間が生きていく上での基本的な営みの一つであり、特に、成長期にある子どもにとって、食生活は健康な心身をはぐくむために欠かせないものであります。このようなことから、子どもの健全な食生活の実現と豊かな人間形成を図るため、学校教育において食育を推進することが求められているところであります。

ご質問にもありますように、学校給食法の改正により、学校給食の目的が「食育の推進」に移行し、これにより、学校給食の教育的要素がさらに強くなり、学校給食を活用した食に関する指導の充実がさらに求められているところであります。

始めに、地元食材の活用状況についてであります。

地元食材を活用することは、子供たちに食文化への理解を高めるとともに、地域への農業に対する理解を深めることにもつながり、食育の面でも、教育上の高い相乗効果がもたらされるものであります。

国においては、来年度、地場産物の活用率の向上を目指した、「学校給食における地場産物の活用促進事業」に着手する考えであり、また、北海道におきましても食育推進計画において、道産農林水産物の購入率を購入金額ベースではありますが、平成 25 年度までに 75%という目標を設定いたしております。

なお、本町における地場産物の購入率につきましては、平成 21 年度の購入金額の割合では、78%となっているところであります。

ご承知のように、平成 20 年 5 月に町と町内 3 農協とが「地産地消及び食育の推進に関する協定書」を締結し、現在、じゃがいもについては 100%幕別町内産を使用いたしているほか、野菜では総使用量の 37%が幕別町内産となっているところであり、今後とも、地元食材の活用を図ってまいりたいと考えております。

次に、御質問の 2 点目の冷凍食品の使用量と割合、3 点目の加工食品の使用量と割合についてありますが、関連がありますので、あわせてお答えいたします。

平成 21 年度においては、給食全体のうち副食が約 122 トンで、このうち、ムキエビ、ハンバーグ、フライなど冷凍食品が約 27 トン、缶詰やレトルトなどの加工食品が約 21 トンであり、副食全体に占める割合では、冷凍食品は 22.3%、加工食品は 17.7%となっております。

次に、ご質問の 4 点目、残食の割合と活用についてであります。

残食につきましては、給食センターで使用する米、野菜、調味料等の食材と食べ残しの量との比較となりますが、給食全体の 12.7%が残食となっており、1 日平均 140.2 kg、1 日 1 人平均では 47.2 グラムという状況にあり、今後とも、できるだけ残食が少なくなるようにメニューにも工夫をしてみたいと考えております。

残食の活用につきましては、幕別給食センターでは、これまで全量廃棄処分をしておりましたが、本年 10 月からは、池田町の養豚業者に有料で売却を行い、処理費用の軽減に努めているところであり

ます。

また、忠類給食センターにつきましては、かねてから残渣物の有効利用を研究する業者の費用負担をもって処理されております。

次に、ご質問の5点目のアレルギー対応食の提供についてであります。

全国的な傾向として、食物アレルギーを持つ児童生徒は年々増加する傾向にあり、その症状におきましては、ときには、呼吸困難や血圧低下などのショック症状を呈し、死に至る可能性もありますことから、学校給食においても慎重な対応が求められているところであります。

給食センターにおける具体的な対応といたしましては、代替食や除去食の提供がありますが、本町におきましては、現在、6人に牛乳の代替食として豆乳を提供しているところであります。

また、学校を通して、保護者の方に事前に給食の食材内容を通知しており、保護者のほうからの申し出により、日によっては弁当を持参していただくという対応も行っており、現在3人の児童が利用しているところであります。

調理の変更が必要な代替食や除去食の提供につきましては、アレルゲンの混入を避けるために、独立した調理場の設置や、専用の調理器具等の調達、専任の調理員の確保などの課題も多く、現在の給食センターの施設形態では対応が難しい状況であり、今後も保護者、学校との連携を図り、学校給食によるアレルギー症状の発症の予防に努めるとともに、先進事例の調査・研究も進めてまいりたいと考えております。

次に、質問の6点目、食育授業の取り組みについてであります。

学校における「食育」につきましては、関係教職員が共通理解の下、連携・協力するとともに、学校給食を活用しつつ学校教育活動全体を通じて推進することが必要であります。

そのためには、校長のリーダーシップが求められており、改正学校給食法では、「校長は食に関する指導の全体的な計画を作成すること」と明示されているところであります。

これを受けて、各学校においては、「食に関する指導の全体計画」を作成し、この計画に基づき、給食を活用しつつ、各教科、道徳、総合的な学習の時間など、教育活動全体を通して食育を推進しているところであります。

本町の小学校の事例で申し上げますと、児童の実態において「偏った食事内容、生活リズムの乱れ、食事マナーの未定着、過度の間食」を課題としてとらえ、食に関する指導の目標を「児童一人一人が正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけ、食事を通じてみずからの健康管理ができるようにする」と掲げ、学校給食の目標を「食生活に関心を持たせ、健康に必要な栄養について考えさせる」などと定めております。

さらに、給食との関連では、給食時間の指導においては「意図的、計画的に繰り返し指導を行う」、個別指導では「偏食、過食傾向にある児童への個別指導の実施」、家庭地域との連携では「家庭における食生活改善の関心を高める」と明示しております。

具体的には、白人小学校においては、昨年度から給食センターの栄養士が全クラスを訪問し、食事のマナーや好き嫌い、野菜の栄養などについて、給食を通じた指導を行っており、本年度も継続して実施しているところであります。

また、各教科との関連では「給食と各教科の学習内容を関連させながら知識の習得を図る」、道徳との関連では「作った人への感謝の心を育てる」、総合学習の時間では「自分の食の管理ができるようにする」と位置づけており、全教職員が共通理解のもと、食に関する指導に携わっているところであります。

次に、ご質問の7点目、栄養教諭の配置についてであります。

ご質問にもありますように、改正学校給食法において、学校における食育の推進が明確に位置づけられるとともに、食育の推進については、栄養教諭が中心的な役割を担うことが明示されているところであり、学校に在籍しながら、給食の栄養管理、衛生管理、検食、食材管理などを行うとともに、学校における食育を中心に推進するものであります。

栄養教諭または学校栄養職員の配置基準は、本町の場合は3人となっており、現在、幕別給食センターに2名、忠類給食センターに1名が学校栄養職員として配置されており、この3名ともに栄養教諭の資格を取得しているところであります。

しかしながら、これらの職員を栄養教諭として給食センターではなく、学校に配置させるとなりますと、幕別給食センターのように1日当たり2,900食を処理する大規模な施設においては、調理指導の面などで日々の業務に支障がでることが十分に想定され、栄養士を栄養教諭に切りかえることは、本町の場合は課題が多いものと考えているところであります。

根本的には、国に対して栄養教諭の配置基準の見直しを期待するところでありますが、定数増は難しい状況でありますので、学校栄養職員の学校訪問による給食指導の充実や学校栄養職員と教職員の連携の一層の強化などを図り、学校における食育の充実を進めてまいりたいと考えております。

以上で、中橋議員のご質問に対する答弁といたします。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

リフォーム助成など地域振興事業についてであります。

経済情勢は、長引く景気の低迷により、本町にあっても依然、厳しい状況が続いており、商工業を経営される方や雇用される方それぞれに大変なご苦労があるものと推察いたしております。

ご質問の1点目、国の雇用創出基金事業など補正予算による事業の内容と雇用拡大の見込みについてであります。雇用創出基金事業につきましては、国の平成20年度第2次補正予算により都道府県に4,000億円の基金が創設され、以後、平成21年度第1次補正、第2次補正、さらには本年度の予備費充用による積み増しまで、総額9,500億円の基金が造成されたところであります。市町村は都道府県に造成された基金の配分を受け、平成21年度から平成23年度までの3年間にわたり雇用対策事業を実施するものであります。

実施する事業は、一つには、地域の求職者等が継続的に働く場を創出する「ふるさと雇用再生事業」、二つ目には、離職を余儀なくされた失業者等の一時的な雇用・就業機会を創出する「緊急雇用創出事業」、三つ目には、介護、医療等今後の成長が見込まれる分野で雇用創出や人材育成を行う「重点分野雇用創造事業」に分類され、いずれの事業も既存事業の振りかえは認められず、新たな雇用の場を創出するための事業が対象となっているものであります。

本町におきましては、昨年度からこの基金事業に取り組んでまいりましたが、本年度は、緊急雇用創出事業といたしまして、書類のデジタル化に6カ月2人、明渠排水路支障木等整理委託業務に90日4人、町有林補植・下刈保育委託事業に45日2人の失業された方を雇用したところであります。

ご質問の国の補正予算につきましては、去る11月26日に成立したところでありますが、補正の内容は、予備費を1,000億円充用し、先ほど申し上げました三つ目の介護、医療等、今後の成長が見込まれる分野で雇用創出や人材育成を行う「重点分野、雇用創造事業」に積み増しするもので、市町村段階においては、平成23年度予算として執行されることになっております。

補正予算に伴う幕別町への配分額は、1,696万5,000円との内示を受けましたことから、現在、実施に向け、北海道と事業計画の協議を行っているところであります。

また、同じく23年度におきましては、既に北海道から配分を受けております1,100万円を活用した「緊急雇用創出事業」により、町内環境美化対策委託事業と行政資料デジタル化事業を実施し、6人の雇用を確保する予定としているところであります。

なお、9月に予算を補正させていただきました伐採木の処理業務につきましては、雇用期間が短いため、基金事業の対象とはなりませんでしたが、町単独事業として30日間10人の雇用を予定しているところであります。

ご質問の2点目、リフォーム助成事業の利用状況と取り組みについてであります。この「住宅新築リフォーム奨励事業」につきましては、町内業者が施工する新築やリフォーム工事を依頼した施主に商工会発行の商品券を交付するもので、本年度から3カ年の予定でスタートした事業であります。

具体的には、新築が1,000万円以上の工事を対象に10万円分を、リフォームが100万円以上の工事を対象に5万円分の商品券を交付するものであります。

11月末現在の実績といたしましては、工事着手前に提出していただく利用届をされた方が、新築18件、リフォーム31件の合計49件となっており、このうち新築5件、リフォーム27件につきましては、奨励金として185万円分の商品券を交付したところであります。

今後につきましては、冬季間に入っておりますことから、新築件数の伸びは見込めないと思いますが、リフォームにつきましては若干件数が増加するものと考えております。

また、来年度以降につきましては、これらの実績や利用者からのアンケート調査結果を踏まえ、取り組みを進めてまいりたいと考えているところであります。

ご質問の3点目、小規模修繕登録事業の実績と取り組みについてであります。

本事業につきましては、施設等の修繕のうち軽易なものの場合、入札や見積もり合わせなどの事務的手続きを省略することにより、小規模な事業者の受注機会の拡大を図ることを目的とし、平成20年7月に制度を創設したところであります。

まず、実績についてであります。平成20年度は43件、額にして164万円、平成21年度には277件、1,216万円の発注をしたところであります。

また、本年度につきましては、年度の途中ではありますが、11月末現在、249件、1,122万円で、既に昨年度と同程度の発注実績を確保しており、今後、さらに発注額がふえるものと考えているところであります。

なお、本年11月末現在における登録事業者数につきましては、19社となっております。

次に、本制度の周知などの取り組みについてであります。これまで、広報紙やホームページのほか、技能士会総会において、制度の概要と申請方法などについて説明を行ってきたところでありますが、さらに本年度につきましては、商工会の協力をいただきまして会員事業者へパンフレットの配布も行ったところであります。

また、庁内におきましては、従前より本制度の活用について、庁内の電子掲示板にて周知を行ってきたところでありますが、本年度は制度の活用の推進のほか、登録事業者ごとの発注実績を明示し、特定の事業者に偏ることなく、発注の均衡化にも配慮するよう指示いたしましたところでもあります。

今後ともなお一層多くの事業者に本制度を活用していただけるよう、周知に努めてまいりたいと考えております。

以上で、中橋議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 食育の問題から再質問させていただきます。

今回、この質問をさせていただいた背景には、うちの町が農業が主産業で、豊富な食材が地元からたくさん産出されると、それを有効に活用しながら、子供たちにも健康な体づくりと、それから農業の大事さ、食育ですね、それと地域産業の振興などに全面的につながっていくような、そういった柱、主軸の中に給食という一つの事業が位置づけられることが大事ではないかなというふうに思ってお尋ねをいたしました。

まず、1点目の地元食材の活用の利用状況であります。全体といたしまして、これは75%の目標に対しまして、地場産品の購入率は、平成21年度で78%というお答えでありました。ここで、当然地元の食材の購入ということになれば、野菜が多いというふうに思うのですが、もう少しその中身についてお伺いをいたします。

特に22%がまだ地元購入になっていないということでもありますから、その辺の、今がどういう取り組みをしてこの数字なのか、これからもっともっとふやしていける要素があるのかということですか。

冷凍食品と加工食品もお尋ねいたしますけれども、全体を合わせて40%ということになります。かなり大きいウエートを占めているというふうに思うのですが、この加工食品や冷凍食品を使わなければならない理由、これはセンター方式によるものだというふうには思うのですが、この点も、

これまでもそのウエートはこのぐらいあったのか、これを減らしていくこと方向に向けることができるのかどうか、伺います。

○議長（古川 稔） 教育部長。

○教育部長（佐藤昌親） まず、地場産の購入金額の話でありましたけれども、先ほどお答えいたしましたように、21年度におきましては78%という数字であります。

なお、この購入金額ベースでの調査というのが実はありまして、2年置きにあるということでありまして、19年度におきましては72%、地場産物があったということで、そういう意味では、本町における給食センターの地場産物の購入のポイントというのは上がってきている状況にあります。

特にその地場産物、この定義は北海道産という定義でございますが、幕別町におきましては、地場産物ということで限っていいますと、やはりどうしても農産物が主体ということになるかと思えます。そういうことの中で、幕別町産の生野菜を中心とした使用量といいますと、37%という数字でありましたけれども、これも過去のデータを見ますと、平成19年度におきましては13%台、20年度においては37%台ということで、13%から37%に上がって、ほぼ同様な状況に今あるということでございます。

議員おっしゃるように、町内産の、特に野菜を中心とした購入については、今後、拡充の方法の考え、あるいは見込みがあるかということだと思いますけれども、やはり今ジャガイモについては100%でございますけれども、そのほかの主要な野菜としてどういうものがあるかと考えますと、一例を挙げますと、タマネギなんかにつきましては、通年使うという食材でもありますし、量も比較的多いということもありますので、この辺につきましては、その可能性として地元のJAさんなんかともちょっと相談をして、協力をもらえるものかどうかというようなこともちょっと考えていきたいというふうに思っております。

それから、冷凍・加工食品の、合わせますと、大体これまでも40%近くということでありました。これはやはり短時間の中でおおよそ、幕別の給食センターで言いますと、2,980食ぐらいでしょうか、おおよそ3,000食とっていいぐらいついているというような状況にありますので、やはり一定程度の利用というのは避けられないものだなというふうには思っております。とはいえ、基本的にはなるべく手間暇をかけた食材でということは、常にいかなければならないというふうには考えておるところであります。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 中橋議員

○1番（中橋友子） これまでいろいろな経過を踏まえて、3農協さんのご協力もいただいたりして、ジャガイモの100%に給食の提供を結ぶことができ、さらに野菜の消費、地元のをふやしていくということに向かってこられたというふうに押さえております。

それで、この野菜、大事なのは、どのぐらいの品目で、どのぐらいの量が子供たちに与えられているのかなということが気になるところでありまして、それでこの間、帯広や音更などの給食の状況を学ぶ機会がありまして、教えていただいたところ、例えば帯広と音更では大きな隔たりがありまして、野菜などは、音更については大体23種類、1人当たり20キロ提供されているということでありました。帯広市は、残念ながら大変少なく、10種類12キロということでありました。

幕別町の数字はどのぐらいになるのか、そして、地場産物というふうになると、全道のものを含めて地場産物ということですが、大事なのは幕別町のものがどのぐらい使われているのか。できれば十勝程度ということを目指したいところですが、やっぱり食べ物というのは、目の見える範囲という、それが一番鮮度の面からいっても、それから安全の面からいっても大事なことだと言われているのですが、せいぜいそういうふうにと考えると、十勝圏のものが活用されるような給食の方向性が大事だろうというふうに思うのです。そういう点で、実態はどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（古川 稔） 教育長。

○教育長（金子 隆司） 最初にご質問の品目と量で申し上げますと、これは根菜類しか、地元野菜を

使うというのは非常に難しいということをご理解いただけると思いますが、現在、100%の芋につきましては6,300キロ、それから大物でいきますと、タマネギが8,700キロ、大根が2,000キロ、人参が7,800キロ、ゴボウが500キロ、これが主たる野菜、根菜類の使用量であります。この根菜類の中でも、十勝産というベースでいきますと、例えばタマネギでいきますと53%、やや半分であります。

今、部長のほうからもお話がありましたように、この幕別町における幕別産の野菜、その可能性があるのはタマネギではないのかなというふうにも思っております。タマネギの場合は、今、加工用ということで契約栽培いたしておりますので、この辺の交渉が非常に難しいということが一つのネックになっております。

それから、目に見える十勝産のもの、これが一番望ましいわけですが、それについては十勝圏の振興機構、あそこに農協あるいは事業者、それぞれが研究組織をつくりました。給食の加工食品開発会議、そういう名称ですが、問題は、コロッケをつくるというようなことで始めたのですが、なかなかその単価面で高額であるというようなことから、今現在、その生産は中止されているようですが、いずれにしても、この発想は加工食品に依存せざるを得ない大規なが当町においては、地場産品をいかにして冷凍加工で供給していくかと、これは各界がいろいろと検討されておりますけれども、なかなか順調に進まないというのが実態であります。

以上です。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 何かちょっとよくわからなかったのですけれども、要するに十勝産、できれば幕別産で知りたかったのですが、給食にどのぐらい正式に利用されているのかなというところです。

それで、実は平成21年度の決算を見ましたら、幕別町の食材の購入の費用が出されておりました。決算で、給食の食材として使われていた金額というのは、1億4,170万2,158円となっております。さらにもう一つ項目がありまして、地場産食材費、これが175万7,012円。これジャガイモの分なのかなというふうに思ったのですけれども、食材だけから見たら、一体地元でどのぐらい買われているのかなというのもわからないのです。全体では、その37%が地元なのですよということですが、これも野菜にかかわってですから、要するに幕別の子供たちが食べている、提供されている食材全体でどこまでが地元で、幕別はそのうちどのぐらい位置づけされているのかということをお聞きしたいと思います。

その上で、私はきょう、一番大事なことでお尋ねしようと思っているのは、栄養教員の配置の問題で実はお話をしたいなと思っていたのです。といいますのは、るる申し上げましたように、その給食の位置づけが食育に変わってきたということでありまして、単なる食べるだけではなくて、その食べ物そのものをどんな過程でつくられてきたのか、あるいはどういう人の手を携わっているのか、そしてその子供たちが実際にそれにかかわることによって命をはぐくむことだとか、そういうことの多面的な生きた教材としてどんどん全国では実践例が生まれて、教育がなされてきているわけですね。

それで、幕別町でも、まずは地元のものがあるのどのぐらい使われているのかということを確認に押さえた上で、その地元の提供されている食材と子供たちのかかわりがどんなふうに行われているのか、そこに位置づけられているのは栄養教員ということになりますので、そういった事業の展開については、今のお答えの中では、栄養教員についても食事をつくる指導と、調理指導に割いているので、そういうことはされていないというご答弁でありましたけれども、そういった教育が今求められていますし、実践が開始されています。そういう点で、どんなふうに行われて取り組んでまいりますでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子 隆司） 答弁の中に、教員との連携の中で進めているということは申し上げておりますけれども、要は栄養教員を配置するに当たって、定数が3名ということですから、その栄養職員の使命と栄養教員の使命をきちっと分けて考えていかないといけないなというふうに思っておりますが、栄養教員の職務内容につきましては、いわゆる食品を摂取することによっての健康の保持、増進の関

連について指導する、あるいは個別指導もするというような職務が与えられています。学校に配置されます。学校に配置させますが、私どもは3人ですので、1人学校に専属に配置になるということになりますと、2人で、極端に言いますと、2人で調理業務をやらなければならないということになりますので、そういう意味で学校に配置することが必ずしも得策だということにはならないですし、仮に配置された学校が1校であるとすれば、他校には張りつけないということになりますので、このバランスもとれない。したがって、定数の改善を強く求めるということにいたしましたわけですが、現実にはそう簡単になりませんでしょうから、全国的に74%の栄養教員が配置されたといいながらも、現実的には各学校についているわけではありません。

栄養職員の職務内容は、今さら申し上げるまでもありませんけれども、献立をつくり、そして食材を購入し、保管をし、検食をし、そういう業務があります。したがって、現状を認識するとすれば、両方の仕事をやるという状況は非常に大規模な調理場においては無理があるということがあります。したがって、教員との連携、それから特にその中でも養護教諭、これは学校保健をつかさどるという使命があります。当然食は健康に、体に影響してきますので、そういう人たちの協力を得ながら食育を進めていかなければならないと、現状においてそのように判断をしているところであります。

あと、数値的なものについては、担当のほうから答弁させます。

○議長（古川 稔） 給食センター所長。

○学校給食センター所長（稲田和博） 野菜の使用量でございますが、幕別町産の量としては、1人当たり5.4キロになります。それから、十勝産、幕別含めた十勝産でいきますと9.6キロ、それから野菜全体でいきますと14.6キロになります。

以上です。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 決して多い数字ではないですね。まだまだ改善の余地はあるのではないかなというふうに思います。

幕別町は、全国で野菜の生産はたしか1番ではなかったでしょうか。だから、そういう地域背景を考えても、給食に使う食材というのは根菜が中心ということでありましたから、必ずしも生産されているものと一致するというふうには思いませんけれども、こういった町の特質を生かしていけば、もっともっと給食に活用される割合は多くてもいいのではないかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

それで、今、教育長がお答えいただきました栄養教諭の位置づけというのは、これまでのいわゆる栄養職員、栄養士さんの役割が大きいのではないかなというふうに思うのですよ。今までの栄養職員の方たちというのは、献立をつくって、そしてそのつくり方をきちっと明らかにして、実際にセンターでつくられるときに、それを指導してということが主軸にありながら、一方では、今回は白人小学校だけで教壇に立たれているということも書かれていますけれども、ちょっとそういうことをしてきたということではないかと思うのです。

今、求められている新しい教育のあり方、それからその法律が変わったからあえて言うのですけれども、でも変わらなくても、食育というのは本当に大事ですよ、地産地消も含めて。そうすると、今までの栄養教員のような姿、栄養職員の今までのスタイルを変えて、子供たちの中に実際に入って行って教育をするというふうな、そういう位置づけを大きくしていくことが大事だというふうに思うのです。

実際に札幌市では、平成17年から、それから十勝管内では、音更町が学校に栄養職員、音更町は自校式ということもありますので配置になったのだらうというふうにも思うのですけれども、実際に学校に栄養教員が配置されまして、そこできちっと教室に入っていく、あるいは給食の時間にきちっと指導に当たる。それと、もっと進んだところは、地域との連携もつくりまして、栄養職員が主軸になって地域の生産者とつながりを持ちながら、子供たちもその地域に出かけていくし、それからその地域の人たちも野菜やいろいろな生産品を持って子供たちにかかわってくるというような実例もどん

どん出ていって進んでいっているのですよ。そういう中で、命をはぐくむ給食になっていくということを考えれば、もう一步、これからの給食のあり方として栄養職員の位置づけを発展的に考えて、そういう食育ができるような位置づけを持つべきだというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子 隆司） 1点目の、野菜の購入では決して多くはないのではないかと部長がお答えしましたように、タマネギ等に活用を見出しながら、幕別産の野菜の量をふやしていきたいという努力は引き続きさせていただきたいというふうに思います。

なお、栄養職員の職務内容の中に、栄養教員と同じことが従前からございました。専門職として担任教諭を補佐して指導するといった、各学校に1回から2回程度全校に入ってきたという経過があります。

栄養教諭の場合は、その学校に張りついて、その学校の子供たちだけしか、今、理想の姿を申し上げておりますけれども、そのとおりなのです。そういう人が各校に張りついていればいいことなのです。それが、定数の問題も答弁いたしました。そのような現状の中で、私どもの町で栄養教員として位置づけることについては、やはり距離上の関係がありますので無理があるということでもありますし、教諭ということになれば、当然給与も違ってまいります。給与が高いのですけれども。あとは、人事がありますね。一般の教員と同じです。そこには、そこに働いている栄養職員がある程度選択をする道を残さなければなりません。要は、張りつけることは、ある意味では簡単かもしれませんが、公平でない張りつけ方をすることは、かえってバランスがくずれる。

これから大事なことは、栄養職員であっても、今言ったような方向で、少しでも多く、そういう多く学校に回れるような体制を、調理場のほうでもって構築していかなければならない、そんなふうには考えております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） せっかくつくられた食べ物が、残食で14%ですか、残食になっているとか、それからまだまだ地場産品の活用の点でも改善の余地があるとか、そういう状況が幕別町の給食の現実だと思うのです。

それで、栄養職員については、いろんなハードルがあるのだろうというふうには思うのですけれども、基本的には北海道の、教育長が言われるように、国と道、道教委の関係といえますか、そういうところできちっと予算も配分し、定員もふやすということがいいのだろうと思うのですけれども、それを待たずしても、均衡のある、張りつけることによって向上するやり方はやっぱり段階を踏んであるのだろうと思うのです。

音更町の場合、聞いてみましたら、4人が配属されていて、学校が11校ですか、だから3校、ちょっとそこ正確でないですね。要するに、1人の先生が自分の在籍する学校と、それから出かけていく学校を二つ持って、その3校に責任を持つというような仕組みで今のような仕事をされているということでありました。そんなふうになれば、でもそう言いながらも、できればそこに専念して頑張りたいのだけれども、そこまでいなくてということも言うておられましたけれども、そういうことを考えれば、幕別町もいろいろやりようはあるのではないかとというふうに思ひまして、そのことがやはり子供の教育に、不定愁訴なんて言いましたけれども、体づくりから、地域づくりから、しいては私、この1億4,000万円のお金が全部幕別に落ちるというふうには思いませんけれども、そういうふうには地域にきちっと還元されて、子供たちの食とつながるというようなことも考えていけば、ものすごい壮大な事業だと思うのです。その役割を果たすかなめになるということでもありますので、ぜひマイナスになるということではなくて、前向きに考えていただきたいと思いますが、どうですか。

○議長（古川 稔） 金子教育長。

○教育長（金子 隆司） 私が申し上げておりますのは、前向きに考えるにしても限界があるということをお知らせしたいと思います。

まさに、音更町の場合は、自校式であります。自校式であります、調理も責任を持って見守るこ

とをしなければなりません。そうしますと、今おっしゃられているようなあるべき姿というのは、時間的にも非常に厳しい問題がある。それが幕別町の場合に置きかえてみますと、とんでもない差があるわけですね。音更は、そういう4名の栄養教諭。しかしながら、栄養職員としての仕事もやっているわけです。両方の仕事をやっている。そして、三、四校程度の、食育にかかわっては、十分と言えないまでも可能性はあるだろうと。私どものような数になりますと、これはとてもではないけれども及ばないということです。

ですが、食育のほうに移行しているというこの現実ありますので、現在、可能な限りの派遣をし、そして食育に積極的に携わってもらおうと、そういう機会を与えるためには、調理員の別な意味での確保、それだけに責任を持たせるのかどうかというのは大変な問題になりますけれども、そんなこともしながら対応していかなければならないというふうに思っています。

食育のあり方については、まさに法に明記されているように、そのようにあるべきだと、その体制を早く国の責任において定数の改善をしていただきたいというのが、私どもの思いであります。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 改善を期待したいと思います。

リフォーム条例についてお尋ねしたいと思います。

雇用の関係では、たくさん事業が打ち出されるのですけれども、町長も別の方の質問に答えられていましたけれども、なかなか行政で雇用を生み出すのは本当に難しいのだということをおっしゃっておられました。

今の事業、お答えいただいたのを合計しても24人ぐらいにしかならないのですよ。本当に難しいというふうに思います。

そこで、そういうのを活用しながらも、地域で循環する事業をどんどんと展開して行って、地元の中で雇用が生み出せるような、そのバックアップを町がすることが大事だなというふうに思います。その一つがリフォーム条例になるのかなと思ってお尋ねしたのですけれども、幕別町の実績をお伺いしました。まだまだ途中の段階でありますし、ことし始まったばかりですから、いろんな点で評価するというのは難しいかとは思っているのですけれども、このリフォーム条例を通して地域の発展にどんどんつなげていっているという事例があちこちで生まれ出したのですね。

それで、ご承知だと思うのですけれども、1カ所だけ紹介させていただきますと、リフォーム条例を設置して、そして地域の事業所にどんどん仕事を拡大し、利用されている岩手県宮古市の場合の事例なのですけれども、幕別町のちょうど2.3倍の人口の町なのですけれども、この町では、最初から5,000万円を投じてその事業をやったと。そうすると、今の段階で補正を組んで、事業費そのものは3億5,000万円まで市が提供しまして、それに伴って4.5倍の経済効果、工事費もどんどん上がっていると。そこにかかわる事業者ものすごいふえて、市民の利用状況も1割近くになっているというような事例がありました。どうしてこんなふうになるのかなというふうに思いましたら、リフォーム条例助成を受けるハードルが物すごく低いのですね。うちの町は、新築500万円、10万円、それからリフォームは100万円以上で5万円ということですね。これが、この宮古市の場合、リフォームを20万円以上の事業であれば10万円出しますというようなことで、これはすごい思い切ったやり方だなというふうに思ったのですけれども、このことによって地元の業者に仕事をどんどんふやすのだと、ふやして税収を上げるのだと、そして事業ですから、雇用もふやすのだというような観点から取り組んだということなのです。

うちは、今始めたばかりですし、実績を見ながら、これからどうするかということも、アンケートもとってやっていくということでもありますので、こういったことも押さえていただきまして、それでせっかくやっている地域振興事業でありますから、地域振興につながる手法に持っていかなければならないと思うのです。今の時点で投資されている、投資といいますか、うちは商品券で渡しているのですけれども、その申請だとか、あるいは総事業費だとか、この事業を取り組むことによってふえたぞと、見える仕事とか、そういう押さえはされていますでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、新築 500 万円と言われましたが、新築 1,000 万円以上なのですけれども。

今、おかげさんで幕別町は、住宅の新築、リフォームということでは、管内でもかなり多い件数があるように聞いています。私の聞いた話では、今年度でも 151 件ぐらい確認申請が出ているというふうなこと。

ところが、先ほど言いましたように、この事業は町内の業者を活用した場合というふうになると、先ほど言ったように 20 件ぐらいになってしまう。この辺が、今、中橋議員が言われるように、せつかく町に事業が、制度があって、町に家を建てていただく、リフォームするときに、モットーはより町内の業者を活用してもらえれば、今言ったようなこともどんどん振興事業につながっていくのかなというふうに思っておりますので、今、初めての取り組みですから、私も新聞を見せてもらいました。ですから、どんな方法によって、どんな手法によってさらにこの事業が伸びていくか、展開していくか、事務局を町であれしてはいますけれども、今言ったいろんな情報を収集しながら、これからさらに発展できるように、進展できるような方策があればとっていきたいというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1 番（中橋友子） 今、国のほうも、エコポイントですとか、いろんなことをやって、建築関係では少し進んでいるというふうに聞きます。大工さんのお仕事があるということは、それはまたそれにかかわる業者さんもたくさんいらっしゃるので大事なことだと思うのですけれども、やっぱり新築の場合の大工さんというふうになると、管内、町外になってくる場合も多いでしょう。

リフォームの場合は、もちろん建ててくださった大工さんをお願いするという場合もあるでしょうけれども、例えば畳の取りかえであるとか、壁を直すだとか、宮古はそうなのですけれども、屋根を直すとか、そういった細かい仕事をどんどんふやしていけるような、その役割を果たす中にそのリフォーム条例があって、町がこれだけ応援するから、そういう小さな仕事なのですけれども、それが広がるようにしていったのですね。そうすると、業者の方たちもいろんな仕事、一つ一つの仕事は 200 万円、300 万円と大きくはないのだけれども、だけれどもそれが数が重なって地域の経済効果につながるということで、県単位でも始まったところがありまして、秋田県では事業効果は 10 倍だと、町が出すお金の 10 倍になるのだというようなことも出て、時限立法で今年度内で終わるところだったものが来年度も引き継がれるということもありまして、それでやっぱりうちの町もそういうところも絞って、どうしたら町の人たちの定住対策にもなり、そして仕事もふやし、そのことが全体の事業を押し上げて税収にもつながって、還元するというような、循環型のお金の使い方、税金の使い方というふうに工夫がいるのではないかと思うのです。

それで、それをぜひやっていただきたいのと、周知の方法も非常に徹底しておりまして、チラシなどは、うちの町の小さな字ではなくて、宮古のなのですけれども、本当に大きな字で、全戸に配られているのですよ。こういうことも、思ったら、その取り組み方にも、もっつともっつと工夫が要るかなというふうにも思います。だから、そういうことも参考にしながら、リフォームは、うちも 3 年時限ですから、一つの起爆剤といいますか、このことですべてうちの町の経済がよくなるなんていうことは全然ないのですけれども、こういうものをたくさんいろんな形で展開する中で地域の活性化につなげていく、雇用にもつなげていくというようなことが大事ではないかというふうに思うのです。まだ途中の段階ですけれども、ぜひその辺の研究をしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今言われたように、リフォームだけでなく、いろんな場面といいますか、いろんなところで振興策というのは考えられてくるのだろうというふうに思います。

お話ありましたように、20 万円のリフォームで 10 万円の商品券ということが、これは大変いいことなのかどうなのか、難しい面もあるかもしれませんが、これは商工会側にとってもメリットがあるわけですし、町にとっても最終的にはメリットは、雇用ですとか、所得という面にはね返ってくる部分もあるのだろうと思いますし。それ以外のもの、いろんな振興策については、商工会あるいは

経済界、いろんな方々とも相談をしながら、ご意見もいただきながら対応をしていきたいというふうに思いますけれども、まずはこし1年、この状況を把握して、分析しながらまた次年度以降につなげてきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 私、これ考え方が本当に違っていたというか、奥が深いのだなというふうには実はこれで思いました。町長おっしゃるように、20万円直すのに町が10万円出すということ、一時、阪神淡路大震災あったときに、もう何百万というお家壊れているのに、個人の家にはお金は出せないのだとしてやらなかった時期ありましたよね。今、もうこれはやるようになっていきますけれども。考え方は、個人に対してももちろん出すのだけれども、それはあくまでも個人の家計を助けるためのものだという位置づけではなくて、本当に一つの投資することによっての町にどれだけお金が回っていくかという、その視点で考えれば、例えば2分の1出したって、その3倍も5倍も返ってくればいいのではないかというような、そういう発想がいろんなところでやられるのです。だから、そこが大事だと思っていて、せっかくある、スタートした事業ですから、ぜひ発展させていただきたいということを申し上げて、終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

この際、14時15分まで休憩いたします。

14:00 休憩

14:15 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、牧野茂敏議員の発言を許します。

○9番（牧野茂敏） 通告に従いまして、次の質問をいたしたいと思えます。

今後の財政運営についてであります。

本年8月30日、第3回定例町議会の町長の行政報告において、本年度の普通交付税が59億4,000万円余りに決定され、前年度決定額に比較して8.8%の増となり、当初予算に対しても4億5,000万円程度増額になったとお聞きしたところであります。

町では、この財源を活用し、独自の緊急経済対策を実施したものであり、本町経済にとっては多大な効果を及ぼし、評価するところであります。

しかしながら、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行により、実質公債費比率などの財政健全化判断比率の算定公表が義務づけられ、本町の平成21年度実質公債費比率は23.3%で、前年度より0.6ポイント減少したものの、管内1位、道内においても8位という高い状況で、依然厳しい財政状況にあるものと考えられます。

長引く景気の低迷、雇用不安、とりわけ十勝経済を支えている農業へのTPP交渉による不安などにより、ますます厳しい経済情勢となることが予想され、市町村の財政運営も非常に厳しくなるものと考えるところです。

そこで、今後の財政運営について伺います。

1、国の補正予算の見通しについてであります。

2010年度補正予算は、国会において、11月26日成立したところでありますが、本町へはどのような財政効果があるかを伺います。

二つ目は、交付税の増額についてであります。

交付税は、本町の一般会計予算の歳入に非常に大きな役割を占めており、貴重な一般財源であり、交付税制度の改正等も含め、今後の動向について十分把握していくことが財政運営上必要になるのではないかと考えます。

政府の補正予算には、交付税の増額についても織り込まれていると報道されており、本町における

交付税の見込み等を書いてありますけれども、決定されていると思いますので、その場合の対応について伺います。

3番目は、交付税の合併算定がえについてであります。

平成18年2月に、旧幕別町と旧忠類村が合併し、10年間は合併算定がえにより、2町村の普通交付税を保障する支援策がとられ、その後段階的に減額され、1本算定となるところでありますが、町としてどのような対応をとられるか、考えを伺います。

4番目は、実質公債費比率の今後の見込みについてであります。

実質公債費比率を下げるための対策と、数値の推移の見込みについて伺います。

5番目は、自主財源の確保について。

平成21年度の歳入総額に占める町税の比率は16.5%にすぎません。安定した財源を確保するため、一層の努力が必要と思いますが、考え方を伺います。

以上です。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 牧野議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の1点目、国の補正予算の見通しについてであります。

ご質問にもありましたが、先の臨時国会において、去る11月26日、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策」を中心とする本年度補正予算が、成立したところであります。

今回の緊急経済対策である補正予算につきましては、「雇用・人材育成」「新成長戦略の推進・加速」、「子育て、医療・介護・福祉等の強化による安心の確保」そして「地域活性化、社会資本整備、中小企業対策等」の4本の柱から構成されており、総額で4兆8,513億円となっております。

このうち、市町村への影響額が最も大きいのは、「地域活性化、社会資本整備、中小企業対策等」において計上されている「地域活性化交付金」であり、その内訳として「きめ細かな交付金」と「住民生活に光をそそぐ交付金」の二つの交付金から構成されているところであります。

「きめ細かな交付金」につきましては、昨年度の国の補正予算による経済対策として交付された「地域活性化・きめ細かな臨時交付金」と同様に、地域の活性化ニーズに応じて、きめ細かな事業の実施を支援するものであり、2,500億円計上されております。

また、「住民生活に光をそそぐ交付金」につきましては、これまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった「地方消費者行政」「DV対策」「自殺予防対策」などに対する地方の取り組みを支援するものであり、1,000億円計上されております。

現段階におきましては、これら交付金の対象事業については示されていないため、本町における交付額などは不明な状況であります。今後、さらに情報収集に努め、詳細が明らかになり次第、地域経済の活性化を図るための所要の予算措置を講じてまいりたいというふうに考えているところであります。

ご質問の2点目、交付税の増額についてであります。

ご質問にありましたとおり、地方交付税につきましては、本町の一般財源として大きな比重を占めているところであり、平成21年度一般会計歳入決算額の構成比における割合は、39.3%に達しているところであります。

このたび成立しました国の補正予算において、国税5税の増収が見込まれることなどから、地方交付税の追加についても1兆3,126億円計上されているところであり、そのうち、3,000億円が、本年度中に地方へ交付されるものとお聞きいたしております。

本年度創設されました「雇用対策・地域資源活用臨時特例費」などにつきまして、今後、再算定される予定ですが、試算いたしますと、本町においては1億3,000万円程増額となり、本年度の普通交付税の交付額は60億円を超える見込みとなっております。

しかしながら、政治経済情勢は依然として不透明で、地方財政を取り巻く環境についても、引き続き厳しい状況が予想されますことから、起債の繰上償還や減債基金への積み立てなど、主に財政健全

化に向けた財源に充当するなど、慎重な財政運営に配慮してまいりたいと考えております。

ご質問の3点目、交付税の合併算定がえについてであります。

合併市町村における普通交付税の算定につきましては、10年間は合併後の新市町村として算定した額が、旧市町村ごとに算定して合算した額を下回らないよう保障されているところではありますが、その後の5年間は段階的に減額される措置が講じられるものであります。

本町におきましては、平成18年度から平成27年度までの10年間は、旧幕別町分と旧忠類村分とをそれぞれ単独で算定した合算額が保障され、平成28年度から段階的に減額されるものであります。平成28年度は、合算額と新町1本算定との差の1割が減額され、以後、平成29年度は3割、平成30年度は5割、平成31年度は7割、平成32年度は9割、それぞれ減額されて、平成33年度から新町1本算定となる予定であります。

本年8月に決定済の交付基準額において比較いたしますと、合併算定がえによる交付額は59億5,051万円であり、新町としての1本算定額については56億3,649万円となり、3億1,400万円ほどが保障されておりますが、これを平成28年度で推計いたしますと、約2,800万円減額され、平成33年度には約2億8,000万円減額される見込みであり、累計で約7億円減額されるものと試算しているところであります。

これらのことを踏まえました今後の財政運営につきましては、平成27年度までの合併特例債による各種事業の実施や、合併特例債の基金造成分として積み立てた基金の活用などをベースにして、足腰の強い健全な財政基盤を確立するよう努めてまいりたいと考えております。

ご質問の4点目、実質公債費比率の今後の見込みについてであります。

ご質問にありましたように、平成21年度の実質公債費比率については23.3%で、管内で一番高い数値となっているところであります。

しかしながら、過去に実施した政府系地方債や銀行等縁故債の繰上償還により、少しずつではありますが、その効果があらわれてきているところであり、本年度末には、単年度の数値で20%を下回る見込みとなり、3カ年平均では21.1%と推計しているところであります。

また、参考までに申し上げますが、平成23年度には19.7%、平成26年度には、起債の発行許可団体から協議団体となる基準値の18%を下回る17.9%になる見込みであります。もちろんこれは国の交付税等の動向がありますから、確たるものではありませんけれども、今現在立てた見込みであります。

今後においても、さらに引き続き起債の繰上償還や借りかえなど、積極的に取り組むとともに、各種事業の実施に際しては安易に起債に財源を求めることなく、町全体の経費節減や基金の活用などにより財源を確保し、起債借入額の抑制に努めるなど、さらなる実質公債費比率の引き下げに努めてまいりたいと考えております。

ご質問の5点目、自主財源の確保についてであります。

健全で安定的な財政運営を行うためには、自主財源の確保が非常に重要であり、とりわけ町税については、自主財源で経常一般財源として最も大きな割合を占めているものであります。ただ、長引く景気の低迷を背景として町税収入は横ばいであり、大幅な増額は期待できない状況となっております。

これまでも、町税収入確保のために収納率向上対策に取り組んできたところではありますが、人口増加のための定住促進策、あるいは企業誘致に伴う雇用の確保などの施策についても、自主財源である町税の増額につながるものと考えているところでもあります。

また、第3次幕別町行政改革大綱推進計画には、自主財源の確保のために、施設の使用料などの見直しについて計画されているところであり、現在、庁舎内部で検討を進めているところでもあります。

今後におきましても、地方自治体を取り巻く厳しい環境が続く中であって、地域分権の推進などにより、さらにさまざまな施策の展開に取り組む必要があるものと考えているところではありますが、各種自主財源の確保に努めることはもちろんのこと、安定的な財政計画のもとで健全な財政運営を推進し、町民の皆さんが安心して暮らせるまちづくりに意を用いてまいりたいと考えております。

以上で、牧野議員のご質問への答弁とさせていただきます。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） 再質問をいたしたいと思います。

全体的に詳しくお答えいただいたので、余りないわけなのですけれども、何点か質問をさせていただきます。

最初に、補正予算のことではありますが、この補正予算については、先ほど数値では出てこなかったわけですけれども、本町への内示額というのはもう既に決まっていると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 答弁書ができて、その後、まだ正式な内示額の通知はありませんけれども、新聞報道なんかは早いものですから、それをお聞きしますと、先ほど申し上げましたように、きめ細かな交付金、これが1億1,450万円ほど、さらに住民生活に光をそそぐ交付金、これらが1,594万円、約1,600万円、両方合わせて1億3,000万円ほどの交付になるというような見込みであります。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） 1億3,000万円ということで、これは答弁書の中にも、まだ不明な状況というような、情報収集に努めているようなお話なのですけれども、この1億3,000万円なのですけれども、どのような使い方をするのか、まだ検討段階ということになるのでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども申し上げましたけれども、きめ細かな交付金については、前年の事例もありますので、大方はそれに沿った方向で用途が定められてくるだろうと思いますけれども、二つ目の住民生活に光をそそぐ交付金、先ほども言いましたように、地方消費者行政ですとか、DV対策ですとか、自殺予防対策というようなことが今言われていますけれども、これが具体的にどうなっていくのか、正直言って、今挙げたようなだけで我が町でどんな施策を講じ、どんな予算を組むかとなりますと、まだまだちょっと頭をひねざるを得ないのかなというように思っております。そういったことで、さらに詳細の内部の資料、詳細の飼料をいただいた中で、これから取りまとめをするというようなことで、今、担当のほうは、各課にこういう交付金があるので、これに対応すべきような事業があれば提出願いたいというようなことを進めております。

これは、あくまでも予定ですけれども、できれば1月に入ってから、年が明けてから皆さんに、議長にもお願いして臨時会等を開いていただく中で補正を組ませていただくことがいいのかなと、そんなような思いでもあります。

例えば、このほかに、かねてご質問もいただきました麦稈施設なんかの予算も、国の補正も入っているのではないかと。これも正式なものは来ていませんけれども、そういったことも含めて、なるべく早いほうがいいのだろうというふうに思いますけれども、今、定例会の最中でありますことから、1月に入ってから、補正の予算の中で明らかにしていければというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） せっかくのお金ですので、ぜひ有効に活用していただきたいと思います。

それでは、2番目の交付税の増額についてであります。

8月に決定された額より1億3,000万円ぐらい増加ということですが、これはきのうの道新でしょうか、十勝総合振興局から出ている金額については60億7,860万5,000円。これが正確な交付税の再算定後の金額ということになるのでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 先ほども言いましたように、8月の普通交付税は58億円余りありましたので、それに今回の1億3,000万円をプラスすると60億円になるということで、平成22年度にかかわっての交付税の最終的なものになるのだろうというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） これ私どもよくわからないのですけれども、この再算定の要因というのは、どう

いったことでこういう算定がまた出てくるわけでしょうか。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 今回、再算定ということで、普通交付税の総額が変更されるわけでありませけれども、これは一つには企業収益等が若干上向いているというようなことから、法人税等が伸びる見込みがあるということで、国が税収の当初予算額をふやした額で税収入がふえるというような中身で、交付税の総額についてもふえるだろうということから、今回再算定を行った。あわせて8月の交付時点では、全国ベースで交付税の額が確定をしたものから理論的な計算がされた中で、調整率ということで、各市町村同率で交付税が交付される町が減額されているわけですから、その調整率も回復できて、その分の減額したのもあわせて市町村都道府県に交付できるだろうと。そういう見込みがあわさって、今回、再算定で交付税をさらに各市町村都道府県に配分しようという、こういう流れになってございます。

以上です。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） 再算定でふえてきたわけですから、大変喜ばしいと思うわけですが、この答弁書に書いてあります1兆3,126億円、このうち3,000億円が今回ということなのですが、これ差し引きしますと残りの1兆円、これはどういうことでまた交付されるということになるのでしょうか。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 今回については、3,000億円程度が都道府、県市町村に22年度予算の中で再配分をしようということですが、残りの1兆円程度は、平成23年度の予算に交付税特別会計の中で繰り越しをして、平成23年度の交付税として、都道府県市町村に配分しようということになってございます。

以上です。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） そうなりますと、23年度の交付税とはこれ別個なもので多く来る。どれぐらい来るかわかりませんが、そういうことでよろしいでしょうか。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 交付税につきましては、国の特別会計で設けられているわけですが、平成22年度については今前段申し上げましたように、22年度の税収見込みを含めて3,000億円程度を都道府県、市町村に配分してしまおうと。残りの1兆円については、交付税の特別会計の中に留保しておきましょう。そして、平成23年度の翌年度の3定分に23年度の税収も当然推計されますから、それにあわせて前年度から繰り越された財源としてあわさった形で、23年度に各地方団体へ交付をしようという考え方になってございます。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） わかりました。この交付税の増額なのですが、この加算とか、こういったようなお金は次年度以降もという、毎年毎年こういうことになっていくという、そういう確約は特別ないでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 今、申し上げましたように、たまたま今年度は税収が伸びた。当初の交付税会計で見ていた、いわゆる国税5税の32%が交付税に入ってくるわけですが、その伸びた分が今回の交付になってきたわけですから、これが毎年ということはちょっと考えられない。逆に税収がマイナスになる可能性もまたあるわけですから、本年度限りというふうには押さえておいたほうが無難のかなというふうには思っております。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） 交付税の増額については、こういうことでよくわかりました。

次の合併算定がえについてであります。

これは私も勉強不足で余り知らなかったわけですが、市町村合併によって、この合併算定がえというのが発生したということなのですから、物の本によりますと、市町村合併については全国で3,232の自治体が1,727になったと。そんなところで合併をしたわけなのですから、この算定がえと、あと減額については、余り合併時には伏せられていたというのがほかの自治体では多いという話が、どこの教授だかわかりませんが、出ていたのですけれども、これは旧幕別町と旧忠類村とが合併するときには、どれぐらい詳しく説明されていたのか、この辺についてはどうでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） うそも隠しもなく、そのとおりの説明をさせていただいたところです。ですから、毎年3年間でしたか、基金造成11億円。特別交付税なんかでもそうですけれども、いわゆる合併特例によって交付税がずっと加算されてきた。中でも、11億円の基金を新たに合併後につくったわけです。これも交付税で見てくれた、元金の償還分を。ということは、10年たつと今よりだんだん交付税が落ちていくから、そのとき急激に財源不足とならないように基金を持って、それらで対応しなさいということで、うちは今11億何千万円からの合併の基金を持っているわけです。ですから、合併時からこういうことは当然想定される中で進んできていますので、特にこのことがあるから新たなことをやらなければならないというような状況ではないということで、ひとつご理解いただければと思います。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） 包み隠さずやられてきたということなのですから、この交付税の算定がえについては、答弁いただいた中で、やっぱり本町一本で算定した額と旧忠類村、旧幕別町で合わせた算定額、これ3億1,400万円ほどあるということなのですから、3億円という金額が10年ほど渡されますので、大変助かるかなと思います。逆にこれ、ことしで5年ですか。あと5年たつて10年たつと減額されていくわけなのですから、この1割、どうなっているかな。ちょっと済みません。減額が1割、3割かな。順番に5年間載っているわけなのですから、この数値はこういったことで減っていくのは間違いないのでしょうか。5割ずつ1年間にというお話もあるのですけれども、そういうことはないですか、ちょっと確認で。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 要するに10年間は合併特例でずっと交付税がふえて、一つの町で算定するのと二つで計算したときの高いほうでずっといくと。これが10年目には、同じではありませんけれども、11年目からこの差がある部分を1割減額する、次は3割減額、そして将来はもともとの一本の、町一つの計算になっていくということですので、恐らくその今言われた5割、5割で2年間で終わってしまうということにはならない。恐らくこれ1割、3割、7割、9割という方向で進んでいくことは間違いないというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） この合併、実は16年以降というのが、基金に積んであるとはいえ、これだけの税額が減ってくるのが見込まれるわけですから、これが一番大変なことだと思います。後段に実質公債費比率の話も載っているわけですから、この16年たつころまでに実質公債費比率を相当下げておかないと、やはり財政運営は大変かなと思うわけですから、その辺のことについてはどのようにお考えでしょうか。16年目以降についてです。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） 今、牧野議員ご指摘の部分については、交付税が合併特例期間中は確保されるけれども、その後は下がっていくので、そのときに起債等の償還がある中で大変だろうというようなお話なのかなというふうに受け取りましたけれども、そういう部分につきましては町長からも答弁させていただきましたが、起債につきましては繰上償還、あるいは政府系起債については借りかえ等を行いまして、今の起債の残高そのものを下げさせていただいております。

あと、市町村に対して有利な制度でありました合併特例債により基金を造成する部分、これも10億円程度ございますので、その後の財政運営に支障を来さないような形でその年度年度のもちろん公

債費の償還等も見込みながら、起債の償還に当てるなり、財政運営を安定化するというようなことで制度上設けられておまして、それについても全体的な財政運営を見ながら活用させていただきたいというようなことは考えております。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） 合併後16年目以降の対策についても十分考えておられるということですので、私のほうからはこれぐらいにしておきたいと思います。

4番目の実質公債費比率の話でありますけれども、順次減っていくというようなことで、平成23年度には19.7、26年度には17.9になるという大変明るい数字をいただいたのですけれども、これは先ほど町長も申されておりましたけれども、やはり普通交付税がどうなるかでこの数値も大分変わってくるのかな、そんなふうに思っております。これは実質公債費比率がどれぐらいが適正なのかというのは私どもわかりませんが、どれぐらいを目標にいかれるのか、この辺については、少ないほどいいのでしょうか。

○議長（古川 稔） 総務部長。

○総務部長（増子一馬） どの程度がいいのかということでもありますけれども、もともと地方債というのは世代間の公平という原理原則がございまして、起債を借りたら絶対だめだというような代物でなくて、将来使われる施設についても、今つくる場合に財源の一部として起債を借りて、将来の人もそれに使っていただく部分、起債を返していきましょう、こういう概念があるわけであって、それでうちのほうとしては、そういう意味では交付税措置のある有利な起債を中心にずっと借りてきましたけれども、そういった中で起債そのものが一体どの程度あれば、一つの町の財政規模から言って適正なのかというような判断の目安としては、先ほど町長の答弁がございましたけれども、今は地方債の発行する上で、許可を受けなければならない場合と協議で済む場合とございまして、基準値が18%ありますけれども、18%より高い町については北海道知事の許可を受けないと起債が借りられない。今、うちの町はそういう状況であります。ただ、その18%を下回る17.9%以下というような数字になると、基本的には許可ではなくて、北海道と協議をして、幕別はこういう事業のためにこういう起債を借りますよと、その程度で認可されるといいますか、そういったことになるものですから、一つの目安としては、やはり18%を下回るということがよろしいのかなというふうに思っております。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） 目安としては18%を切るというような数字なのですけれども、これまた分母が変われば変わるわけでありまして、このとおり順調にしてくれることを願うだけなのですけれども、この中で、以前、町長から土地開発公社のお話がありましたけれども、これらはこの実質公債費比率の中には織り込み済みで計算されているわけではないですね。この辺についてはどうお考えでしょう、環境を整えたいというようなお話だったのですけれども。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 土地開発公社については、今の段階で一応解散する方向性を持って、理事会の中で話し合いはされております。ただ、今、開発公社自体が12億円ほどの、いわゆる借金を抱えている状態ですので、これについて有利な起債、25年度までに国で起債措置をしてくれるという制度がございまして、果たして全額を借りたら幕別町として公債費比率にどう影響するか。あるいは借りずに、公社が持っている財産を町にどういう形で移管をしていけるのかと、そういった検討を今加えさせていただいております。今の時点ではまだ結論は出ておりませんが、全額起債を借りる方向ではない方向で、今検討させていただいている最中でありまして。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9番（牧野茂敏） といいますと、実質公債費比率のポイントにはならないということですね。わかりました。いずれそういう方向でやるということですので、そうしていただきたいと思います。

公債費については、きのうもお話ありましたように、最大で238億円でしたかそれが22年度末には200億円を切ったと。これは岡田町政が堅実な財政運営を行った結果こうなったことだと思って、非

常に評価はしているわけなのですけれども、これからも起債を起こさなければならないものがきつと出てくるのではないかと思います。この公債費比率に余りこだわると、なかなかやりたくてもやれないものも出てくるような気もいたします。

このごろ町民の皆さん、この実質公債費比率管内一と毎年出るものですから、幕別町はものすごい借金があるのだねというようなお話をよくするわけなのですけれども、決してお金がないわけではなくて、返しているお金がこうなのだというようなお話を私どももします。私どもの経営に置きかえますと、やはりインフラ、いろんな設備ができていて、そしてそのために借金ができる。設備がなくて借金ができるのが一番だめなことでありますので、決して幕別町は、そういった意味では整備もできていますし、これから町長のお話ではありませんけれども、そんなに急いでやらなければならないものもないということで、その辺については私も安心をしているところであります。

次に、自主財源の確保についてであります。自主財源、十勝管内では幕別町はかなり低いほうになるかと思えますけれども、隣の音更町、芽室町、この辺の依存財源と自主財源というのはどれぐらいになっていますでしょうか。もし資料があればお願いいたします。

○議長（古川 稔） 総務課長。

○総務課長（田村修一） 平成 20 年度の状況でございますけれども、平成 21 年度の状況につきましてはまだ公表されておられませんので。

○9 番（牧野茂敏） 本町も済みません。幕別町のものをお願いします。

○総務課長（田村修一） 幕別町につきましては、平成 21 年度は依存自主財源が、これ普通会計ベースで 27.5%を占めております。牧野員のただいま質問の中にありました音更、芽室との比較ということでございますけれども、これにつきましては平成 21 年度の数値がまだ公表されておられません。それで、最新のデータが平成 20 年度のデータでございますので、平成 20 年度で比較いたしますと、まず幕別町が自主財源の比率が 32.3%、音更町が 38.0%、芽室町が 39.6%という状況でございます。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9 番（牧野茂敏） 近隣 2 町に比べるとやはり幕別町は低い。これは法人税との関係になるのでしょうか。この中身は私どももよくわかりませんが、これはやはり依存財源がこれだけ幕別町が多いということでもありますので、経営上は、他に頼るわけですから大変不安定なところでもあります。

それで、自主財源の確保については、お答えいただきましたように、町税収入の確保には収納率の向上であるとか、あとは人口がふえてもらうと定住促進などしていただくところもふえる。あと問題は企業誘致なのですけれども、企業誘致については、幕別町は残念ながら音更、芽室に比べると立地条件がかなり厳しいということで、これはぜひとも厳しいのですが、職種によってはやはり幕別町に来たいというようなところもあると思います。ぜひ町長には人脈を駆使して、ひとつ企業誘致には一層頑張ってくださいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） おっしゃるとおり、定住促進を図る上でも、やっぱり働く場があるということは大きな要素であります。それだけに企業誘致、我々もいろんなつてを伝いながら活動はしているわけですが、ご案内のようにこういう社会経済情勢ですから、なかなか進出がかなわない部分も実はあるわけですが、今回も担当職員の配置をしまして、専任職員を配置して、もう声をかけられるところはどこでもいいから声をかけ、何かあったら飛んでいけというようなことの中でいろいろ進めていますけれども、引き続きいろんな面でこれからお世話になる人、あるいは今の話ではないですが、東京幕別会なんかでも、ぜひ何かあったら話を聞かせてほしいというようなことも言っているのですが、なかなか現実には成就しない状況でありますけれども、担当課も含めながら、職員一丸となって、やっぱりこれからも努力していきたいというふうに思います。

○議長（古川 稔） 牧野議員。

○9 番（牧野茂敏） そういったことで、ぜひとも自主財源の確保については、ひとつ一層頑張ってくださいと思います。

昨日、町長は次期町長選への出馬表明をしたわけですが、財政は町政の中でも一番根幹だと私は思っております。財政全般について、これから町長はどのようなことで行っていくのか、ぜひ方針があれば伺って、終わりにしたいと思います。

○議長（古川 稔） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 財政の問題は非常に難しい問題だというふうに思います。そして、先ほどのお話にありましたように、自主財源が乏しい本町にとっては、交付税に対する依存度というのが非常に高いわけであります。

ところが、国は三位一体の改革から始まって、交付税が大きく揺れ動いている。ここ二、三年以内にちよっと行き着いたかなという、今また財務省は、地方は2兆円から3兆円金余りだというようなことを言っております。早速、来年度予算に向けて1兆5,000億円交付税を減らすと。これは1兆5,000億円を減らすことによって、幕別町にどれだけの影響になるかはわかりませんが、非常にそういう厳しい見方をしております。一括交付金も、初めは市町村も一緒に交付されるのかと思ったら、とりあえずは都道府県から始まって、3年後ぐらいにならないと市町村には来ないと。ですから、非常に国の動きあるいは世界経済情勢によって、町に対する財政への影響が大きいものがあるのだろうというふうに思っております。

そういった意味ではおかげさまで、先ほども言いましたけれども、ある意味で町債の残高も減ってきましたし、あるいは新たな事業で大きな投資をするようなものも、そう多くはないのだろうというふうに思いますので、まずは健全財政、あるいは住みよい町、あるいは福祉の向上、いろんなことが課題としてあるわけですので、そういったことを含めながら、バランスよい財政運営に意を用いていくことが大事だろうというふうには思っております。

厳しい、厳しいと言いつつも、住民の皆さんの要請には一つでも二つでもやはりこたえていくことが、これ大事なことなのだなというふうに思っておりますので、引き続き財政の効率運営に意を用いてまいりたいというふうに思います。

○9番（牧野茂敏） 終わります。

○議長（古川 稔） 以上で、牧野茂敏議員の質問を終わります。

これで一般質問を終結いたします。

この際、15時15分まで休憩いたします。

15:01 休憩

15:15 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

[付託省略]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

日程第3、報告第21号から日程第18、議案第79号までの16議件については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第3、報告第21号から日程第18、議案第79号までの16議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（古川 稔） 日程第3、報告第21号、専決処分した事件の報告について及び日程第4、報告第

22号、専決処分した事件の報告についてを一括議題といたします。

報告を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 報告第21号及び報告第22号、専決処分した事件の報告につきまして、一括してご説明させていただきます。

この2件につきましては、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので報告をするものであります。

まず、議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

報告第21号であります。議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、平成22年9月27日付で専決処分を行ったものであります。

理由であります。平成22年8月10日午後6時20分ころ、幕別町札内春日町294番地114の春日団地北公園において、町から公園管理の委任を受けている公区による草刈り等の共同作業中、使用していた刈払い機により飛び石が発生し、公園南側に面する団地内道路を走行していた相手方車両のボンネットに損傷を与える事故が発生したものであり、これに対する物的損害を相手方に対しまして賠償し、和解するものであります。

損害賠償額についてであります。4万8,063円とするものであります。

2ページとなりますが、損害賠償及び和解の相手方であります。

幕別町札内春日町294番地の115、竹下志氏であります。

損害賠償及び和解の内容であります。損害賠償といたしまして竹下氏に支払う額は、車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申し立てを行わないものとするものであります。

次に、議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

報告第22号であります。議会の委任による専決処分事項の指定に基づき、損害賠償の額の決定及び和解について、平成22年10月8日付で専決処分を行ったものであります。

理由であります。平成22年8月28日午前10時ごろ、幕別町札内春日町294番地114の春日団地北公園において、公区による草刈り等の共同作業中、使用していた刈払い機により飛び石が発生し、公園に隣接する相手方の住宅の窓ガラスに損傷を与える事故が発生したものであり、これに対する物的損害の額を相手方に賠償し、和解するものであります。

損害賠償額についてであります。17万2,200円とするものであります。

損害賠償及び和解の相手方であります。幕別町札内春日町294番地の108、杉崎孝治氏であります。

損害賠償及び和解の内容であります。損害賠償といたしまして杉崎氏に支払う額は、窓ガラス修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申し立てを行わないものとするものであります。

なお、これら2件の事故につきましては、全国町村会総合賠償補償保険に加入しておりますことから、賠償額につきましては、全額保険給付されるものであります。

また、作業を行っていた公区は、故意または重大な過失はないと認めるところであります。作業前の安全確認の徹底などを心がけ、事故の防止に努めるよう要請をしたところであります。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、2議件について一括して質疑を許します。

千葉議員。

○19番（千葉幹雄） 専決ばかりで大変恐縮ですけれども、若干質疑をさせていただきたいと思います。

ただいまの説明によりますと、ここにも理由は書いてありますけれども、公園管理の委任を受けている地域住民がということですから、一般の住民の方がこういったことになったのだろうということでもあります。

同じ公園で2回もということですので、非常に残念だということか、作業をしていた人には気

の毒だなというような気もしているところでありますけれども、こういったケースがふえることによりまして、公区でそういった管理を受けたくない、こういう事態が起きることになると余り受けたくないという事態が予想されるというのでしょうか、憂慮をされるわけでありますけれども、今、公区にはそういった指導をしたということでありますけれども、公区あるいはまた本人に対するそういう指導あるいはまたその対応は、どのようにされたのかということをもまずお聞きをしたい。

そしてもう一つは、周辺の石が、周辺というか、作業中に石が飛び散ったということでありますけれども、そういった状態であれば、当然公園の石が飛ばないように環境整備というのですか、そういったことが必要になってくるのではないかとというふうに思います。

それともう一つは、刈払い機、草刈り機ですけれども、その構造というのでしょうか、そういったものを改善する余地もあるのではないかとというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

以上、3点についてお伺いをしたいと思います。

○議長（古川 稔） 土木課長。

○土木課長（角田和彦） まず、公区に対しましては、たまたまこの公園を長年管理していた方が、草刈りをやっていた方が転勤されて、ことし新たな方が草刈りを担当されたということで、その担当された方が非常にきちょうめんな方で、1週間か10日に一度草丈を1センチ以下ぐらいで刈られていたということで、そういうふうにやりますとどうしても地面をはたいてしまうものですから、それにより飛び石が発生したというような状況と押さえております。

そのようなことから、公区には草刈りは2、3センチ程度の草丈で抑えていただくということが1点と、それから公区で所有していた刈払い機を使用しておりましたので、町のほうでは自走式の草刈り機等も保有して貸し出ししておりますので、そちらを使っただけですとか、そういった形で飛び石の発生を抑えるような形でやっていただくような要請をしております。

なお、この公園につきましては、すべての石を抑えられるわけではないのですけれども、フェンス周りに4ミリメッシュぐらいの細かな編み目のプラスチックのネットをぐるっと住宅がある部分については張りまして、飛び石の部分については抑えられるような形で対応もさせていただいております。

以上です。

○議長（古川 稔） 千葉議員。

○19番（千葉幹雄） 大体わかったわけでありますけれども、あつもの懲りてなますを吹くという言葉があるわけでありますけれども、せっかく根づいてきた協働のまちづくり事業でありますので、こういったことがそういった事業推進に支障の来さないようにしていくべきだというふうに思います。

いずれにいたしましても、今やるということですから、公園のその砂利が飛ばないように整備あるいはまた機械を変えるなりなんなり、その適切な指導をして、こういったことを二度とというのでしょうか、起きないように、そしてまた、こういった事業がさらに持続的に公区とお互いのまちづくり事業ですから、そういったものが円滑に進んでいくように適切なそういった指導あるいは対応を求めたいというふうに思います。

特になければ、答弁は要りません。

○議長（古川 稔） ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

以上で、報告第21号及び報告第22号を終わります。

日程第5、議案第62号、町の境界変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第62号、町の境界変更につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。議案書の5ページ、説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

本件は、これまで協議を重ねてまいりました更別村上更別と幕別町忠類朝日及び忠類元忠類が接す

る町村境界につきまして、更別村との協議が整いましたこと、また当該区間に関係する土地所有者及び住民の理解を得ましたことなどから、地方自治法第7条第1項の規定に基づく境界変更に係る申請を北海道知事に行うことにつきまして、同条第6項の規定に基づき議決を求めるものであります。

説明資料をごらんいただきたいと思います。

境界変更を行う区間ではありますが、点線が現在の登記簿上の境界となっており、太い実線が今回、変更しようとする境界であります。

この境界変更によりまして、図面中央の町道忠類北10線を境に上の斜線の区域が、幕別町から更別村に編入しようとする区域になります。

この忠類北10線を境にした理由であります、当該区域住民への行政サービス等の実態に合うよう考慮したことによるものであります。

また、更別村に編入する区域に忠類北10線の道路用地を含まないとしておりますのは、この道路整備を旧忠類村が行い、道路管理を行ってまいりましたことから、幕別町の区域とするものであります。

議案書のほうにお戻りをいただきたいと思います。

更別村と幕別町との境界を一部変更し、河西郡更別村に編入する区域ではありますが、中川郡幕別町忠類朝日139の1から139の3まで、139の9、139の10、141から144まで、145の1から145の3まで、204の3、224の2、225、元忠類549の5及びこれらの区域に隣接介在する国有地の全部であります。

更別村に編入する区域の面積ではありますが、37万9,581.36平方メートルであります。

なお、この境界変更に係る手続の今後の流れではありますが、更別村におきましても、昨日開会しました更別村議会に本議案と同様に提案され、それぞれの議会の承認を得た後、両町村の連名で北海道知事に境界変更の申請を行います。北海道知事は、道議会での承認後、総務大臣への届け出を行い、総務大臣の告示等により境界が変更されることとなります。

現在のところ、境界変更の決定は平成23年6月1日を見込んでいるところであります。

以上で、説明を終らせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第67号、幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例から日程第8、議案第69号、幕別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例までの3議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第67号、幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例、議案第68号、幕別町町営住宅条例の一部を改正する条例、議案第69号、幕別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例につきまして、一括して提案の理由をご説明申し上げます。

この3本の条例改正につきましては、平成19年に東京都町田市の都営住宅において暴力団員による立てこもり発砲事件が発生したことを受け、公営住宅における暴力団員排除の基本方針が国土交通省から示されたことにより、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定される暴力団員を、本町が管理する公営住宅等から排除し、入居者の生活の安全と平穏を確保するため、所要の改正を行うものであります。

始めに、議案第67号、幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例であります。

議案書は 21 ページ、議明資料につきましては、19 ページをお開きいただきたいと思います。

説明資料の方でご説明を申し上げます。

第 6 条につきましては、入居者の資格を規定したものでありますが、第 4 号として、暴力団員は入居できない規定を追加するものであります。

説明資料の 20 ページとなります。

第 13 条第 2 項につきましては、新たに同居させようとする者が暴力団員であるときは、承認をしないとするものであります。

第 14 条第 2 項は、借り主である入居者が死亡等により、その住宅に住まなくなったときにおける承継を規定したものでありますが、同居している者等が引き継いでその住宅の借り主になろうとする場合に、その者が暴力団員であるときは承認しないとするものであります。

第 38 条の住宅の明け渡し請求につきましては、後ほどご説明をいたします。

21 ページをごらんいただきたいと思います。

第 50 条第 5 号につきましては、公営住宅の駐車場の使用者の資格として暴力団員でないことを追加するものであります。

第 60 条第 1 項は、入居を決定する場合や同居の承認をしようとする場合など、入居しようとする者及び既に入居している者が暴力団員であるかどうかについて、また、第 2 項は、管理のため入居者が暴力団員であるかどうかについて、町長が警察署長に意見を聞くことができる場合を新たに規定したものであります。

第 61 条は、公営住宅に暴力団員の疑いがある者が入居している場合に、警察署長が町長に意見を述べるができるとするものであります。

第 62 条は、第 60 条第 2 項により、警察署長に意見を聞いた場合または第 61 条により警察署長が町長に意見を述べた場合に、特に必要があると認めるとき、公営住宅の明け渡し、その他必要な措置を勧告することができるとするものであります。

議案説明資料の 20 ページにお戻りをいただきまして、先ほどの第 38 条の住宅の明け渡し請求についてであります。ただいまご説明いたしました第 62 条の規定による勧告に従わなかったとき、住宅の明け渡し請求ができるとするものであります。

議案書にお戻りをいただき、22 ページをごらんいただきたいと思います。

附則についてでございますが、本条例の施行月日を平成 23 年 1 月 1 日からとするものであります。

次に、議案第 68 号、幕別町町営住宅条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 23 ページ、議案説明資料は 22 ページをお開きいただきたいと思います。

前段ご説明申し上げました理由から、議案第 67 号と同様に、所要の改正を行うものであります。

第 5 条第 4 号につきましては、町営住宅の入居資格として暴力団員でないことを追加するものであります。

第 9 条第 2 項は、同居を承認しようとするとき、第 9 条の 2 第 2 項は、入居の承継を承認しようとするときに暴力団員であるときは、承認しないとする規定を追加するものであります。

第 19 条第 6 項は、明け渡し等の勧告に従わなかったときの住宅の明け渡し請求について、追加するものであります。

第 20 条は、入居を決定する場合など、町長が警察署長に意見を聞くことができる場合を追加するものであります。

第 21 条は、暴力団員の疑いがある者が入居しているときに警察署長が町長に意見を述べるができる、第 22 条は、警察署長の意見に基づき、明け渡し等の必要な措置を勧告できるとするものであります。

議案書の 24 ページをごらんいただきたいと思います。

附則についてであります。本条例の施行月日を平成 23 年 1 月 1 日からとするものであります。

続きまして、議案第 69 号、幕別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 25 ページ、説明資料は 24 ページをお開きいただきたいと思います。

第 5 条第 5 号は、特定公共賃貸住宅の入居資格として暴力団員でないことを追加するものであります。

第 25 条第 2 項は、同居を承認しようとするとき、第 25 条の 2 第 2 項は、入居承継を承認しようとするときに暴力団員であるときは、承認をしないとする規定を追加するものであります。

第 27 条は、明け渡し等の勧告に従わなかったときの住宅の明け渡し請求について、追加するものであります。

第 29 条は、警察署長への意見の聴取、第 30 条は、警察署長から町長への意見、第 31 条は勧告について、規定を追加するものであります。

議案書の 26 ページをごらんいただきたいと思います。

附則についてでございますが、本条例の施行月日を平成 23 年 1 月 1 日からとするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、3 議件につき一括して質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 67 号、幕別町公営住宅管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 68 号、幕別町町営住宅条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 69 号、幕別町特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

15 : 38 休憩

15 : 41 再開

○議長（古川 稔） それでは、議会を再開させていただきます。

日程第 9、議案第 70 号、財産の取得についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 70 号、財産の取得につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は、27 ページをお開きいただきたいと思います。

今回、購入をいたします財産は、町税及び使用料等の収納及び滞納情報を管理する収納管理システム一式であります。

現在、使用しております収納管理システムは平成 14 年度に購入したもので、基本となる住民情報や課税情報、収納情報など、基幹システムとなる総合行政システムと連携した上で運用しており、具体的な用途といたしましては、滞納者との折衝記録管理や納付履行管理、滞納処分や滞納原因の分析などに利用しているものであります。

今回の購入につきましては、平成 18 年に旧忠類村との合併に伴う税目の追加や納付機会拡大のために取り入れたコンビニ収納対応、さらには、管理記録等の増加に伴い、システムサーバの能力に限界が生じ、動作が一時停止するなど、業務に支障を来していることから、本システムを更新するものであります。

システムの内容につきましては、サーバ機本体などシステムを運用するための機器と端末機で使用するソフトウェア一式を購入し、現行のデータを移行するものであり、これまで同様、役場庁舎にサーバ機本体を設置し、税務課を始め、使用料等の担当部署にあります既存の端末 17 台にソフトウェアを導入するものであります。

本システムの導入業者選定に当たりましては、住民情報など基本情報を集積する総合行政システムとの連携が必要不可欠であることや、現行の収納管理システム及び総合行政システムの導入及び保守管理を行う業者から購入することが管理・保守面において最も効率的であることから、アートシステム株式会社帯広支店を購入先の業者として選定し、地方自治法施行令の規定に基づき、随意契約を締結するものであります。

議案書をごらんいただきたいと思いますのですが、財産の名称及び数量は、収納管理システム一式であります。

契約の方法は、随意契約であります。

購入金額は、1,176 万円となります。

購入の相手方ですが、帯広市西 20 条南 6 丁目 3 番 20、アートシステム株式会社帯広支店、帯広営業部長澤見正興氏であります。

なお、購入するシステムの納入期限につきましては、平成 23 年 3 月 25 日までとしております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○1 番（中橋友子） 以前にもこのシステムがあって、そして忠類と合併したことによって情報量に限界が生じたために、これを購入して、情報の総合システムの管理や滞納などについての情報を入力していったら、その仕事をしていくということなのですからけれども、1,176 万円というのは少くない金額だと思うのですよね。これはアートシステムというところと契約ということですが、平成 18 年から今までといいますと、4 年間しかたっていないのですけれども、これはたびたび更新が必要になってくるものなのではないのでしょうか。たまたま、今回、合併によって入力する情報が多くなったので、それで今回必要なものであって、今後しばらくこれは使っていけるというものなのではないのでしょうか。

○議長（古川 稔） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） ただいまのご質問でございますけれども、この更新につきましては、平成 14 年に購入しまして平成 18 年に合併に基づいて、税目等もふえたという内容でございますし、また端末機、置いてあるのが、現在の 17 台のソフトウェアの更新を考えてございまして、14 年に購入した時点で、7 年間という形で購入したのですけれども、8 年間もたせまして、今回更新を考えたという内容でございます、いずれにいたしましても、蓄積されるデータ量がふえてきまして、今回それに対応するような形でやらなければならないという形でございます。

実際に窓口で対応するときに、滞納システム使っているのですけれども、起動がすごい遅いという

ことで、住民を待たせる時間が長くなったということも加味しまして、今回更新で入れるという考え方でございます。

○議長（古川 稔） 中橋議員。

○1番（中橋友子） 今後も長く使えるのかということも一緒にお尋ねしたのですが、税の管理というのは、幕別町民全体の税の管理を税務課でされていると思うのですが、電算システム管理も含めて。その滞納の部分だけが別管理で情報処理をされていく、そのためのシステムだというふうに理解してよろしいのですか。

○議長（古川 稔） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） ただいまの説明の中にも入っていますけれども、総合行政システムと連携いたしまして、滞納もそうですし、収納関係についても全部入ってくるというものでございまして、全体的に全部入っているというふうにご理解願いたいと思います。

あと、たびたび更新しなければならぬということなのですけれども、このシステムは7年間という耐用年数がございまして、一応それを目途にして考えてございます。

○議長（古川 稔） よろしいですか。

ほかに。

前川雅志議員。

○6番（前川雅志） 先日も質問をさせていただいたのですが、このように電算にかかわる管理費というのがかかってくるわけでありますから、そういったシステムが進めば進むほど、そういう負担があるわけであります。将来的にこの町で完結できるように、また取り組んでいただきたいと重ねてお話をさせていただきます。

今回の契約に至った経緯というものは理解をするものでありますが、ただいまご説明あった理由によりますと、初めに入れたシステムに合わせてまたシステムということでありますと、未来永劫このアートシステムから抜け出せないと、ずっとそのシステムのところでいくということは、競争の原理が働かないというか、今回のシステムもこの高いか安いのかも判断ができなく、メーカーの言い値になっているのではないかと感じるわけでありますが、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（古川 稔） 税務課長。

○税務課長（姉崎二三男） 実は、このシステム導入に当たりまして、うちのほうでいろんなことを検討させていただきました。

その中で、まず基本的に申しますと、総合行政システムと連携をされているというようなこともありますし、それからうちのほうで何社か比較をさせていただいてございます。その中で、現在、総合システムが入っている業者とそれでない業者につきまして、今回の購入に当たっての予定といたしますか、価格あるいは保守点検に係る価格等を比較させていただきまして、やはり現在導入されている業者がより費用面を考えると最適であるという考え方のもとに、今回このような形で提案させていただいていることとございます。

○議長（古川 稔） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） ほかに質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第71号、町道の路線廃止及び変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 71 号、町道の路線廃止及び変更につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書は 28 ページ、説明資料は 26 ページをお開きいただきたいと思います。

今回、廃止しようとする路線は 4 路線、変更しようとする路線は 2 路線であります。

始めに、廃止する路線であります、①の依田福祉村道路 1 号、延長 80.44 メートル、②の依田福祉村道路 2 号、延長 80.48 メートル、③の依田福祉村道路 3 号、延長 92.70 メートルにつきましては、旧十勝愛育園や特別養護老人ホーム等の土地利用により、町道として認定していたものであります。

このたび、社会福祉法人幕別真幸協会より、平成 23 年度に特別養護老人ホームの一部を小規模特養として増設し、十勝愛育園や町道敷地等の町有地の払い下げを受けるなど、一体的な土地利用と施設整備を行うため、開発行為及び町有地払い下げ申請が出されたところであり、この申請とあわせて、町道路線廃止申請が出されたところであり、

今回、廃止しようとするこれら路線に隣接する土地等の所有者の同意を得るなど、この福祉施設の開発計画により、これら町道を廃止しても公益上支障がないと認められるものでありますことから、今回廃止を提案させていただくものであります。

なお、これら路線の廃道後につきましては、開発行為申請の中で、施設内通路として利用される計画となっております。

次に、議案説明資料の 27 ページをごらんいただきたいと思います。

④札内油槽所通、延長 134.24 メートルにつきましては、札内アンダーパス開通に伴う道路網の整備と歩行者導線の確保を目的に、本年度、札内鉄道北沿線通の整備を行ったところであり、

この道路網の整備により、この廃止しようとする路線が不要となったこと、さらには、この路線に隣接する土地所有者から、土地の払い下げを目的とした町道路線の廃止申請が出されているところであり、廃止しても公益上支障がないと認められるものでありますことから、今回廃止を提案させていただくものであります。

説明資料の 28 ページをお開きいただきたいと思います。

続きまして、変更する路線についてであります、⑤の札内川堤防線は、国が管理する札内川の堤防上の河川管理用通路を町道として認定し、供用をしていたもので、昨年、北海道開発局により、堤防への雨水浸透防止対策と水防活動や緊急輸送路の確保のため、この管理用通路の舗装工事が実施されたところであり、

この工事が実施される際、国からの協議があり、河川管理用通路は一般車両の通行を考慮した構造にはなっていないことから、町道認定は迂回する道路がない区間など、必要区間のみとするよう町道認定の変更を求められているものであります。

このことから、⑤の札内川堤防線につきましては、起点の接続路線であります千住北 11 号から、終点を札生北通としていたものを、議案説明資料 29 ページになりますが、千住 2 線までの区間とすることで、終点を変更するものであり、路線延長が 3,324 メートル減となるものであります。

次に、30 ページになりますが、⑦の札内川堤防線につきましても、前段ご説明いたしました同様の理由から変更するものであり、道道明倫幕別停車場線を起点とし、相川 24 号線までの区間としていたものを、説明資料の 31 ページになりますが、国道 38 号を起点とすることで変更するものであります。路線延長につきましては、1,600 メートル減となるものであります。

なお、認定区間における今後の維持管理につきましては、管理協定を締結することで、現在、北海道開発局と協議を行っているところであり、

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

芳滝議員。

○13 番（芳滝 仁） 町道の廃道の件で、この依田のところの特養の増設をされるというところで、今

のところでお伺いをしていいのかわからないのでありますが、これは開発行為で出して、そして申請をしていって、社会福祉法人が増設をされるという運びになるのだらうと踏まえておるところでありまして、建設されるということにつきましては、広く町民が期待をし、注目をしておるところでありまして、いろんな老人クラブ等に出かけて、ボランティアで出かけるのでありますけれども、そういう話題が上ってきておりまして、いろんなことを尋ねられておることでもあります。

介護のいわゆる事業や事業所が大変今流動的であらうという時代で、これからもっと多様化をしていくのだらうと思ひますし、さまざまな形で制度が改正されてくるのだらうと思ひます。

今回、今定員が変わらないで29人が移られるということで、環境的にはそれだけの方が抜けるわけでありまして、残られる方もある意味でその環境のそれこそ改善にはつながっていくのだらうというふうなこともあらうかと思ひますのでありますが、基本的に国の考え方で特養が個室なのだというふうな方針が出されてきておりまして、しかしそれは非常に経費がかかるし、入居するのもお金がかかるというふうなことで、併設を求めるといふふうなお声が出てきておって、今そのことも認めていこうというふうな国の方針になっておる状況だと判断するところでもあります。

そういうその多様な中で進めていかれるのでありますが、その土地利用につきましては私理解するところでもありますけれども、例えばこの間、忠類のことにつきまして、理事長さんが忠類地区で説明会を開かれました。金額的な差異もあったのですけれども、そのことはまた後日説明があらうかと思ひますけれども、入居者が7万円ぐらいで入れるのではないのかというふうなそういう話が伝わってきておりまして、そのことにつきましては、ああ、いいことだなと思ひたわけでありまして。個室の場合は、基本的には生活保護の受給者は入れないというような形になっております。忠類の形ぐらいの設定であれば、同じだなと思ひますけれども。

○議長（古川 稔） 芳滝議員、これ議案とちょっとずれてないですか、話。

○13番（芳滝 仁） だから、最初にここで申し上げていく、これからかかるわけでありまして。

○議長（古川 稔） 道路の問題であらう、その施設の問題は、この前も説明受けておるだらうし、今後もまたその形ができてくると説明を受けると思ひますので、その中でやっていただいたほうがいいのではないかと思ひますので。

○13番（芳滝 仁） ああ、そうですか。入居費の問題で、住民のほうから心配をされている声があったものでありますから、これは長期的なことになると思ひますのでありますから、どのような考え方を持っていてらっしゃるのかというふうなことを少しお伺いしたかったことでありまして、異議を申し上げていくというふうなことではないわけでありまして。そういう心配があったものでありますから、初めてな議案なものですから、それにかかわる話として、ちょっとお尋ねさせていただいたことでもありますので、ご了解いただきたいと思ひます。

○議長（古川 稔） これ価格的に、まだ後でしょう。後でこの問題といひますか、この施設の問題については、もっと詳しくなると再度説明されると思ひますので、その時点でまた受けてください。

ほかに質疑ありませんか、道路につきまして。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

それでは、16時10分まで休憩いたします。

16：02 休憩

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第 11、議案第 72 号、平成 22 年度幕別町一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 72 号、平成 22 年度幕別町一般会計補正予算（第 3 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 7,576 万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ 134 億 9,296 万 6,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページから 4 ページに記載しております「第 1 表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

次に、5 ページをお開きいただきたいと思います。

「第 2 表 債務負担行為補正」でございます。

追加でございますが、5 業務につきまして、限度額 1 億 2,139 万 4,000 円の債務負担行為を追加するものであります。

知事・道議選挙ポスター掲示場設置等業務委託料を除く 4 業務につきましては、4 公共施設の管理にかかわるものであり、平成 23 年度からの指定管理者制度への移行を検討していたところでありますが、町の指定管理者制度導入検討委員会におきまして、平成 23 年度からの制度導入を見送り、引き続き検討を進めることとしたところであります。

このことから、平成 23 年度以降の管理業務に当たり、年度内に入札による委託契約を行うため、改めて追加をするものであります。

なお、期間でございますが、他の長期継続契約業務の終期に合わせ、平成 23 年度から平成 24 年度までの 2 年間とするものであります。

次に、知事・道議選挙ポスター掲示場設置等業務委託料につきましては、北海道知事選挙が来る 3 月 24 日に、北海道議会議員選挙が 4 月 1 日に告示され、4 月 10 日に執行される予定でありますことから、当該選挙に係るポスター掲示場の設置から撤去までの業務に当たり、年度内に入札による委託契約を行うため、新たに追加をするものであります。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。

補正予算書の 10 ページをお開きいただきたいと思います。

2 款総務費、1 項総務管理費、5 目一般財産管理費 810 万 3,000 円の追加でございます。

13 節委託料につきましては、売り払いを予定しております町有地の測量等に係る委託料であります。

15 節工事請負費につきましては、特別養護老人ホームの整備に伴い、旧十勝愛育園施設を解体するものであります。

23 節償還金利子及び割引料につきましては、町に分譲地の購入者から契約解除の申し出がありましたことから、契約金額から 5% の手数料を差し引いた金額をもって買い戻すものであります。

次に、16 目諸費 154 万 1,000 円の追加でございます。

19 節負担金補助及び交付金、細節 11 地方バス路線維持費補助金につきましては、地域住民の生活交通路線の確保方策の一環として、国と地方公共団体が適切な役割分担を図りながら、広域的・幹線的なバス路線の維持を図るために助成を行っているところでありますが、帯広陸別線及び広尾線におきまして、車両の更新及び退職者の増に伴う退職金の増加により経常費用が増加し、経常損益が国・道の補助基準を上回ったことから、このたび所要の補正を行うものであります。

22 節補償補填及び賠償金につきましては、下水道施設の管理瑕疵による車両の損害補償及び公園管理作業中の飛び石による建物等の損害補償のため、所要の補正を行うものであります。

なお、この賠償金は町が加入する損害保険による保険金をもって賄うものであります。

2項徴税費、2目賦課徴収費 420 万円の追加でございます。

23 節償還金利子及び割引料、細節 1 過誤納還付金であります。固定資産税における家屋の誤賦課分、住民税における所得税の還付申告分、生命保険の二重課税還付分等に係る還付金が必要となりましたことから、所要の補正をするものであります。

11 ページになります。

4 項選挙費、3 目知事道議選挙費 547 万 4,000 円の追加でございます。

来年 4 月 10 日執行予定の知事・道議選挙にかかわる費用であります。知事につきましては 3 月 25 日から、道議につきましては 4 月 2 日から期日前投票が始まりますことから、これらの準備にかかわる経費を補正するものであります。

12 ページをお開きいただきたいと思います。

5 項統計調査費、1 目統計調査費 13 万 2,000 円の追加でございます。

8 節報償費につきましては、細節 3 は国勢調査人口予想クイズに係る記念品、細節 4 は国勢調査の調査方法が大幅に変更されたことから、広く指導員、調査員から意見を聴取するために開催する事後報告会に係る謝礼を追加するものであります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 196 万 7,000 円の追加でございます。

28 節につきましては、国民健康保険特別会計への繰出金でございます。

3 目障害者福祉費 5,754 万 3,000 円の追加でございます。

13 節委託料、細節 11 日中一時支援事業委託料につきましては、受け入れ施設の拡大等により、当初予算時に比べ一月当たりの利用時間数が 70 時間程度増加していることから、追加するものであります。

20 節扶助費、細節 1 障害者支援費につきましては、施設サービスの充実等により、当初予算時に比べ一月当たりの利用者数が 30 人程度増加しているほか、非課税世帯に係る限度額の廃止により、公費負担分が増加していることから、追加するものであります。

細節 9 自立支援医療費扶助につきましては、生活保護受給者の入院などにより医療費が増加していることから、追加するものであります。

なお、財源につきましては、いずれの事業も国が 2 分の 1、道 4 分の 1 の負担金を受けて実施するものであります。

13 ページとなります。

6 目老人福祉費 701 万 1,000 円の追加でございます。

19 節負担金補助及び交付金につきましては、認知症高齢者グループホームにおける自動火災報知機及び消防機関へ通報する火災報知設備の整備に係る費用につきまして、国の 10 分の 10 の交付金をもって助成するものであります。

28 節につきましては、介護保険特別会計への繰出金でございます。

次に、7 目後期高齢者医療費 160 万 6,000 円の追加でございます。

28 節につきましては、後期高齢者医療特別会計への繰出金でございます。

次に、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費 1,664 万円の減額でございます。

20 節扶助費につきましては、子ども手当の支給対象児童数の減による減額であります。

本年 4 月に、児童手当から子ども手当へ制度が改正され、手当額の増加のほか、支給対象児童の年齢の拡大や受給者の所得制限の廃止がなされたところであります。

これらを踏まえて、当初予算を計上したところでありますが、新規の対象児童数や転出入による児童数の変動などにより差異が生じたことから、このたび減額補正をしようとするものであります。

15 ページをお開きいただきたいと思います。

3 目常設保育所費 2,693 万 9,000 円の追加でございます。

4 節共済費及び 7 節賃金につきましては、障害児対応及び待機児童解消に係る追加配置を行うなど、当初に比べ 3 名の臨時保育士を増員する必要が生じたことから、細節 7 臨時保育士賃金に所要の

補正をするものであります。

また、細節8代替保育士賃金につきましては、障害児対応に係る補助配置及び臨時保育士の欠員補充に係る代替配置が増加したことによる補正であります。

13節委託料につきましては、札内青葉保育所の指定管理者業務指定管理料であります。国の保育所運営費における保育単価と入所児童数から積算されるもので、入所児童数の増加に伴います追加であります。

次に、4目へき地保育所費 21万5,000円の追加でございます。

18節備品購入費につきましては、施設の暖房機器が故障いたしましたことから、機器を更新しようとするものであります。

6目児童館費 150万1,000円の追加でございます。

4節共済費及び7節賃金につきましては、つくし学童保育所における障害児対応及び児童数の増加により、指導員1名を追加配置したことから、このたび所要の補正をするものであります。

11節需用費につきましては、つくし第2学童保育所の供用開始に伴い必要となる燃料費等を追加するものであります。

16ページをお開きいただきたいと思っております。

8目子育て支援センター費 135万8,000円の追加でございます。

7節賃金につきましては、幕別子育て支援センターにおける一時保育事業の利用者が前年度に比べ倍増しておりますことから、事業に係る代替保育士の賃金を追加するものであります。

11節需用費につきましては、一時保育事業における給食利用数の増による賄い材料費の追加であります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費でございます。

本年9月補正予算において議決をいただいたところでありますが、医療機関への受領委任払い契約により、新型インフルエンザワクチンの接種費用を助成する予定でありましたが、町外の幾つかの医療機関において、委任払い契約を結ぶことが困難となり、接種者への直接償還払いとする必要が生じたことから、13節委託料から19節負担金補助及び交付金に予算の一部を組み替えようとするものでございます。

次に、5目環境衛生費 167万円の追加でございます。

28節につきましては、個別排水処理特別会計への繰出金でございます。

6目水道費 1億3,363万4,000円の追加でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、水道事業の高料金対策にかかわります水道事業会計への補助金であります。

なお、本補助金につきましては、普通交付税で50%、特別交付税で30%が補てんされるものであります。

28節につきましては、簡易水道特別会計への繰出金でございます。

17ページをごらんいただきたいと思っております。

6款農林業費、1項農業費、1目農業委員会費 135万4,000円の追加でございます。

13節委託料につきましては、農地法の改正によりまして、農地基本台帳の管理項目が変更されたことから、この管理システムの改修費用を追加するものであります。

また、これまで幕別地域と忠類地域におきましては、合併以前からそれぞれ異なる管理システムを活用しておりましたが、今回のシステム改修に合わせまして、システム統合に係る費用につきましても追加しようとするものであります。

次に、7目農地費 112万5,000円の追加でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、農用地の排水性の改善を図り、生産性の向上に資することを目的とした町の補助事業であります。昨年度の長雨の影響により、本年度の要望が増しておりますことから、このたび所要の補正をするものであります。

8 款土木費、2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁総務費 41 万円の追加でございます。

13 節委託料につきましては、道路台帳修正路線の増加に伴いまして、台帳修正委託料を追加するものであります。

次に、2 目道路新設改良費 3,150 万円の追加でございます。

13 節委託料につきましては、次年度以降の道路整備にかかわります札内中央町東 1 号通ほか 1 路線の調査設計委託料であります。

15 節工事請負費につきましては、春日団地道路 9 号の道路整備工事であります。

なお、財源につきましては、社会資本整備総合交付金を受けて実施するものであります。

18 ページとなります。

9 款消防費、1 項消防費、1 目常備消防費 747 万 1,000 円の減額でございます。

主に、人事院勧告による給与改定に伴います東十勝消防事務組合分担金の減額であります。

次に、2 目非常備消防費 7 万円の減額でございます。

消防団運営交付金の確定に伴います東十勝消防事務組合分担金の減額であります。

10 款教育費、1 項教育総務費、6 目学校給食センター管理費 1,266 万円の追加でございます。

11 節需用費、細節 40 修繕料につきましては、給食配送車や排水処理設備の修理など、修繕に要する費用を追加するものであります。

細節 60 給食材料費、細節 61 地場産食材料費につきましては、幕別給食センター管轄の学校給食におきまして、本来、当初予算に計上すべき各学校教諭分の給食費を失念し、未計上となっておりますことから、このたび学校教諭分の食材料費を補正させていただくものであります。

なお、この件につきまして、予算の計上・管理の立場にある者として、陳謝をいたすところであります。まことに申しわけありません。

また、予算の積算・計上に当たっては、十二分な精査を行うよう職員に対し、注意・喚起をしたところであります。

次に、5 項社会教育費、1 目社会教育総務費 232 万 5,000 円の追加でございます。

本定例会に設置条例を提案させていただきました集団研修施設こまはたに係る費用であります。平成 23 年 4 月の供用開始に向けまして、年度内に備品、パンフレット等を準備する必要がありますことから、追加しようとするものであります。

次に、3 目保健体育費 225 万 4,000 円の追加でございます。

8 節報償費及び 20 節扶助費につきましては、小・中学生の全道・全国大会への参加者の増加に伴います参加奨励金及び扶助費の追加であります。

11 節需用費につきましては、札内スケートリンクの照明灯の支柱を修理するなど修繕に係る費用を追加するものであります。

次に、8 目スポーツセンター管理費 32 万 5,000 円の追加でございます。

7 節賃金につきましては、忠類地域における健康講座、幕別地域における水中エクササイズなど事業回数の増加に伴いますトレーニング指導員等の賃金を追加するものであります。

次に、9 目図書館管理費 24 万 6,000 円の追加でございます。

11 節需用費につきましては、札内分館の図書返却ポスト用のワゴンを修理するための費用を追加するものであります。

20 ページになりますが、18 節備品購入費につきましては、本館の開館時から使用している AV モニターが故障しましたことから、機器を更新しようとするものであり、12 節役務費につきましては、これに伴いますリサイクル手数料であります。

次に、10 目百年記念ホール管理費 100 万円の追加でございます。

19 節負担金補助及び交付金、細節 6 芸術鑑賞事業補助金につきましては、チロット音楽祭公演事業に係る補助金を追加するものであります。

なお、財源につきましては、北海道振興協会のいきいきふるさと推進事業助成金を受けて実施する

ものであります。

12 款職員費、1 項職員給与費、1 目職員給与費 615 万 2,000 円の減額でございます。

人事院勧告による給与改定及び人事異動等に伴う補正であります。3 節職員手当等、細節 11 時間外勤務手当につきましては、参議院議員選挙、国勢調査及び国の平成 21 年度補正予算に係る地域活性化・臨時交付金事業の繰越分などに係る事務量の増加に伴いまして、追加するものであります。

21 ページになりますが、細節 14 期末勤勉手当につきましては、0.2 月分の減によるものであります。

4 節共済費につきましては、期末勤勉手当の減額に伴います市町村共済組合負担金等の減額が主なものでございます。

以上で、歳出の説明を終わらせていただきます。

次に、歳入であります。6 ページまでお戻りをいただきたいと思っております。

11 款地方交付税、1 項地方交付税、1 目地方交付税 1 億 4,107 万 5,000 円の追加でございます。

このたびの補正予算の財源調整分として、普通交付税の確定額の一部を追加するものであります。

13 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目民生費負担金 104 万円の追加でございます。

幕別子育て支援センターにおける一時保育事業の利用者の増加に伴います一時保育料等の追加であります。

15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費負担金 1,197 万 7,000 円の追加でございます。

歳出でもご説明したところでありますが、1 節社会福祉費負担金につきましては、障害者支援費等の増額にかかわります国負担分の追加であります。

2 節児童福祉費負担金につきましては、子ども手当の減額にかかわります国負担分の減額であります。

また、国負担科目の変更によりまして、細節 8 子ども手当小学校修了前（第 1 子・第 2 子）国庫負担金及び細節 9 同じく（第 3 子以降）国庫負担金を、細節 12 子ども手当小学校修了前被用者国庫負担金及び細節 13 同じく非被用者国庫負担金に組み替えるものであります。

7 ページとなります。

2 項国庫補助金、2 目民生費補助金 246 万 7,000 円の追加でございます。

細節 1 地域生活支援事業費国庫補助金につきましては、日中一時支援事業費の増加にかかわります国負担分の追加であります。

細節 3 地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金につきましては、認知症高齢者グループホームの火災報知設備整備にかかわります国の交付金であります。

次に、3 目衛生費補助金 169 万 2,000 円の追加でございます。

本年 9 月補正予算において議決をいただいた新型インフルエンザワクチン接種事業にかかわるものでありますが、国の補助基準が決定しましたことから、このたび所要の補正をしようとするものであります。

次に、4 目土木費補助金 3,040 万円の追加でございます。

本年 9 月補正予算において議決をいただいた新北町 21 号通を含めまして、4 路線の調査設計また本工事に係る社会資本整備総合交付金であります。

16 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費負担金 1,164 万 3,000 円の追加でございます。

1 節社会福祉費負担金につきましては、障害者支援費等の増額にかかわります道負担分の追加、2 節児童福祉費負担金につきましては、子ども手当の減額にかかわります道負担分の減額であります。

8 ページとなります。

2 項道補助金、1 目民生費補助金 112 万 8,000 円の追加でございます。

日中一時支援事業費の増加にかかわります道負担分の追加であります。

次に、4 目農林業費補助金 63 万円の追加でございます。

細節 1 農地調整事務処理事業道補助金につきましては、細節 10 への組み替えによる減額、細節 10 農地制度実施円滑化事業道補助金につきましては、細節 1 からの組み替えのほか、農地法の改正に伴

います管理システムの改修にかかわります道の補助金であります。

次に、3項道委託金、1目総務費委託金760万6,000円の追加でございます。

3節統計調査費委託金につきましては、国勢調査指導員等の事後報告会に係る委託金、4節選挙費委託金につきましては、知事道議選挙に係る委託金であります。

20款繰越金、1項繰越金、1目繰越金5,467万1,000円の追加でございます。

21款諸収入、5項雑入、4目雑入1,143万1,000円の追加でございます。

2節学校給食費につきましては、学校教諭分の学校給食費を追加するものであります。

4節雑入につきましては、損害保険等保険金収入とチロット音楽祭公演事業にかかわります北海道振興協会からの助成金でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

千葉議員。

○19番（千葉幹雄） 1件だけちょっと質問をしたいというふうに思います。

10ページの歳出であります。節の23、分譲地購入代金払い戻し還付金ということでありまして、ちょっと私聞き逃したのかもしれませんが、これ過去に販売したやつを払い戻しをしたというやつだと思うのですが、これ町有地だからここに載ってくるのだらうと思うのですが、販売時期、そして場所、面積、そして坪単価というのでしょうか、ちょっとお知らせいただきたいと思っております。

○議長（古川 稔） 地域振興課長。

○地域振興課長（佐藤和良） 今のご質問ですけれども、これは忠類地域で分譲されました平成16年から分譲されましたおおぞら団地の一角でございます。売買が平成18年7月11日にされておまして、今年度、ことしの9月22日付で土地の解約申請が上がってきたところなんです。当時の売却代金が238万4,200円でございます。ここから手数料5%を引かせていただきまして、これは契約に基づいてということなのですが、今回226万4,990円をご本人にお返しするという形になっております。

それから、面積でございますけれども、562平米でございます。

以上でございます。

○議長（古川 稔） 千葉議員。

○19番（千葉幹雄） なぜ聞くかという、忠類のほうもそうでしょうし、もともと我が町でもそうなのでございますけれども、払い戻し条項をつけて売っていますよね。これは過去からもちろんそうなのでございますけれども、これは右肩上がり土地がどんどん上がっていくということを想定しながら、5%の手数料をもらって買い戻しするよということだと思っておりますけれども、過去はそれでよかったのでしょうか、最近、今般、非常に不動産の価値が下がってきている、売価が下がってきている状態にあるわけでありまして。そうした中で、ただ、5%だけの手数料をもらって買い戻しをするということは、実際不動産鑑定をかけたか、評価をしてみなければわかりませんが、全体的に下がっているわけですから、それだけの価値のないものに金を払って、また払い戻ししなければならないということになるケースが多いと思うのです。もうほとんどそうだと今思うのですけれども、私はこういったケース否定はしませんけれども、買い戻しするときに、不動産鑑定か、あるいは評価をして、そのときの金額で買い取るというような、そういう契約条項というのですか、その約款にそういうふうに入っていると思うのですけれども、それをやっぱり見直しをして、少なくとも今下がってきている中で、それだけの価値のないものを過去の5%だけ手数料もらって、そこまでの価値のないものを高く買わなければならない、払い戻ししなければならないというケースは今はどこでもそうだと思うのです。ですから、私はここで今結論は要りませんが、そういった方向で払い戻し条項については、検討すべきだというふうに思うのですけれども、いかがでしょうか。

○議長（古川 稔） 高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 確かに現状といたしましては、基本的に団地を売り出すときに、契約の中で買

い戻す場合についての条項もありまして、それに基づいて今回は買い戻すということでありますので、5%の手数料を引くということしかできなかつたのですけれども、今後このようなケースが、今後というのは、これから余り想定はないのですけれども、当然のように時価の価格との差というのを考慮しなければならないというふうに考えておりますので、検討をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（古川 稔） ほかに質疑ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第73号、平成22年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）から日程第18、議案第79号、平成22年度幕別町水道事業会計補正予算（第3号）までの7議件を一括議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長

○副町長（高橋平明） 議案第73号、平成22年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ3,164万1,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ32億958万8,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

始めに、歳出からご説明申し上げます。

5ページとなります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費263万8,000円の追加でございます。

2節給料から4節共済費まで及び19節負担金補助及び交付金につきましては、人事院勧告に伴います給与改定、人事異動及び時間外勤務手当の増加等にかかわります所要額の補正であります。

13節委託料につきましては、レセプト請求の制度改正によりまして、平成23年4月から保険医療機関と国保連合会及び保険者と国保連合会の手続がオンライン化され、すべてネットワークを介した授受手続に切りかわりますことから、これらに対応するシステム改修費用を追加するものであります。

なお、財源につきましては、特別調整交付金を受けて実施するものであります。

6ページをお開きいただきたいと思います。

2款保険給付費、4項出産育児諸費、1目出産育児一時金295万9,000円の追加でございます。

19節負担金補助及び交付金につきましては、対象者の増加により出産育児一時金の不足が見込まれますことから、追加するものであります。

12節役務費につきましては、これに伴います手数料の補正であります。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金2,600万4,000円の追加でございます。

23節償還金利子及び割引料につきましては、平成21年度に交付されました療養給付費等負担金などに係る国及び道支出金の精算還付金であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

4ページにお戻りいただきたいと思います。

2款国庫支出金、2項国庫補助金、1目財政調整交付金220万5,000円の追加でございます。

2節特別調整交付金につきましては、歳出でご説明いたしました国民健康保険システム改修にかか

ります特別調整交付金であります。

次に、2目出産育児一時金補助金14万円の追加でございます。

出産育児一時金支給額の増加にかかわります補助金の追加であります。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金196万7,000円の追加でございます。

3節職員給与費等繰入金につきましては人件費の増加、4節出産育児一時金繰入金につきましては支給額の増加にかかわります一般会計からの繰入金であります。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金2,732万9,000円の追加でございます。

以上で、国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

次に、12ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第74号、平成22年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ301万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,411万4,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、13ページ、14ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思ひます。

歳出からご説明申し上げます。

16ページとなります。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費301万5,000円の追加でございます。

給与改定及び時間外勤務手当の増加等にかかわります所要額の補正であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

15ページとなります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金160万6,000円の追加でございます。

人件費の増加にかかわります一般会計からの繰入金であります。

4款繰越金、1項繰越金、1目繰越金140万9,000円の追加でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の説明を終わらせていただきます。

次に、21ページをお開きいただきたいと思ひます。

議案第75号、平成22年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ5,550万4,000円を追加し、予算の総額をそれぞれ17億2,296万2,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、22ページ、23ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思ひます。

始めに、歳出からご説明申し上げます。

27ページをお開きいただきたいと思ひます。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費11万3,000円を減額するものであります。

2節給料から4節共済費までにつきましては、給与改定等にかかわります所要額の補正であります。

11節需用費につきましては、介護保険被保険者証の作成に係る費用を補正するものであります。

次に、3項介護認定審査会費、1目東十勝介護認定審査会費7,000円の減額でございます。

本目につきましても、給与改定等にかかわります所要額の補正であります。

28ページとなります。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス等給付費5,000万円の追加でございます。

19節の居宅介護サービス給付費につきましては、主に訪問介護に係る利用件数の増加に伴います給付費の補正であります。

次に、2目地域密着型介護サービス等給付費2,000万円の減額でございます。

19 節の地域密着型介護サービス等給付費につきましては、医療療養病床からの転換に係る認知症対応型グループホームの整備が予定よりおくれておりますことから、認知症対応型共同生活介護に係る給付費を減額するものであります。

29 ページになります。

4 目居宅介護サービス計画給付費 1,500 万円の追加でございます。

19 節の居宅介護サービス計画給付費につきましては、要介護認定者数が増加しており、介護プランの作成数においても 500 件程度の増加が見込まれますことから、所要の補正をするものであります。

30 ページとなります。

3 項その他諸費、1 目審査支払手数料 30 万円の追加でございます。

給付費の増加に伴います審査支払手数料の補正であります。

次に、4 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス等費 1,000 万円の追加でございます。

19 節の高額介護サービス費につきましては、高額介護を受ける支給対象者の増加に伴います補正であります。

31 ページとなります。

4 款地域支援事業費、2 項包括的支援事業・任意事業費、3 目地域包括支援センター運営費 32 万 4,000 円の追加でございます。

給与改定等にかかります所要額の補正であります。

次に、歳入であります。24 ページまでお戻りをいただきたいと思っております。

4 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目介護給付費国庫負担金 1,106 万円の追加でございます。

保険給付費の補正にかかります国の負担割合に応じた補正であります。

2 項国庫補助金、1 目調整交付金 320 万 7,000 円の追加でございます。

保険給付費の補正にかかります調整交付金の補正であります。

2 目地域支援事業交付金 13 万円の追加でございます。

地域包括支援センターの運営にかかります国の負担割合に応じた補正であります。

5 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目介護給付費支払基金交付金 1,659 万円の追加でございます。

介護給付費等にかかります支払基金の負担割合に応じた補正であります。

25 ページになります。

6 款道支出金、1 項道負担金、1 目介護給付費道負担金 691 万 3,000 円の追加でございます。

保険給付費の補正にかかります道の負担割合に応じた補正であります。

2 項道補助金、1 目地域支援事業道交付金 6 万 5,000 円の追加でございます。

本交付金につきましても、地域包括支援センターの運営にかかります負担割合に応じた補正であります。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 685 万 8,000 円の追加でございます。

1 節介護給付費繰入金及び 3 節地域支援事業繰入金につきましては、各給付費等にかかります町の負担割合に応じた補正であります。

4 節その他一般会計繰入金につきましては、一般管理費に係る人件費及び東十勝介護認定審査会共同設置負担金の負担区分に応じた人件費及び介護保険被保険者証の作成に係る補正であります。

26 ページになりますが、9 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 1,068 万 1,000 円の追加でございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算（第 2 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、38 ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第 76 号、平成 22 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ 28 万 5,000 円を減額し、予算の

総額を歳入歳出それぞれ4億6,034万9,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、39ページ、40ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

始めに、歳出からご説明申し上げます。

42ページとなります。

1款水道費、1項水道事業費、1目一般管理費28万5,000円の減額でございます。

給与改定等に係ります所要額の補正であります。

次に、歳入をご説明申し上げます。

41ページとなります。

3款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金28万5,000円の減額でございます。

人件費の減額にかかわります補正であります。

以上で、簡易水道特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

次に、47ページをお開きいただきたいと思います。

議案第77号、平成22年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額から歳入歳出それぞれ5,863万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億5,216万5,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、48ページ、49ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

歳出からご説明申し上げます。

51ページをお開きいただきたいと思います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費8万2,000円の追加でございます。

給与改定等にかかわります所要額の補正であります。

2款事業費、1項下水道施設費、1目下水道建設費4,000円の追加でございます。

給与改定等にかかわります所要額の補正であります。

52ページとなります。

3款公債費、1項公債費、1目元金5,872万4,000円の減額でございます。

公的資金の補償金免除繰上償還に係る経費であります。本年度、平成22年度以降の繰上償還について、国の新たな実施要綱が示されたところであり、本町で予定しておりました地方債の繰上償還は、平成23年度に実施することとなりますことから、このたび減額するものであります。

次に、歳入であります。50ページへお戻りいただきたいと思います。

5款繰越金、1項繰越金、1目繰越金6万2,000円の追加でございます。

人件費の追加にかかわります補正であります。

7款町債、1項町債、4目借換債5,870万円の減額でございます。

公債費の減額に伴います補正であります。

以上で、公共下水道特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

つぎに、57ページをお開きいただきたいと思います。

議案第78号、平成22年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、予算の総額に歳入歳出それぞれ219万5,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億6,666万1,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、58ページ、59ページに記載しております「第1表 歳入歳出予算補正」をご参照いただきたいと思います。

歳出からご説明申し上げます。

61ページとなります。

2 款事業費、1 項排水処理施設費、1 目排水処理建設費 219 万 5,000 円の追加でございます。

2 節給料から 4 節共済費までにつきましては、給与改定等にかかわる分でございます。

15 節工事請負費につきましては、新規参入されました法人の工場建設に当たりまして、浄化槽整備に必要な工事費を補正するものであります。

次に、2 項排水処理管理費、1 目排水処理施設管理費でございますが、施設修繕に係る費用が増加しておりますことから、13 節委託料から 11 節需用費に予算の一部を組み替えるものであり、本目予算総体の変動はございません。

歳入をご説明申し上げます。

60 ページになります。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 167 万円の追加でございます。

人件費及び工事請負費の追加にかかわります補正であります。

4 款繰越金、1 項繰越金、4 目繰越金 52 万 5,000 円の追加でございます。

以上で、個別排水処理特別会計補正予算（第 1 号）の説明を終わらせていただきます。

次に、66 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 79 号、平成 22 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 3 号）につきまして、ご説明申し上げます。

補正予算第 2 条でございますが、収益的事業会計であります第 3 条予算に対する補正でございます。

収入であります。第 1 款水道事業収益、既決予定額 5 億 4,401 万円に、補正予定額 1 億 3,391 万 9,000 円を追加し、6 億 7,792 万 9,000 円と定めるものでございます。

支出であります。第 1 款水道事業費用、既決予定額 6 億 3,934 万 8,000 円に、補正予定額 74 万円を追加し、6 億 4,008 万 8,000 円と定めるものであります。

次に、補正予算第 3 条でございますが、資本的事業会計であります第 4 条予算に対する補正で、資本的支出のみの補正でございます。

第 1 款資本的支出、既決予定額 2 億 3,217 万 1,000 円から、補正予定額 12 万 4,000 円を減額し、2 億 3,204 万 7,000 円と定めるものであります。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額を、当年度分損益勘定留保資金をもって補てんするものとし、その額を 1 億 6,207 万 7,000 円に改めるものであります。

次に、補正予算第 4 条でございますが、当初予算 6 条に定める弾力条項の適用ができない経費の額を 3,915 万 6,000 円に改めるものであります。

68 ページをお開きいただきたいと思います。

収益的支出からご説明申し上げます。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、2 目配水及び給水費 113 万 7,000 円の追加でございます。

給与改定等にかかわります人件費の補正であります。

5 目総係費 39 万 7,000 円の減額でございます。

本目につきましても、給与改定等に係る分でございます。

67 ページになります。

収益的収入についてご説明いたします。

1 款水道事業収益、2 項営業外収益、2 目他会計補助金 1 億 3,391 万 9,000 円の追加でございます。

13 節一般会計補助金につきましては、一般会計水道費でもご説明いたしましたが、普通交付税において高料金団体として算定されましたことから、高料金対策を図るため一般会計から補助を行うものであります。

次に、69 ページとなります。

資本的支出についてご説明申し上げます。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、1 目配水管整備費 12 万 4,000 円の減額でございます。

給与改定等にかかわります減額でございます。

以上で、補正予算特別会計全体の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

[時間延長の議決]

○議長（古川 稔） この際、お諮りいたします。

本日の会議時間は、議事の都合により、議事日程が終了するまで延長したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議時間は、議事日程が終了するまで時間を延長したいと思います。

それでは、会議を続けます。

[議事再開]

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、7議案について一括して質疑を許します。ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第73号、平成22年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第74号、平成22年度幕別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第75号、平成22年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第76号、平成22年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第77号、平成22年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 78 号、平成 22 年度幕別町個別排水処理特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 79 号、平成 22 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[休会の議決]

○議長（古川 稔） お諮りいたします。

議事の都合により、明 12 月 10 日から 12 月 16 日までの 7 日間は、休会いたしたいと思いを

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、12 月 10 日から 12 月 16 日までの 7 日間は、休会することに決定いたしました。

[散会宣告]

○議長（古川 稔） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は 12 月 17 日午後 2 時からです。

17 : 02 散会

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成22年第4回幕別町議会定例会
(平成22年12月17日 14時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
19番 千葉 幹雄 1番 中橋 友子 2番 谷口 和弥
(諸般の報告)
- 日程第2 発議第21号 北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に関する要望意見書
日程第3 発議第22号 メドベージェフ・ロシア大統領の北方領土訪問に抗議を求める意見書
日程第4 発議第23号 国が管理する公共土木施設に係る維持管理予算の確保を求める意見書
日程第5 発議第24号 北海道が管理する公共土木施設に係る維持管理予算の確保を求める意見書
日程第6 議案第63号 幕別町集団研修施設こまはた条例
(総務文教常任委員会報告)
- 日程第7 議案第80号 幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
日程第8 陳情第13号 農地・水・環境保全向上対策制度の継続と事業内容の改善を求める意見の提出
を求める陳情
(産業建設常任委員会報告)
- 日程第8の2 発議第25号 農地・水・環境保全向上対策制度の継続と事業内容の改善を求める意見書
- 日程第9 常任委員会所管事務調査報告
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
- 日程第10 閉会中の継続審査の申し出
(総務文教常任委員会、民生常任委員会)
- 日程第11 閉会中の継続調査の申し出
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会議録

平成22年第4回幕別町議会定例会

- 1 開催年月日 平成22年12月17日
- 2 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
- 3 開会・開議 12月17日 14時00分宣告
- 4 応集議員 全議員
- 5 出席議員 (18名)
議長 古川 稔
副議長 千葉幹雄
1 中橋友子 2 谷口和弥 3 齊藤喜志雄 4 藤原 孟 5 堀川貴庸
6 前川雅志 7 野原恵子 8 増田武夫 9 牧野茂敏 10 前川敏春
11 中野敏勝 12 乾 邦廣 13 芳滝 仁 16 大野和政 17 杉坂達男
18 助川順一
- 6 地方自治法第121条の規定による説明員
町 長 岡田和夫 副町長 高橋平明
教 育 長 金子隆司 教 育 委 員 長 沖田道子
代 表 監 査 委 員 柏本和成 農 業 委 員 会 会 長 佐伯 満
会 計 管 理 者 新屋敷清志 総 務 部 長 増子一馬
経 済 部 長 飯田晴義 民 生 部 長 菅 好弘
企 画 室 長 堂前芳昭 建 設 部 長 高橋政雄
忠類総合支所長 古川耕一 札 内 支 所 長 久保雅昭
教 育 部 長 佐藤昌親 総 務 課 長 田村修一
企 画 室 参 事 伊藤博明 地 域 振 興 課 長 佐藤和良
糠内出張所長 湯佐茂雄 生 涯 学 習 課 長 中川輝彦
保 健 福 祉 課 長 原田雅則
- 7 職務のため出席した議会事務局職員
局長 米川伸宜 課長 仲上雄治 係長 金田恭之
- 8 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
- 9 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
19番 千葉 幹雄 1番 中橋 友子 2番 谷口 和弥

議事の経過

(平成 22 年 12 月 17 日 14:00 開会・開議)

[開会・開議宣言]

○議長(古川 稔) これより、本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長(古川 稔) 本日の議事日程については、お手元に配付のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長(古川 稔) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、19 番千葉議員、1 番中橋議員、2 番谷口議員を指名いたします。

[付託省略]

○議長(古川 稔) お諮りいたします。

日程第 2、発議第 21 号から日程第 5、発議第 24 号までの 4 議件については、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、日程第 2、発議第 21 号から日程第 5、発議第 24 号までの 4 議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長(古川 稔) 日程第 2、発議第 21 号、北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に関する要望意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

牧野茂敏議員。

○9 番(牧野茂敏) 発議第 21 号。

平成 22 年 12 月 17 日。

幕別町議会議長古川稔様。

提出者、幕別町議会議員牧野茂敏。

賛成者、幕別町議会議員藤原孟。

北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に関する要望意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第 14 条の規定により提出します。

北海道開発の枠組みの堅持と北海道局の存続に関する要望意見書(案)。

北海道の開発は、明治の開拓史設置以降、特別な開発政策のもと、計画的に推進され、昭和 25 年の北海道開発法制定後は、国務大臣を長とする北海道開発庁の設置及び北海道総合開発計画の策定など、北海道開発体制の整備が図られ、我が国経済の復興や食料増産、人口や産業の適正配置など、その時々々の国の課題の解決に寄与するため、積極的な開発が行われてきた。

また、開発の歴史が浅く、積雪寒冷で広大な面積を有するといった自然条件の中、北海道開発を総合的かつ着実に推進するため、予算の一括計上や北海道特例といった北海道開発の枠組みも整備された。

平成 13 年 1 月の中央省庁等改革に伴う再編により、北海道総合開発計画の企画・立案・推進や北海

道開発予算の一括計上などの機能は、北海道開発庁から、国土交通省北海道局に引き継がれ、北海道局においては、国が進める関連施策の企画・立案や総合調整を行い、北海道開発を着実に推進してきた。

しかしながら、北海道の社会資本は本州並みには至っておらず、また、北方領土隣接地域の振興やアイヌ関連施策の推進など、北海道にとって重要な課題が今も残されている。

こうした中、本年6月、来年度の国土交通省の組織見直しに関して、北海道局廃止との報道がなされ、道民に大きな衝撃と困惑を与えている。

また、8月末に公表された平成23年度国土交通省組織・定員要求においては、北海道局に関する要求はなかったが、国際局の新設が要求されており、今後、国家行政組織法に基づく局の総数規定により、廃止候補として北海道局が急浮上する危惧を払拭することはできない。

今後とも、北海道が豊かな自然や高い食料供給力、多様なエネルギー資源などの優位性を生かして、我が国の成長に貢献するためには、北海道開発の枠組みを堅持し、いまだ整備がおくれている高規格幹線道路網など、将来に向けた社会資本の整備を計画的かつ着実に進めていかなければならない。

よって、我が国の成長に対する北海道の位置づけや役割などを踏まえ、次の事項について強く要望する。

記。

1、北海道開発の枠組みを堅持するとともに、それを担う体制として北海道局を存続すること。

2、平成20年7月に閣議決定された「地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画」を着実に推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成22年12月17日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣。

以上であります。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第3、 発議第22号、メドベージェフ・ロシア大統領の北方領土訪問に抗議を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

中橋友子議員。

○1番（中橋友子） 発議第22号。

平成22年12月17日。

幕別町議会議長古川稔様。

提出者、幕別町議会議員中橋友子。

賛成者、幕別町議会議員大野和政、幕別町議会議員乾邦廣。

メドベージェフ・ロシア大統領の北方領土訪問に抗議を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

メドベージェフ・ロシア大統領の北方領土訪問に抗議を求める意見書（案）。

択捉島、国後島、色丹島及び歯舞群島から成る北方四島は、1855年「日魯通好条約」によって日露

両国の国境を択捉島とウルップ島の間と定め、以来、我が国領土となっている。1945年、我が国がポツダム宣言を受諾し、降伏の意図を明確にしたにもかかわらず、ソビエト軍が択捉島など北方四島に進撃・占拠したが、1951年に関係国との間で締結された「サンフランシスコ平和条約」においては、我が国が放棄した千島列島は本来、我が国固有の領土であることは歴史的な事実である。

1993年に細川総理がエリツィン・ロシア大統領とともに署名した「東京宣言」では、北方四島の帰属に関する問題については、歴史的・法的事実に立脚し、両国間で合意の上、作成された諸文書及び法と正義の原則を基礎として解決するとの交渉指針が示され、この指針は、その後の首脳による合意等においても確認された両国がよるべき指針である。

このたびのメドベージェフ・ロシア大統領の国後島訪問は、これまでの経過を無視し、ロシアによる四島の不法な占拠を既成事実化しようとするものである。

よって、国においては、このたびの我が国固有の領土である北方領土への大統領訪問に重大な決意を持って断固抗議するとともに、今後ともロシア政府首脳が北方領土を訪問しないよう強く求める。また、北方領土問題の一日も早い解決に向けて、我が国とロシア政府とが公正な解決に向けた本格的な領土交渉を平和裏に再開するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

平成22年12月17日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、沖縄及び北方対策担当大臣。

以上であります。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第4、発議第23号、国が管理する公共土木施設に係る維持管理予算の確保を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

大野和政議員。

○16番（大野和政） 発議第23号。

平成22年12月17日。

幕別町議会議長古川稔様。

提出者、幕別町議会議員大野和政。

賛成者、幕別町議会議員乾邦廣、幕別町議会議員中橋友子。

国が管理する公共土木施設に係る維持管理予算の確保を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

国が管理する公共土木施設に係る維持管理予算の確保を求める意見書（案）。

国が管理する道路や河川などの公共土木施設は、自然災害等から人命や財産を守り、住民の暮らしや経済活動を支える最も重要な社会基盤である。

これまで整備された公共土木施設を将来にわたり機能を十分発揮させ、安全・安心な暮らしを守るためには、これらの施設の適切な維持管理が不可欠である。

しかしながら、国の厳しい財政状況の中、近年、維持管理予算は大きく縮減されたことにより、道路や河川の草刈りや冬期の除排雪などの管理水準が低下し、河道内樹木の繁茂による河川流下能力の

低下や歩道の雑草繁茂による交通安全機能の低下などが見受けられ、安全・安心なサービス提供のほか、観光や物流などの経済活動への影響も懸念されるところである。

また、今後、高度経済成長期に整備された施設の多くが更新時期を迎えることによる修繕費用の増加や、近年多発している異常降雨への対応も喫緊の課題となっている。

このことから、道民の安全で安心な暮らしを守るよう、国においては維持管理する公共土木施設に係る予算を確保するよう、強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

平成 22 年 12 月 17 日。

北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣。

以上であります。

○議長（古川 稔） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第 5、発議第 24 号、北海道が管理する公共土木施設に係る維持管理予算の確保を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案については、ただいま可決されました発議第 23 号と提出者、賛成者は同じであり、かつ同じ内容の意見書を北海道にも提出しようとするものでありますので、提出者の説明、質疑を省略し、直ちに採決いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、提出者の説明、質疑を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長（古川 稔） 日程第 6、議案第 63 号、幕別町集団研修施設こまはた条例についてを議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

委員長、牧野茂敏議員。

○9 番（牧野茂敏） 平成 22 年 12 月 17 日。

幕別町議会議長古川稔様。

総務文教常任委員長牧野茂敏。

総務文教常任委員会報告書。

平成 22 年 11 月 30 日本委員会に付託された事件（議案第 63 号）を審査した結果、次のとおり決定

したので、会議規則第 77 条の規定により報告します。

記。

1、委員会開催日。

平成 22 年 12 月 7 日（1 日間）。

2、審査事件。

議案第 63 号、幕別町集団研修施設こまはた条例。

3、審査の経過。

審査に当たっては、新設条例の内容等について質疑が行われ、慎重に審査した結果、全会一致で結論を見た。

4、審査の結果。

原案を「可」とすべきものと決した。

以上であります。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 63 号、幕別町集団研修施設こまはた条例に対する委員長の報告は、原案を可とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。

日程第 7、議案第 80 号については、会議規則第 39 条第 3 項の規定によって、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 7、議案第 80 号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

日程第 7、議案第 80 号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

高橋副町長。

○副町長（高橋平明） 議案第 80 号、幕別町過疎地域自立促進市町村計画の変更につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

追加してお配りをいたしました議案書の 1 ページをごらんいただきたいと思えます。

過疎地域自立促進特別措置法第 33 条第 2 項の規定によります過疎地域とみなされる区域に係る「幕別町過疎地域自立促進市町村計画」につきましては、本年 9 月の第 3 回定例会におきまして、議決をいただき定めたところでございますが、この計画の中に登載されている過疎地域自立促進特別事業の取り扱いにつきまして、本年 11 月末に総務省から、内部管理経費、生活保護等法令に基づき負担が義務づけられている経費、地方債の元利償還費用及び交付税により財政措置がなされている経費などを含む事業などを除き、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業を過疎地域自立促進特別事業分として認める旨の通知を受け、本町の計画内容の精査を行った結果、計画の一部を変更する必要がありますことから、同法第 6 条第 7 項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

議案書の 2 ページの別紙をごらんいただきたいと思えます。

具体的な計画の変更内容であります。まず区分 5 「高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進」の

(3) の計画の表についてであります。

過疎地域自立促進特別事業として掲載しておりました「忠類へき地保育所運営委託事業」は、この事業に該当しないこととなり、上段変更前の表になりますが、事業名(8)「過疎地域自立促進特別事業」から下段変更後の表(3)「児童福祉施設 保育所」の事業名を追加し、変更するものであります。

また、(8)「過疎地域自立促進特別事業」に、「南十勝子ども発達支援センター負担事業」、議案書の3ページになりますが、「ワクチン接種費用助成事業」「妊婦健康診査費用助成事業」「各種がん検診費用助成事業」を追加するものであります。

4ページになりますが、次に区分10「その他地域の自立促進に関し必要な事項」になります。

(2) その対策の次に(3)計画の表として、過疎地域自立促進特別事業の「地域イベント推進事業」を新たに追加するものであります。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長(古川 稔) 説明が終わりましたので、質疑を許します。

(なしの声あり)

○議長(古川 稔) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(古川 稔) 異議なしと認めます。

したがって、本件は原案のとおり可決されました。

日程第8、陳情第13号、農地・水・環境保全向上対策制度の継続と事業内容の改善を求める意見書の提出を求める陳情を議題といたします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

委員長、前川雅志議員。

○6番(前川雅志) 朗読をもって報告にかえさせていただきます。

平成22年12月17日。

幕別町議会議長古川稔様。

産業建設常任委員長前川雅志。

産業建設常任委員会報告書。

平成22年11月30日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

記。

1、委員会開催日。

平成22年11月30日(1日間)。

2、審査事件。

陳情第13号、農地・水・環境保全向上対策制度の継続と事業内容の改善を求める意見書の提出を求める陳情。

3、陳情の趣旨。

農林水産省は、平成19年度から農地・水・環境の良好な保全と質の向上を図ることを目的として、農地・水・環境保全向上対策を推進してきた。幕別町においても、平成20年度からこの制度に取り組んでおり、開水路や農道の保全など環境維持への意識は著しく向上してきた。

しかしながら、平成23年度での事業終了の計画であり、また、事業内容そのものが十勝の畑作地帯にはなじまない事例もあり、制度の継続と事業内容の改善を強く要請する。

4、審査の経過。

審査に当たっては、陳情の趣旨について論議がなされ、全会一致で結論を見た。

5、審査の結果。

「採択」すべきものと決した。

以上です。

○議長（古川 稔） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（古川 稔） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

陳情第13号、農地・水・環境保全向上対策制度の継続と事業内容の改善を求める意見書の提出を求める陳情に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本件は委員長報告のとおり採択することに決定いたしました。

[追加日程表・付託省略]

○議長（古川 稔） 追加日程配付のため、暫時休憩いたします。

（追加日程表配付）

14：28 休憩

14：29 再開

○議長（古川 稔） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまお手元に配付いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、本会議で審議いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案を日程に追加し、本会議で審議することに決定いたしました。

[説明・質疑・討論省略]

○議長（古川 稔） 日程第8の2、発議第25号、農地・水・環境保全向上対策制度の継続と事業内容の改善を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本意見書案については、さきに報告のありました産業建設常任委員会の報告の陳情の趣旨と同じような内容でありますので、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、提出者の説明、質疑、討論を省略し、直ちに採決いたします。

お諮りいたします。

発議第25号、農地・水・環境保全向上対策制度の継続と事業内容の改善を求める意見書案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

[委員会報告]

○議長（古川 稔） 日程第9、常任委員会所管事務調査報告を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長より、所管事務調査報告書が議長あてに提出されておりますので、お手元に配付してあります。

後刻ごらんいただきたいと思います。

[閉会中の継続審査の申し出]

○議長（古川 稔） 日程第10、閉会中の継続審査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員長及び民生常任委員長より、目下、委員会で審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

総務文教常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、総務文教常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

民生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、民生常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

[閉会中の継続調査の申し出]

○議長（古川 稔） 日程第11、閉会中の継続調査の申し出を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長から、所管事務調査に係る事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（古川 稔） 異議なしと認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（古川 稔） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成22年第4回幕別町議会定例会を閉会いたします。

14：33 閉会